

### (3) 土砂災害防止法関係





熱海市伊豆山地区土石流危険渓流の土砂災害警戒区域位置関係 (dos007)

# 逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (土砂災害防止法関係)

## 1 調査日・場所

2023 (R5) 年10月12日 (木) 県庁別館 2階会議室

## 2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 熱海土木・企画検査課職員 (2003 (H15) 年度～2005 (H17) 年度)
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 経営管理部総務局参事 清水 大全 くらし・環境部盛土対策課長 望月 満 交通基盤部参事兼砂防課長 杉本 敏彦

## 3 聴き取り内容

**Q 逢初川は、2005 (H17) 年度に基礎調査を実施し、2011 (H23) 年度に指定しているが、伊豆山地区の基礎調査を一度にまとめて実施しなかった理由は何ですか**

- ・熱海市全体で予算が付いていたので、あくまでも予算の範囲内での執行ということがあり、本来であれば、地区ごと、できる限りまとめてということになるが、記憶は定かではないが、予算が少なくて (伊豆山地区) 全体ができなかったのではないかな。

**Q 伊豆山地区の土石流の基礎調査は、2005 (H17) 年度に 4 か所、2007 (H19) 年度に 1 か所、2011 (H23) 年度に 2 か所実施し、2011 年度にこれらをまとめて指定したということですか**

- ・2005 年度は、土石流の基礎調査は、伊豆山地区のほかはかなり調査している。したがって、熱海市の中心部の調査を優先的にやって、予算の絡みで伊豆山をやったのではないかなと思います。2006 (H18) 年度以降はちょっとよく分かりません。

**Q 基礎調査を実施する箇所については、毎年度、どのような基準で選定されたのですか**

- ・(基礎調査の実施箇所の) 選定根拠と言われても、取りあえずは地域ごと、できる限りやっていこうということで、部分的に外れた (地域ごとにならなかった) ところもあるかもしれないですが、そういう考え方でやっていったのかなと思います。

**Q 当時、基礎調査をしていく上、どのような課題がありましたか**

- ・（県内における区域指定の）本当に最初の頃で、県内では県熱海土木以外に県袋井土木も先行していましたが、熱海市は県内でも特異な地域でした。
- ・（熱海市は）開発の進展がほかと比べて（県外資本によるリゾート開発など）特別にちょっと変わっていて、土地の所有者が地元の方ではない場合が多いというのがありました。
- ・基礎調査をやり始めた頃だったので、（基礎調査自体を）手探りの状態でやっていたのが実態だったかもしれないです。
- ・まだ土砂災害防止法自体が認知されていない時期だったため、土砂災害警戒区域の指定について、当時はまだ、地権者には非常に大きな抵抗感があったので、（県熱海土木としては）指定に関してかなり細かく地元の説明をしなければならないという姿勢でやっていました。
- ・2005（H17）年度に幾つか指定しているが、その際に、登記簿から全ての住所を洗い出して、説明会の開催案内を郵送したのですが、登記簿の住所は当てにならないので、ほとんど返送される状態でした。とは言うものの、この頃は、承諾を得られなくても、理解は求めていかなければならないため、慎重にやっていたというところ です。
- ・当然のことながら、土石流については（指定対象）範囲が非常に広く、その範囲の全ての地権者を説明会に呼んでいた。基礎調査をするとすぐ指定する必要があるということが頭にあったため、基礎調査を行うことに対して非常に及び腰だったのは事実です。ただ、全国的にやっていかなければならない状況であったため、基礎調査は行っていたということです。
- ・基礎調査に入ると、（調査に入った場所の）地元住民の方々は、何をしているのかと気になるため、県熱海土木に問い合わせが来るのが何回もあり、その都度、説明に行き、それで理解をしてもらえればいいんですが、（指定による）私権制限のみで、（県が土砂災害を防ぐための）施設整備をする訳ではないので、理解を得るのに非常に苦労したところがあります。
- ・伊豆山地区という訳でなく熱海市全体的にですが、地域特性として、投資的物件や別荘地があるため、説明に非常に時間を要した記憶があります。

**Q 熱海市では、最初に下多賀の基礎調査を実施している理由は何ですか**

- ・伊豆山もそうだったのかかもしれませんが、多賀地区はどちらかと言えば、昔からこの地区に住んでいる方が多いだろうから（調査を進めやすいのではないかと）ということ。

**Q まずは、昔からその地域に住んでいる方が多い地区からやろうとしたのですか**

- ・ そうです。まずは、地域のコミュニティーがあるようなところをまず優先してやると。これは、(調査の進め方としての) 戦略的なことでもあると思います。
- ・ (はじめに) いきなり難しいところに行って駄目だと、(本法の区域指定そのものが) 全部駄目でこけてしまう。
- ・ 最終的に全て指定しなければならないのであれば、(まずは、) やりやすい(比較的) に理解を得られやすい) ところを選んでやろうとしたのは事実です。

**Q 2003(H15)年度に下多賀をやっている理由は何ですか**

- ・ 確か、2003年度の下多賀は試験的にやったものです。この当時は、まだ、全県的に指定はやっていなくて、(県の) マニュアル等を作ったのもその時期でした。したがって、2003年度は、とりあえず国のマニュアルに沿ってやった場合にどうなるか、という形で(試験的に) やったと思います。

**Q 2003年度の調査で出た課題を2004(H16)年度に整理した上で、2005(H17)年度に幅広く調査を実施したということですか**

- ・ そうですね。これは多分、2005年度から予算が非常に多く付いたということもありますね。

**Q 予算が多くあった状況で、伊豆山を集中的に実施するのではなく、熱海市内を広範に実施したのはなぜですか**

- ・ (熱海市南部の) 多賀地区などをまずやって、熱海の中心街のほうへ、だんだん北上して行ったという感じです。

**Q 2007(H19)年度、2011(H23)年度にも伊豆山地区の基礎調査をやっているが、その理由は何ですか(調査箇所に見落としがあったのか)**

- ・ (伊豆山地区の基礎調査に見落としがあったのか) ちょっと分かりません。
- ・ 2005(H17)年度から予算が(多く) ついたのは事実で、本当にこれは(調査を) やっていかなきゃならないということでした。

**Q 予算の範囲内で市内に満遍なく手をつけていくということだったのですか。まずは、伊豆山等ひとつの地区を全部やっってしまうという考え方ではなかったのですか**

- ・もちろん、説明会をやるにしても、やはり地域単位でやっていく。地域ごとに押さえていくのが効率よくやるための方法で、(一つの地区を一度に全部やっってしまう考え方は) その通りです。ただ、(当時) それをばらばら(の年度、地区) でやった理由は分からないです。

**Q 逢初川について、基礎調査を実施後、すぐに警戒区域を指定しなかった理由として、どのような課題があったのですか**

- ・土石流の警戒区域に関しては土地の勾配が2度まで指定するので、熱海の特徴として、他のところと比べると(対象範囲が海まで行く) 莫大な面積になる訳です。
- ・それをどのように扱うのかということについて、マニュアルどおり「勾配2度」まで本当に(土石流が流れると想定して) 指定すべきか、それとも(途中の) いろいろな構造物が(土石流を) 止める要因になるのか。逢初川の土石流災害を(この当時) 見ればまた話は別だと思うが、当時は、これだけ範囲を広げて区域設定すべきかどうかということについて、やはり議論にはなつたと思います。

**Q 結果的にはマニュアルどおりに実施したということですか**

- ・マニュアルを否定するだけの根拠がないので、こう(勾配2度まで警戒区域の範囲を設定) せざるを得なかったと思います。

**Q 説明会等では、地元からもいろいろな意見がありましたか**

- ・私が熱海で指定したのは本当に僅かで、下多賀の数か所でした。説明会もそれほど多くやっていますが、すごく身構えていた割には、住民の反応はそれほど強いものではなかったという感じです。
- ・ただ、ここ(熱海)に限った話ではなく、基礎調査を実施中に、「これはどういう調査なんだ」と聞かれれば、現地に行って説明をするんですが、なかなか理解してもらえないといったことは何度かありました。

**Q 基礎調査の時点から、地元への対応に時間がかかったという感じですか**

- ・そうです。時間がかかりました。

**Q 基本的には自主防災ごとに指定していく認識でしたか**

- ・それは間違いのないと思います。実際に地区単位で指定しており、そうするべきであるとの認識でした。

**Q 当時、県熱海土木において、基礎調査の年次計画等があったのですか**

- ・私が県熱海土木にいた頃は、まだ、（県内における指定の）初期段階だったので、どこを指定するということまでいかなかったと思います。とにかく、どこか指定しなくてはという感じでした。
- ・基礎調査は、ある程度、地域ごとにやらなくてはいけないということはありませんでしたが、特別どこからやるかという（年次計画的な）ものは、作っていませんでした。

**Q まずは、地元の反応を見ながら、やりやすいところ、やりにくいところを選別しながら進めたのでしょうか**

- ・それはあります。最初はやりやすいと思ったところでも、実際はやりにくいところがあるので。土地の利用状況等を見ながら。

**Q あなたが県熱海土木に在籍していた時の説明会は下多賀で行ったのですか**

- ・そうです。下多賀では、反対意見はあったと思いますが、強硬に反対する人はそれほどいなかったと思います。
- ・結局、区域指定する方向で説明会が進み、何かしらのペンディングになった事項もなかったのです（指定することになった）。

**Q 当時、神奈川県から、県境を跨がる地区の指定を連携しようという相談は何もありませんでしたか**

- ・ ないです。当時、神奈川県が指定していたかも知りません。

**Q あなたが県熱海土木に在籍されていた 2003 (H15) 年度から 2005 (H17) 年度までは、源頭部周辺区域の開発のピーク（④区域、⑤区域の宅地造成）で、様々なトラブルがあり、開発業者が事務所に来たのではないかなと思うが、その辺りの記憶はありますか**

- ・ 確か、（その開発についての）業者との対応は、県熱海土木の都市計画課でやっていたと思います。
- ・ 私は、企画検査課の所属で、企画係長はその情報がある程度承知していたと思いますが、（係長よりも）下の職員には、（このことに関する情報は）あまり（入ってこなかった）。なので、そういったこと（開発のトラブル）があることは、薄々は分かっていましたが、細かな内容までは分からなかったです。

**Q 改めて確認しますが、基礎調査や指定の順番は、危険なところから優先するのではなく、取り組みやすいところから手を付けていったということですか**

- ・ 本来であれば、危険な所や、あるいは開発が急速に進もうとしている所から優先的にやるべきということは、もちろんそのとおりと承知しています。
- ・ ただ、危険な場所等に優先して手を付けて、全体的にうまくいかなかった場合のことを考えると、（県内における警戒区域の指定の）初期段階におけるやり方として、モデル的にある程度理解が得られそうなところを優先的にやっていったというのは事実です。

**Q 下多賀は、2003 (H15) 年度から基礎調査を開始し、指定は 2005 (H17) 年度から始まっているのに対し、伊豆山については、全部の基礎調査終わった後に、一括して指定していることについて、何か分かることがありますか**

- ・ 当時、私は、熱海市の事情をある程度承知した上で、（県熱海土木から）砂防課に在籍していたので、県熱海土木にどんどん指定しろとは、なかなか言いにくいところもあった。
- ・ 私が（県熱海土木に在籍していた時に）、基礎調査したところをすぐに指定していれば、どんどん指定しろと言えるけど、そうではなかったなので、（指定の時期については）、事務所に任せていたのは確かです。

**Q 土砂災害防止法が制定されて間もない頃であったため、指定に対して相当反対も多く、行政による施設整備に直結しないことや、地価も下がるというような、マイナスのイメージが指定の進捗に影響しましたか**

- ・それはあります。施設整備は約束できないので、その辺りの説明も苦労しましたし、説明会でも「指定されて地価が下がるなら、固定資産税は安くしてくれ」と言われるんですが、「それはできない」という話になってしまうので。
- ・そういう（「固定資産税を下げるんだな」という）話を絶対されてしまうんですが、それは市の所管になるので、そんなことも言えなくて。

**Q 伊豆山地区も、土石流だけではなく急傾斜もあるため、指定の説明会は土石流と急傾斜を一緒に行ったのですか**

- ・説明会に出席される方が一緒だったら、何回も足を運ばせるのは申し訳ないため、できる限り（該当地域の）調査がまとまった段階で指定をして、説明会を一度で済ませようとしたことはあります。

**Q 伊豆山の急傾斜は、基礎調査の実施後、比較的速やかに指定されているように見えるが、その理由は何ですか**

- ・（急傾斜の警戒区域についても）やはり、熱海は特有で、急傾斜の場合は、警戒区域の範囲が狭いんです。（範囲が狭いので地権者も少ないということ）
- ・一方で、土石流の警戒区域については、範囲は極端に広いので、対象の地権者が非常に多く、その地区だけの方だけでなく、下流域まで全部、場合によっては海まで（警戒区域の範囲）というのがあり、地域が全く別の人も対象になるため、土石流の警戒区域の指定というのはかなり大変になります。

**Q 確かに土石流は、どの地区も調査後しばらくしてから指定されており、特段、伊豆山だけが時間がかかっているようにはみえないが、これは他の土木事務所も同様なのですか**

- ・いいえ。土石流の警戒区域の範囲がこんなに広がるのは、熱海特有のものです。大体は、扇状地形で広がって、谷の出口からそれほど広くない範囲になります。
- ・（熱海以外は）急傾斜の間に谷があると、（指定範囲の）地権者は比較的同じになるんです。だから、他の県土木では、土石流の警戒区域と急傾斜の警戒区域の指定が同時にできるんです。しかし、ここ（熱海）では、（土石流の警戒区域の地権者と急傾斜の警戒区域の地権者）全然違う人たちになるんです。

# 逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (土砂災害防止法関係)

## 1 調査日・場所

2023 (R5) 年 9 月 28 日 (木) 県庁別館 2 階会議室

## 2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 熱海土木・企画検査課職員 (2006 (H18) 年度～2008 (H20) 年度)
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 経営管理部総務局参事 清水 大全 くらし・環境部盛土対策課長 望月 満 交通基盤部参事兼砂防課長 杉本 敏彦

## 3 聴き取り内容

**Q 伊豆山地区の基礎調査は、2005 (H17) 年度、2007 (H19) 年度、2008 (H20) 年度、2011 (H23) 年度と複数年度で、かつ年度を分けて実施している状況ですが、複数の溪流ある中、一度にまとめて実施していなかった理由はありますか**

・全然理由はわかりません。

**Q 基礎調査については、「土石流」と「急傾斜」を実施していますが、この調査箇所をどのように決めていたか覚えていますか**

・どうやって決めたか思い出せません。

**Q 当時、基礎調査に当たっての課題は何かありましたか**

- ・ 県熱海土木全体としての課題は、別荘地が多いことであり、どこか忘れてしまったが、一箇所大きな別荘地があり、その調査が大変だった記憶があります。
- ・ 別荘地への基礎調査に当たっては、その別荘地に立ち入らせてもらうことも困難だったような記憶もあります。

**Q 基礎調査について、伊豆山地区に限った課題は覚えていますか**

・ 伊豆山地区については、特に記憶はありません。

**Q 基礎調査を実施してから指定するまでにかかなり時間を要しているように見えますが、基礎調査後すぐに指定しなかったことについて、逢初川も含め、当時、何か問題はあったのですか**

・逢初川を含めて特に記憶はないです。

**Q 県熱海土木管内での土砂災害警戒区域等の指定に関する住民等への説明会で、どのような意見が出たか覚えていますか**

・（自分が赴任した）島田や下田土木でも土砂災害防止法にかかわっていたので、記憶が混同しているかもしれませんが、熱海は別荘地が多いので、土地の価値が下がることについての意見が多かったような記憶があります。

**Q あなたが県熱海土木に在籍していた時、逢初川源頭部で盛土されていたという事実は知らなかったのですか**

・盛土されている事実については、記憶にありません。

**Q あなたが在籍した当時、指定に当たって神奈川県と打ち合せを行ったことがありますか**

・なかったと思います。

**Q 泉地区の指定に当たって神奈川県と調整した記憶はありますか**

・ないです。

**Q あなたが在籍していた当時、逢初川や鳴沢川の上流部（④区域の宅地造成）での開発に関する記憶はありますか**

・記憶がありません。

**Q あなたにとって、伊豆山地区に関係することは、あまり印象に残らないような普通の地区のひとつだったということですか**

・そうです。

**Q 2007(H19)年度に伊豆山港に濁りが発生したことについて、何か記憶はありますか**

・覚えていません。

# 逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (土砂災害防止法関係)

## 1 調査日・場所

2023 (R5) 年 9 月 28 日 (木) 県庁別館 2 階会議室

## 2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 熱海土木・企画検査課職員 (2010 (H22) 年度～2013 (H25) 年度)
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 経営管理部総務局参事 清水 大全 くらし・環境部盛土対策課長 望月 満 交通基盤部参事兼砂防課長 杉本 敏彦

## 3 聴き取り内容

**Q 伊豆山地区については、2011 (H23) 年度に一括して区域指定をしているが、基礎調査は、2005 (H17) 年度から 2011 年度の複数年にかけて実施している。当時、基礎調査を一度にまとめて実施しなかった理由は何かありますか**

- ・当時、この事務（土砂災害警戒区域等の指定）の大きな課題として、（県熱海土木）管内の 2 市全域（熱海、伊東）の指定予定箇所とされるには別荘が非常に多く、住民から資産価値の低下を心配する声があり、そういった方々に対する調査の立入りの調整が非常に難航したほか、度重なる説明を求められたりしたため、多大な時間と労力を要したことがありました。
- ・このような（地域的な）課題の一方で、私は、逢初川の上流部に盛土があったということは知りませんでした。逢初川については、（私が県熱海土木に在籍した）4 年間で（区域指定に携わった）300 か所中の普通の 1 か所であり、（基礎）調査に当たっての（土地への）立入りや、住民への説明が難航したこともなく、特別な印象がない地域になります。
- ・県熱海土木各課への（逢初川の区域指定に係る）指定調書の決裁の際や、（区域指定に係る地元）説明会の際、また、（区域指定に係る）市への意見照会の際にも、（上流部の）盛土に関する情報が出たことは一度もありませんでした。
- ・このような背景があり、まず、私が引き継いだ時点では、県熱海土木管内全体で基礎調査が終わっていましたが、全体計画（実施計画）のとおり指定に至らない箇所が多数あり、私が（県熱海土木に）着任する前年の 2009 (H21) 年度に、逢初川流域の急傾斜（の警戒区域）のみが指定された状態でした。
- ・（私が県熱海土木に）着任した 2010 (H22) 年度においては、引継ぎの中で、「神奈川県境の方の指定を（神奈川県と）同時に行う必要があるため、その地区に当たる熱海市泉地区の指定に向けた作業を優先するように。」との話がありました。

- ・(私は) 引継ぎどおり、泉地区の残る(基礎)調査と区域指定に注力しました。これまでの(区域指定に係る作業の)流れからすると、年度内に基礎調査から区域指定までを完結させるのは、かなりタイトなスケジュールだったのですが、2010年度については泉地区を優先したという経緯があります。2010年度においては、作業量的にも(泉地区の区域指定に時間を要し)、逢初川を含む伊豆山地区での動きというのは一切ありませんでした。

**Q 前任者からあなたへの引き継ぎの中で、伊豆山地区の調査について、特に何か引き継ぎされたことはありますか**

- ・(私が引き継ぎを受けた当時は)伊豆山地区については、ほぼ(基礎)調査が完了していて、逢初川については特に引き継ぎはありませんでした。
- ・今後の進め方として、鳴沢のほうの宅地の範囲が以前調査したときに比べて上流部に広がっているということで、その追加調査が必要との引継ぎを受けました。
- ・実際には、伊豆山地区全体を見ると、猪洞沢の調査が漏れていた(未調査だった)ので、猪洞沢の基礎調査を実施した上で、区域指定したという経緯になります。

**Q 基礎調査がある程度終わっている伊豆山地区の区域指定を行わなかった理由には、泉地区を優先すること以外に何かありますか**

- ・急傾斜と土石流の警戒区域を同時に指定して、住民の方々が避難経路等を把握しやすいようにするということも、引継ぎでは聞いていましたが、この(伊豆山地区)場合、前年に急傾斜(の警戒区域)しか指定されておらず、なぜ土石流が(この時同時に)指定されなかったのか分かりませんでした。
- ・推測するに、鳴沢川の指定対象範囲が(以前の調査よりも)広がっているため、その追加調査をした上で一齐に(土石流の警戒区域を)指定するというものではなかったのかなと思います。

**Q 伊豆山地区の土石流の警戒区域の指定が遅くなった理由の一つは、鳴沢川の基礎調査を待っていたということですか**

- ・具体的にはそこまで聞いておらず、推論でそう思います。

**Q 当時、年度ごとの基礎調査箇所を選定に関する方針はありましたか**

- ・全体計画としては、2010(H22)か2011(H23)年ぐらいまでに(指定を)進めるというものがあったと思いますが、その全体計画からすると、県熱海土木管内では基礎調査が先行していて、(区域)指定がされていない箇所が結構多いなという認識があったため、そこから先は計画に沿うというよりは、未指定で残っている部分をとにかく面的に指定していくという方針でやっていました。

**Q 基礎調査は完了しているものの区域指定には至っていない箇所が多い理由は、冒頭で説明のあった熱海特有の課題があって指定が進まなかったということですか**

- ・その影響は大きいと思います。

**Q 当時、逢初川の基礎調査に当たっての課題は何かありましたか**

- ・逢初川については、特に何の支障もなく基礎調査が終わっていて、下流域の警戒区域の指定対象地域でも特に何の心配する声等も上がっていませんでした。スムーズに進んだので、逆に印象に残っていません。

**Q 伊豆山地区については、基礎調査から区域指定までは支障もなく進められたという感じですか**

- ・1か所、急傾斜では、以前に実施した基礎調査の際に(土地への)立ち入りを拒まれたため未調査になっていたところがあり、その場所については、2011(H23)年度になって、私が基礎調査で立ち入らせてもらい、区域指定した経緯があります。

**Q 逢初川上流部の盛土について、開発業者から県熱海土木へ、土地改変を行うとの報告等は何もなかったですか**

- ・私は、企画検査課に所属していましたが、そういった開発の話は一切聞いたことがありません。おそらく、(開発に関する)決裁文書や回覧文書については、私のところには回ってきていなかったのではないかと思います。
- ・鳴沢川については、(私の着任以前に行われた)基礎調査の資料で谷の出口としていたところよりも上流に住宅が建っていることが分かっていたので、区域指定に当たっては、(谷の出口よりも)下流域を警戒区域に指定するため、この土地の調査が必要なので、追加調査を行ったのですが、逢初川についてはそういったこと(追加調査)もなかったもので、特に触れることもなく(盛土の存在を把握できる機会もなく)、そういった(盛土が存在するという)情報もありませんでした。

**Q 土砂災害警戒区域等の区域指定事務の担当としては、逢初川の上流部での開発行為についての認識は持っていなかったのですか**

- ・はい。

**Q 伊豆山地区における土砂災害警戒区域等の区域指定に係る説明会で、どのような意見・質問がありましたか**

- ・全ての説明会で私が説明していますが、特に区域指定に反対するような意見はなかったと思います。
- ・個別に「自分の住宅のところに（警戒区域等が）どうかかるのか。」とか、指定範囲の質問等はあったと思いますが、特に何も意見はなく、また、住民の方から、（上流部に）いわゆる盛土があったという話も一切なかったと思います。

**Q 当時、説明会で、あなたからの上流での開発について説明をしていますか**

- ・していません。そもそも（上流での開発）を知らなかったので、話しようがないです。

**Q 逢初川における土砂災害警戒区域等の区域指定に係る説明会では、区域指定に関し強硬な反対意見はなく、普通だったということですか**

- ・逢初川については全く印象に残っていません。

**Q 区域指定に当たっては、自主防災会ごとという認識を持っていたということだが、泉地区以外の区域についても、同じように自主防災会ごとに指定していましたか**

- ・自主防災会単位もそうですが、全体の計画が遅れていたもので、自主防災会をいくつか跨って流れこむ流域（が対象となる指定範囲）とか、虫食いで指定がされていないところを、もう少し広いエリアで面的にカバーしていこうというつもりでやっていたので、自主防災会よりも広い伊豆山地区や泉地区といった大きい単位で進めていきました。

**Q 逢初川又は伊豆山地区全体で、説明会の後も住民等から特に意見はなかったですか**

- ・いずれの地区にでも説明会後にも（住民等から）特に意見はありませんでした。

**Q 土砂災害警戒区域等の指定について、市の窓口である防災室から、基調調査から指定までの手続きが遅れている地区について問い合わせはなかったですか**

- ・特にありませんでした。市からは、（土砂災害警戒区域等の指定に関する）意見や要望等が出されたことは特にありません。
- ・県砂防課から（土砂災害防止法に基づく指定の）意見照会をしていますが、市からは「特になし」との回答でした。

**Q 当時、源頭部の盛土の関係で県と事業者は相当やり取りをしていたが、県熱海土木には情報が何もこなかったですか**

- ・県熱海土木の窓口がどこか分からないですが、私のところには、そのような情報は届いていませんでした。

**Q 逢初川の上流部での開発行為や、逢初川や伊豆山港に濁水が出るといった情報などの記憶に残っていることはありますか**

- ・逢初川については特にそういう情報はなくて、先ほど言った鳴沢川については、引き継ぎでも、（上流の住宅の）範囲が拡大しているということで、（基礎）調査後に何か開発があったのだろうということは分かりました。逢初川の濁水等の話は聞いたことがないです。

**Q 泉地区を優先する話が、引継ぎであったということだが、当時、神奈川県小田原土木事務所との情報交換は頻繁に行っていたのですか**

- ・はい、やっていました。湯河原町役場や小田原土木事務所にも何度か行っていますし、泉地区での説明会等については、（湯河原町や小田原土木と）一緒に開いています。

**Q 泉地区を優先させなければならない理由は何か**

- ・（県境を流れる）川を挟んで、土石流は当然両側（湯河原町側と泉地区側）に行くので、両方に影響が及ぶということで、（神奈川県、静岡県）それぞれが、それぞれの調査結果に基づき（土砂災害警戒区域等）を（区域）指定する訳にはいかないなので、どちらかが基礎調査を行い、その結果を両県が承認して、区域指定を行うということが必要となるため、（神奈川・静岡両県が）同時に手続を進めるために優先する必要があったと理解しています。

**Q 泉地区を優先することについては、神奈川県からの申し出によるものか**

- ・2009（H21）年度の時点で（神奈川県との間で）どのようなやり取りがあって、動き出したかはわかりません。
- ・2009年度（着任前）には、既に泉地区の半分ぐらいの基礎調査が実施されていたのですが、「神奈川県が急に動いても大丈夫なように、残りの基礎調査を至急実施し、区域指定を行えるよう準備しておいてください」とのこと（引き継ぎ）でした。

**Q 神奈川県と同じタイミングで、県境の土石流危険溪流に係る区域指定を行うため、それに関する場所の基礎調査を急いでやるようにとの引き継ぎだったということか**

- ・そうです。

**Q 鳴沢川の基礎調査については、当初、2008（H20）年1月に実施し、その後2011（H23）年10月に再度調査しているが、その理由は⑤区域の宅地造成があったからですか**

- ・⑤区域よりも下流を土砂災害警戒区域に指定する予定でした。
- ・通常、沢の出口に当たる扇状地の頂点より下流を区域指定するのですが、（2008年の）基礎調査の後に、（沢の出口としていた地点より上流側の⑤区域で）、家がぼつぼつと建っていることが分かったので、（2008年の調査で沢の出口とした）その時点では区域指定をせずに、2011年度にもう一度調査する必要が生じたということです。つまり、（沢の出口の上流で宅地開発が行われ）沢の出口が上に移動したということになります。

# 逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (土砂災害防止法関係)

## 1 調査日・場所

2023 (R5) 年 9 月 29 日 (金) 県庁別館 2 階会議室

## 2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 熱海土木・企画検査課職員 (2009 (H21) 年度)
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 経営管理部総務局参事 清水 大全 くらし・環境部盛土対策課長 望月 満 交通基盤部参事兼砂防課長 杉本 敏彦

## 3 聴き取り内容

**Q 伊豆山地区の基礎調査を一括して行わなかった理由は何か。また、年次ごとの調査の割り振りを定めたものがありましたか**

- ・(基礎調査を一括して行わなかった理由については) 全く記憶がありません。私が担当したのが 2009 (H21) 年度ですが、前年度から引き継いだときに、来年度は大体この基礎調査をやってほしいと、(基礎調査の予定が) 整理されたエクセルの表があったのを記憶しています。
- ・引継ぎで、「(自分は) そこをやればいいんですね。」という状態で、どこをやろうと自分で決めた記憶は全くないので、ある程度予定はできていたと思います。

**Q 基礎調査に当たり、当時、どのような課題がありましたか**

- ・基礎調査自体には、それほどの課題はなく、淡々と進めていたイメージです。
- ・指定に関しては、土石流の危険溪流は結局、いくつかの沢が下流で合流して、下流の住宅街がほとんど指定範囲に入ってしまうため、どのように進めるかは、まだはっきりと決めていなくて、自分がやっていた時には、他にも指定しなくてはいけないところがあり、市ともそこまで、土石流(の警戒区域)に関して、何としてもここを指定しなくてはならないという状況ではなかったというのが正直なところだと思います。
- ・また、大きな別荘地があり、基礎調査をやると、この家は 30 度、5メートルにかからなくて、隣の家はかかる。同時期に分譲され、同じように買っている人たちで、(警戒区域に) 指定されたり、指定されなかったりと、差が出るという課題があった。結構、別荘地は広いので、まだそこには踏み出せずにいたというのが正直なところです。

**Q 基礎調査について、伊豆山地区での課題は何かありましたか**

- ・特にはなかったと思います。泉地区が先行していたとの話がありましたが、私が担当していた時に、神奈川県小田原土木から「泉地区を指定していきたい」との電話がありました。
- ・千歳川が神奈川県と静岡県とで分かれており、神奈川県側だけ指定すると、(後日、)静岡県側で指定した際に、同じ地権者が再度説明を受けなければならなくなってしまうとのことだったので、それならば(神奈川と静岡で)同時に進めたほうが良い」という話になりました。
- ・したがって、(私から後任に対し)「基礎調査も場所を変えて、指定も同時期にやってください」という引継ぎをしたような記憶があります。湯河原と歩調を合わせるような形だったということが、泉地区が先行した理由だと思います。

**Q 先ほどの年次計画には、最初は泉地区でない別の地区が入っていて、そこを泉地区と入れ替えたということですか**

- ・多分そうだったと思いますが、どこをどう入れ替えたかまでは、記憶はありません。

**Q 警戒区域の指定に当たっての課題はありましたか**

- ・説明会を開くと、バブルの時期に別荘地を高く購入した人たちから、(説明会を開いた当時でも)資産価値が下がってきたところに、「こんなのを指定されたら全然売れなくなるからやめてくれ。」という話が出て、説明がなかなか終わらず堂々巡りをしていたことは記憶しています。
- ・また、(警戒区域に)指定しても、(県がこの法律に基づいて)施設を整備するものではなく、市からの避難情報(ソフト対策)で、ここが危険ですという(意味の)指定しかしませんので、「(県は)何もしないのかと」の意見が出て、説明が終わらず、なかなか苦労はした記憶があります。
- ・あとは、そういう別荘地もあるので、不動産取引の関係で不動産会社から県熱海土木に、指定の状況の確認の問い合わせが頻繁にあったと記憶しています。

**Q 当時から、自主防災会ごとに警戒区域を指定していくという認識でしたか**

- ・そうです。

**Q 伊豆山地区の説明会の記憶はありますか**

- ・はっきりとは記憶してないですけど、多分、行ったような記憶があります。
- ・説明会の説明は（県熱海土木の）工事課、支所がやってくれていたもので、あとは企画検査課が予算の管理と、場所はここみたいなコントロールだけをしていたと記憶しています。

**Q 説明会において、住民からの意見や質問の中で、上流側に今回のような開発があるという話がありましたか**

- ・全く記憶がありません。

**Q 基礎調査から指定まで時間を要した理由や当時のやり取り、熱海市とのやり取りなども含め何か記憶はありますか**

- ・そのような記憶はありません。私の時は、まだ（警戒区域の指定が必要な箇所）数も残っていたので、取りあえず指定できるものから淡々と進めていくような状態でした。

**Q 伊豆山地区の住民から基礎調査や指定時期に関する問い合わせはありましたか、また、2009（H21）年になると上流側の逢初川の盛土もかなり結構進んでいる時期であると思われるが何か記憶はありますか**

- ・伊豆山地区の住民から、基礎調査や指定時期についての問い合わせはなかったと記憶しています。
- ・逢初川の上流の盛土についても全く記憶がありません。その話を聞いた記憶も、（逢初川上流の）現場へ行ったこともなくて、初めて現場に行ったのは、（再度熱海土木に赴任していた 2021（R3）年の）実際に崩れた次の日でした。

**Q 県熱海土木に在籍されていた時、A社の関係者が県熱海土木に来て、何かやりあっていた記憶は残っているか**

- ・A社の話は、何となく聞いたことがあり、結構もめているという話は聞いていましたが、それがどこだということまでは、はっきりとは承知していませんでした。
- ・A社が結構厄介な状態であったことは何となく記憶にあるのですが、直接的にはあまり関わってはなかったというイメージです。

**Q 2009 (H21) 年度に伊豆山港が濁って、県熱海土木の工事課職員が、逢初川上流部の盛土の状況を確認しているが、そのあたりの記憶は残っているか**

- ・記憶がないです。当時は、道路や砂防関係、技術調査関係の業務もあり、自分の記憶だと、当時の時間外が年間 500 時間を超えており、そちら（担当業務ではない逢初川上流部の盛土の関係）まで手を出す余裕がなかった状況というのが正直なところですよ。

**Q 逢初川北側の鳴沢川の件についても全く知りませんでしたか**

- ・全く知らないです。

**Q 区域指定に当たって、熱海市と打合せを行っていましたか**

- ・当時、土砂災害防止法の件でどこまで打合せをしたのかは、あまり記憶はないですけど、県熱海土木でやっていた地域活性化プロジェクトを通して、市とはいろいろ建設関係のことをやっていたので、そんなに話しづらい間柄ではありませんでした。
- ・ただ、(土砂災害防止法の指定については、市と) ここをこういうふうにしていこうという感じではなくて、本当に淡々と県熱海土木が説明会をやって指定していく、順番通りやっていくのに対して、市がついて行いくような状況でした。

**Q 2010 (H22) 年度は、土石流の方は基礎調査も指定も行っていないんですが、その理由を知っていますか**

- ・分からないです。

# 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

(土砂災害防止法 平成 12 年 5 月 8 日 法律第 57 号)

## (目的)

第一条 この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊（傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。）、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。第二十七条第二項及び第二十八条第一項において同じ。）若しくは地滑り（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。同項において同じ。）（以下「急傾斜地の崩壊等」と総称する。）又は河道閉塞による湛水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。第七条第一項及び第二十八条第一項において同じ。）を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

## (土砂災害防止対策基本指針)

第三条 国土交通大臣は、土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2～5 略

## (基礎調査)

第四条 都道府県は、基本指針に基づき、おおむね五年ごとに、第七条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査（以下「基礎調査」という。）を行うものとする。

2 都道府県は、基礎調査の結果を、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長に通知するとともに、公表しなければならない。

3 略

### **(土砂災害警戒区域)**

第七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

2～6 略

### **(警戒避難体制の整備等)**

第八条 市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- 五 救助に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2～3 略

### **(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)**

第八条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2～6 略

### **(土砂災害特別警戒区域)**

第九条 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

2～9 略

### **(特定開発行為の制限)**

第十条 特別警戒区域内において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。

2 略

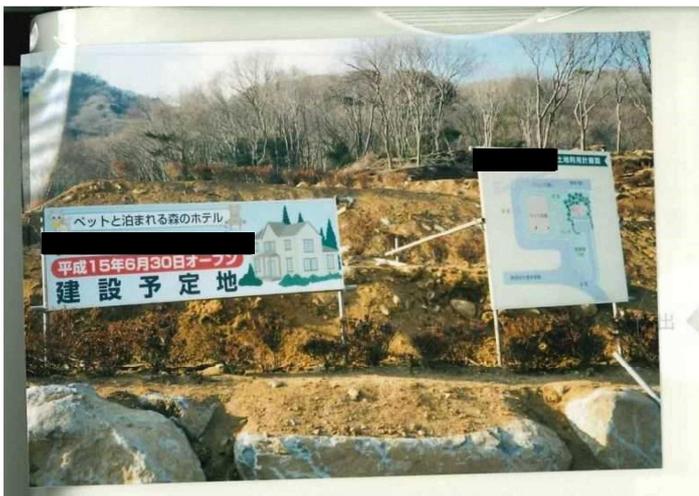


## (4) 都市計画法関係





⑤区域を囲む熱海市道から④無許可開発区域を撮影（写真中央奥が④無許可開発区域）



④無許可開発区域内に設置された土地利用計画図等の看板



④無許可開発区域内の入り口付近（モニュメント、巨石を並べた道）

④無許可開発区域における開発行為の状況写真  
【 2003(H15)年2月6日 撮影 】 (D001)



ペット広場、芝生広場の予定地



芝生広場予定地からペンション建設予定地を撮影

④無許可開発区域における開発行為の状況写真  
【 2003(H15)年2月6日 撮影 】 (D001)



㊦ 倒木放置状況

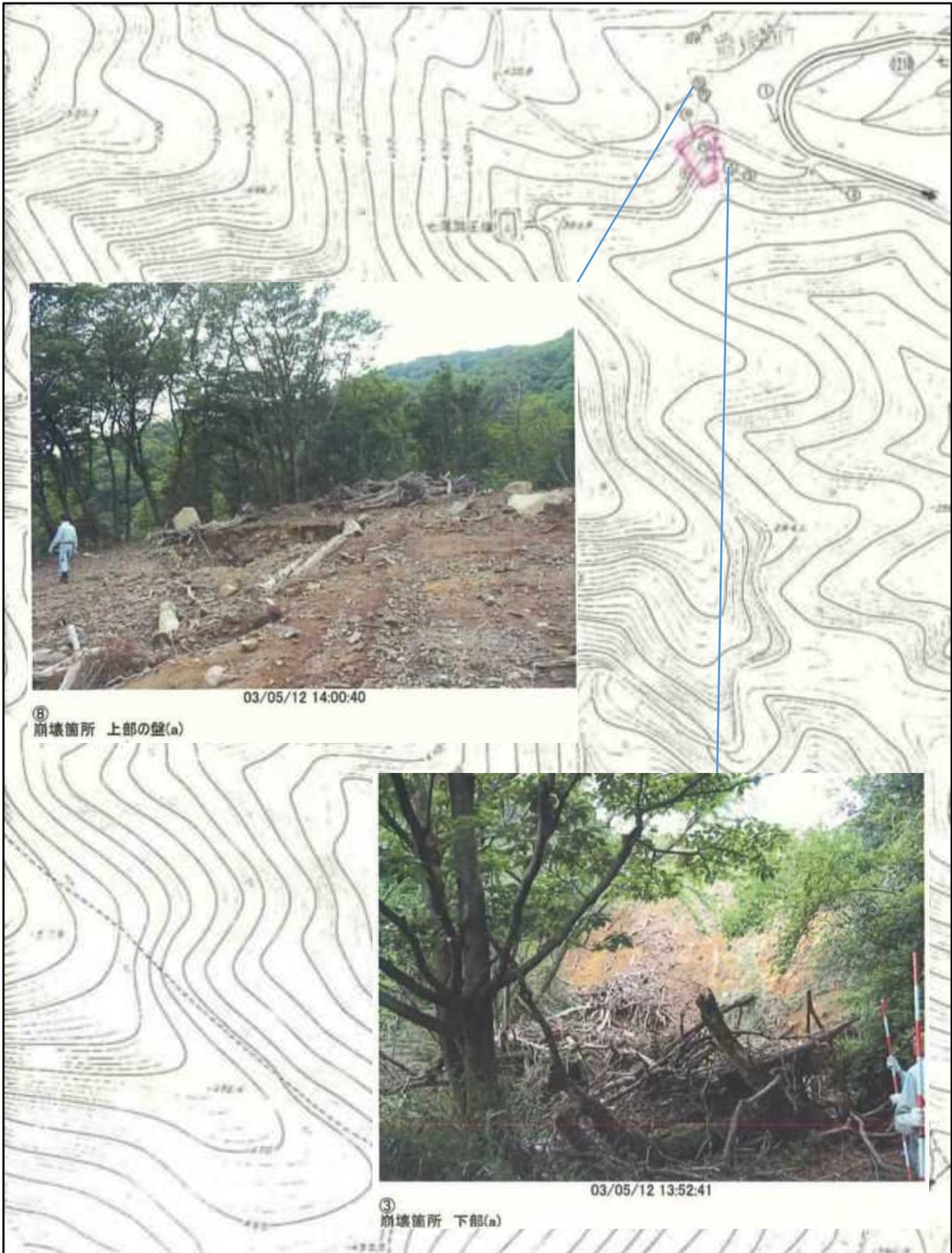


㊧ 復元砂状況

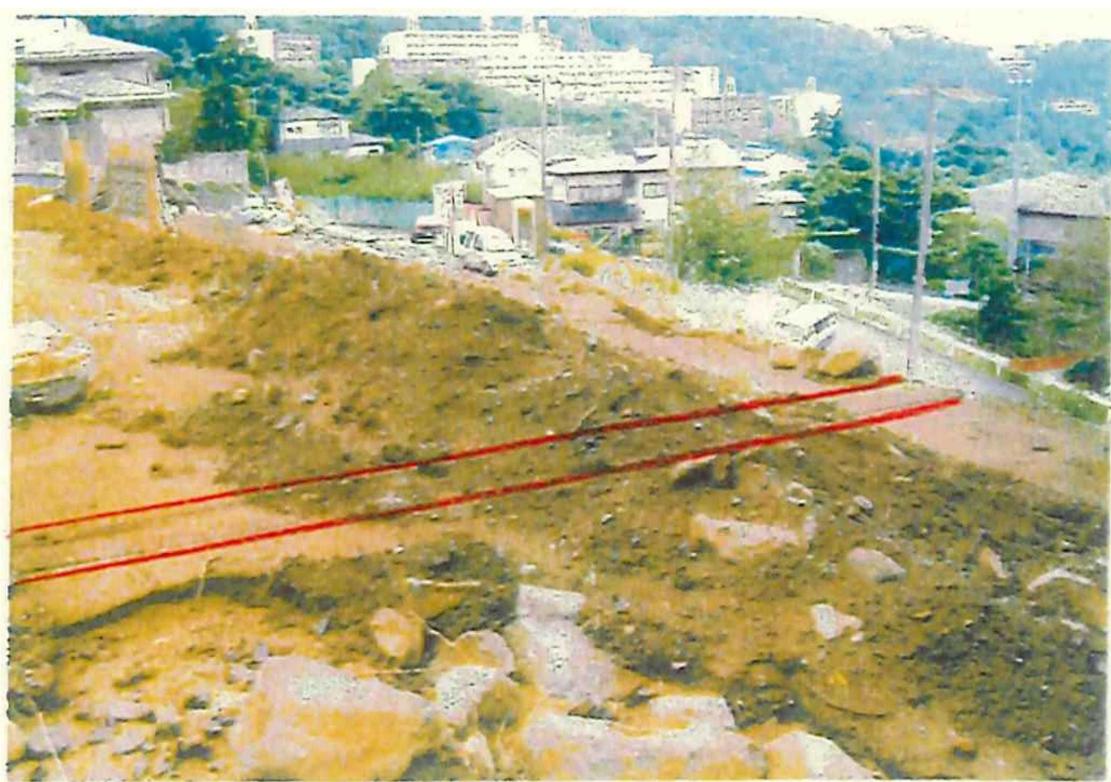


㊨ 雨水流出部

④無許可開発区域の現地確認時の写真  
【 2003 (H15) 年 3 月 19 日 撮影 】 (D055)



公文書(D064)に添付された「崩壊箇所」と記載のある位置図と写真  
 【 2003 (H15) 年 5 月 12 日 撮影 (写真に記載された日付) 】 (D064)



⑤区域内に沢地形は存在していない（赤線は水路の位置）



⑤区域内の暗渠排水工の流末とみられる排水口（赤線は水路の位置）

公共用財産(水路)の用途廃止申請（2002(H14)年10月申請）に添付された写真  
【2002(H14)年10月 撮影（推測）】（E048）

# 逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (都市計画法関係)

## 1 調査日・場所

2023 (R5) 年9月28日 (木) 県庁別館 2階会議室

## 2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 県土地対策室職員 (2002(H14)年度～2004(H16)年度)
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 経営管理部総務局参事 清水 大全 盛土対策課長 望月 満 土地対策課長 福田 吉宏

## 3 聴き取り内容

**Q 2003(H15)年2月6日の土地対策室長による現地調査(D001)以前に、現地調査を行っているのではないですか。また、調査に至ったきっかけは何ですか**

- ・推測ですが、2003年2月6日より多分前に現地に行っています。現地で写真を撮り、復命もし、現場の記憶もあります。少なくとも県熱海土木都市計画課の職員がいた気がします。
- ・弁明の機会の付与を2月13日に出せるということは、(この手続きの準備には)結構時間がかかるため、(最初の現地調査は)2月6日より前ではないかと思えます。日までは思い出せません。
- ・県熱海土木から無許可開発の通報があって、すぐに見に行っています。

**Q 無許可開発地について、いつ頃からどのように把握していましたか**

- ・(県熱海土木の通報は)おそらく1月です。2月の可能性もあるけど、現場の状況から、(見に行ったのは2月6日の)前日とか前々日じゃないと思えます。
- ・⑤区域において、P社が許可通りに工事をやるかどうか心配だったので、県熱海土木に、許可条件として、(施工状況の)写真の撮影など(詳細に)書かせました。とにかく許可条件か何かで(不適切な開発を)止めるという方針でした。

**Q 現地調査時点で造成工事はかなり進んでいたが、当時、無許可開発の着手はいつ頃と考えていましたか**

- ・分かりません。
- ・県熱海土木が、これから工事が始まる⑤区域を許可しますと言って年末に許可しており、ちゃんと見るよう伝えたところ、その上で違反があって、びっくりして行っていると思います。

**Q (D001 の写真を見ると) ⑤区域内には廃車やガラス屑などの産業廃棄物などが置かれていたようですが、撤去の指導はしたのですか**

- ・保健所が指導しました。これ (D001 の写真) が埋まっていたんですけど、もう保健所から指導があって、搬出できるように、道の脇まで持っていった状態です。

**Q 元々⑤区域の宅地造成のための土採取場であり、土採取等規制条例の規制対象であったはずだが、熱海土木では届出を受理していません。不備により返戻・補正したなどの記録が見受けられるが、これらの情報は入っていましたか**

- ・一切ありませんでした。もし、向いに座っていた土採取等規制条例の担当者の所に情報が入っていれば、県熱海土木の用地管理課からこんな話が来てるんだと私に言うはずです。
- ・多分土採取等規制条例の担当者も、ここで土採取が起こってることすら知らなかったと思います。

**Q 県の公文書 D064 に 20 年前の土砂崩れの記録があったとして記事になったが、公文書は位置図と写真のみで、報告記録がない。現地調査は、いつ、何の目的で行われたものですか**

- ・記憶にはなく、覚えていないだけかもしれませんが、分かりません。
- ・D064 の添付図面と写真については、見た覚えがありません。

**Q P社への措置命令の内容（土砂流出防止措置）は、当時、どのように検討・決定していたのですか。悪質な業者であり、原状回復を命じるべきではなかったですか**

- ・④無許可開発区域の下が自分の開発地で、しかも窪地です。⑤区域が沈砂池の機能があるということで、もし泥水が行っても⑤区域で止まりますが、⑤は宅地開発地だから沈砂池代わりにするのも、地盤がまずいので沈砂池ぐらいは造らせた方がいいなどの話をしたような気がします。
- ・いくら悪質（な業者）でも、原状回復の必要がなければ、原状回復の命令を出せません。県熱海土木で検討したと思いますが、私の段階では、原状回復の必要はないという前提です。

**Q 違法造成地に関し、P社の排除後、（新たな事業者による開発に至ったが、）どのような想定をしていましたか**

- ・P社とは関係を持たない第三者に承継するならば許可ができることは、（事業者に）伝えていきます。

**Q 無許可開発の場所はどのあたりですか**

- ・（⑤区域の）もうちょっと上までいってるかもしれない。④区域・C工区にちょっと掛かっているかもしれない。
- ・だから、あの新聞（D027の添付地図）を見てびっくりしたのは、誰が地図にマーカーをしたのか知らないけれど、（地図上で「無許可開発区域」とされた位置は）極めて不正確です。（新聞に掲載されて地図に記載された「無許可開発区域」の範囲が実際より広く、位置もずれているの意）

# 逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (都市計画法関係)

## 1 調査日・場所

2023 (R5) 年 9 月 28 日 (木) 県庁別館 2 階会議室

## 2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 県熱海土木事務所 都市計画課職員 (2002(H14)年度～2003(H15)年度)
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 経営管理部総務局参事 清水 大全 くらし・環境部盛土対策課長 望月 満 交通基盤部土地対策課長 福田 吉宏

## 3 聴き取り内容

**Q 公文書(D001)の2003(H15)年2月6日の現地調査より以前にも現地調査を行っていると思われるが、その調査に至ったきっかけは何ですか**

- ・ 県熱海土木建築住宅課復命書 (D027) では、最初は2区画造成したいという話だったため、2001(H13)年8月に宅造法で先に許可が出て、土地に手を付け始めていました。(D027の地図だと下の方)
- ・ (⑤区域の) 宅地造成については、熱海市道がぐるっと周りを囲う形になっていて、この市道を先に進んで行くと最後に神社があった。(事業者は) その市道で囲まれた区間の前後の土地を買ったと言っていたと思います。(事業者は) まず、下の2区画を(先行して)やり、できれば行く行くは(この買った土地の宅地造成も)やりたいと話をしていたはずですが、ただ、まず手を付け始めたのが、(⑤区域の) 一番下の方の2区画分だったと記憶しています。そうすると手続的には宅造法の許可だけでできるので。
- ・ 2003年(H15)2月6日以前に、宅造法の許可に当たっても現地確認をしていると思われる。ただ、宅造法については、(私が在籍していた県熱海土木の) 都市計画課ではなく、建築住宅課の所管でした。
- ・ 土木職の職員が都市計画課にしかいなかったもので、この職員が建築住宅課も兼務して、建築住宅課が審査する宅造法絡みの宅盤とか擁壁の強度などの審査を手伝っていました。このため、(都市計画課と建築住宅課) 相互にある程度の情報共有はできていたので、この土地についてももちろん見に行っていました。
- ・ 公文書(D001)の復命書については、本庁の室長が現地確認を行った内容になっていますが、この日以前に、日付までは覚えていませんが、私や県土地対策室の担当職員が先に現地確認を行っているはずですが。

**Q あなたや当時の県土地対策室の担当職員が現地確認を行ったとすると、2003(H15)年2月6日からどのくらい前か**

- ・2002(H14)年度に（開発の）規模が大きくなり出すと、（県として）本気でやり始めた（対応をした）ので、2002年度のいつくらいしか思い出せないが、多分、2003年2月6日より以前には現地確認に行っています。
- ・（⑤区域や④無許可開発区域の開発行為に対し）命令を出したのが、2002年度末なので、この年度中には土地対策室の担当職員と私も（現地確認に）行っています。

**Q ⑤区域の宅地造成に係る開発行為が許可されたのは、2002(H14)年12月26日なので、あなたは、12月にはこの場所に入入りしていたと思う**

- ・そうです。

**Q 現地確認の際、④無許可開発区域の現場も確認しましたか**

- ・④無許可開発区域の現場の方には、それほど行っていません。

**Q ④無許可開発区域の現場を確認しなかったのは、その時はまだ工事をやっていなかったということですか**

- ・（④無許可開発区域については）木を切ったかもしれないが、（当時）うち（県熱海土木都市計画課）が把握していたのは、（⑤区域の）この（市道に）囲われた中（の行為）でした。
- ・この熱海市道については、傾斜になって上がっており、ここを上がってもこちらの山（④無許可開発区域の奥）までは入って行かないので、ここの木を切ったかと言うのは全然見えていなかったかもしれない。
- ・（⑤区域の）停止命令を出す際に、再度（現場を）見に行った時に、ここだけでなく、⑤区域の上の方とかも木が切られていた。このため、多分、⑤区域の停止命令を出す際に、この許可地の工事中止と合わせ、ここ（④無許可開発区域）も造成しているからそれも止めなさいという命令になっているはずです。

**Q ④無許可開発区域の開発行為を把握したきっかけは、この辺りで実施されている行為が目立っていたからではなく、あくまでも⑤区域の宅地造成の現地確認がきっかけだったということですか**

- ・一部の許可（宅造法の許可）は取っていたので、（事業者が）この辺り（の土地）を持っているのは知っていました。場合によって、この辺り一帯（の土地を）を使いたいとの話を業者がすることもあったので、たまには様子を見に行くということです。
- ・2002(H14)年の12月末に全体でやりたいという話（開発許可申請）がありました。その前には当然、図面を持ってきたり、「こんな工事をやっていいか」との相談に来るので、そういったやり取りの中で、たまには現場を見に行くこともあり、そうすると思った以上に木を切っていたということがあったので、県土地対策室にも現地を見に来てもらったりしました。
- ・最終的には、（2002年の）12月に、（⑤区域の宅地造成について）一旦、多くの許可条件を付した上で開発行為を許可し、その後、その許可条件違反があったので、停止命令を出したという感じでした（経緯でした）。現地を毎日確認していた訳ではないので、④無許可開発区域における開発行為がいつから着手されたか等については、分かりません。
- ・ただ、造成を始めたのがいつかという意味であれば、宅造で（法の許可を受けて）一部小規模な箇所（の造成）を始めたので、そのころからある程度の道路工事をやっているのは承知していましたが、それは一応許可を取っている（宅造法の許可）ので、その付近のエリアに手をつけることについては、別に駄目とは言えないかなと思っています。

**Q 公文書を確認する限り、我々は、この都計法違反の開発行為（無許可開発）が行われたのは、現時点で言うところの④区域と考えているがどうですか**

- ・私が県熱海土木に在籍していた頃は、④区域には全然近寄っていません。④区域のC工区についても、私が在籍していた2001(H13)年度から2003(H15)年度までの間には、見に行っていない。
- ・私が立ち入ったことがあるエリアは、基本⑤区域であるため、⑤区域を見に行つて（⑤区域を囲む）市道を歩いている時に、⑤区域の上の辺り（の土地）の木を切っていたので、その辺りまで入っていったことはあります。
- ・⑤区域の上の方の木を切ったことについては、この道から見て風致（地区条例に係る）命令の中に含めていたような気がするが、④区域・C工区の辺りは、私が県熱海土木に在籍していた頃は普通に山でした。

**Q ⑤区域の宅地造成に対する措置命令後の状況を覚えていますか**

- ・私が防災工事をやるようにと言っている（命令している）中で、P社側が「もう自分たちでは（伊豆山地区における開発を）やっては駄目なのか」と言っていた頃が、⑤区域の下の2段ぐらいまでしかできていない段階で、工事が止められた状態だったと記憶しています。
- ・⑤区域の防災工事は、2003（H15）年度の夏ぐらいに、工事計画を承認していますが、その時の現場は、まだボコッとえぐれているような感じで、その状態からものすごく（造成が）始まったと認識しているが、防災工事の完了は私も見ていないので、正直どうなったかは分かりません。
- ・うわさで聞いたのは、結局P社が（⑤区域の宅地造成を）諦めて、それ相応に工事力がある業者と手を組めるようになったので、その業者の主導で防災工事をやり、宅造造成も先に進めるようになったというところまでは聞いたことはあるのですが、その会社がどこの会社なのかまでは、私も承知していません。

**Q 当時、④区域・C工区の土地については、ほとんど手がついていなかったということですか**

- ・そのような認識です。

**Q 無許可開発地に係る土採取等規制条例による「土の採取等の届出」に関する事業者への指導や、当該地における土の採取等の行為に対し、条例に基づく行為停止の指導はしなかったのですか**

- ・（土採取等規制条例による手続の関係については）分かりません。多分、市の方で（土の採取等の届出を）出せとは言ってくれたので、（県への）届出が必要な規模になったら、（適法でない土の採取等に対しては）県熱海土木の用地管理課で命令を出したと思います。この（公文書の）記載のとおり不備が多いから、（事業者に届出が）返戻されて、その後、返ってきてない（改めて届出が提出されていない）可能性はある。
- ・当時、土採取等規制条例については、大して規制力がなかったもので、結局、都市計画法違反ということで、県土地対策室主導で動いたので、そっちで動けば（土採取等規制条例については）いいだろうということになったのではないかと。
- ・多分、（⑤区域の宅地造成と無許可開発の）工事を一緒に止めるんだとしたら、都市計画法（違反による処理）の方が早いし、規制力も強いので、都市計画法主導でやろうと。土採取等規制条例については、結局、届出だけなので、都市計画法関係の手続で「了」が取れる状況になって、届出を出させても別に悪くないかなぐらいと整理されていたと思います。

- ・土採取等規制条例に引っかかることは分かっている、熱海市も「土の採取等の届出」を出すように言ってくれたはずで、県熱海土木の用地管理課で、届出書類に不備があったため、これでは駄目だということで、一旦（届出を）返したという話を聞いた覚えがあります。
- ・ただ、P社にしてみても、開発行為の許可さえ取ればという考えが多分あったと思うので、（届出の）書類を作って持ってこいとか、（届出の内容を）是正しろと言われると、多分、まずは、宅造法と都計法の（手続の）方を優先して、こちら（土採取等規制条例の届出）は、後回しにしていたと思います。

**Q 土採取等規制条例による届出の対象となる場所として、④区域・C工区は入っていなかったのですか**

- ・入っていなかったと思う。

**Q 県の公文書（D064）に「20年前の土砂崩れの範囲が記録されていた」との新聞報道があったが、あなたはこの「土砂崩れ」について何か知っていますか**

- ・新聞記事で初めて見ました。

**Q あなたは、公文書（D064）に記載されている「土砂崩れ」の現場に行った覚えはあるか**

- ・ありません。（仮に当時この場所に行ったとすると、公文書（D064）の地図で言うところの「崩落箇所」と手書きされているところの「崩」の字辺りまで近づいたかどうかぐらいであると思うが、（この地図に）矢印入れたのも、赤色マーカーをしたのも、多分、県熱海土木の都市計画課ではないと思います。この図には、あまり覚えがありません。

**Q 公文書（D064）の写真に関し、何か記憶はありますか**

- ・公文書（D064）の写真の「①の許可済箇所遠景」とあるものについては、これは確かに（私も同じアングルで）何回も写真を撮っているのですが、見覚えがありますが、この新聞に出たこの図面の覚えがありません。

**Q 新聞記事の内容のように、当時、現地がしばしば崩れたりしたことはなかったですか。D064 とは別の機会で、崩れを見に行ったりしたことはないですか**

- ・⑤区域のA、B工区内で若干崩れているというのにはありました。ただ、崩れたのか、上から（土砂を）捨てたのかまでは分かりません。きれいに成形されていた訳ではない状況がこの辺りにあったのは覚えています。崩れていたという認識はあまりありません。
- ・（公文書の記録中の）私と事業者とのやり取りの中で、「崩れたらどうするか」と私が聞いて、「崩れたことはない」と業者が答えていることを踏まえると、当時はまだ、崩れたりしてはしていなかったのではないのでしょうか。私が「崩れそうだから言っている。何とかしたほうがいい」と言っているのは、公文書の記録のとおりかなと思っています。

**Q 当時の措置命令の内容が「土砂の流出防止措置」で「原状回復」ではなかった  
ので、命令内容が少し緩いのではと感じる面があるが、いかがですか**

- ・（当時、事業者は）宅地分譲をしたい（という意向がある）ことが明らかな一方で、当時、本県では、都市計画法による工事停止命令を行ったことがない状況（本件が初めて）でした。
- ・どこまでの命令を出せるのかという話がある中で、当時の県土地対策室は、「県内で過去に命令を出した事例はないが、必要であれば躊躇なく命令する」との方針であったため、まだ完全に宅地はできていないものの、「分譲中」のような看板も掲出されていたので、「誰かが買ってしまいう前にまずは工事を止めないといけない」ということになりました。
- ・一旦、この現場（の工事）を止めて、（誰かに）買われないようにした上で、防災工事をやってくれれば、別に（この場所は）回復不可能な土地ではないので、原状回復については、先のことだと思っていました。
- ・（この場所は）元々手を付けて駄目という土地ではなく、適正に工事さえやれば宅地分譲はできるということで、原状回復というよりも、まずは（他者に）販売をさせないこと（が第一）でした。
- ・（この土地に）手を付けているのは事実なので、工事を停止するからには、その区間でやったことが外部に影響しないように、「防災工事をしなさい」との命令になったということです。

**Q 当時は⑤区域の命令のほか、もう1本命令を発出しているが、それは④区域のことですか**

- ・(当時、県熱海土木では) ④区域への命令は出していません。もう1本の命令は、⑤区域の上の方の無許可開発に対するものです。
- ・(⑤区域を) 見に行ったら手が付けられていたので、こちら(⑤区域の上の方に)も一緒に停止命令を出そうとということにしたのが、当時の感覚です。私は、こんな奥(C工区)まで行ったことはありません。

**Q 無許可開発に対する措置命令の対象に、C工区は入っていたにしてもほんの僅かであったということですか**

- ・そうだと思います。(措置命令の対象地については、)「地番だけ」を明示して命令を発出していたとすると、当時の違法造成の停止命令の書類に付いている図面で、どこを囲ってあったかを見てもらうしかありません。
- ・(図面がないとすると、) 命令書では地番でやっているのだから、広く囲っている可能性もあります。ただ、意識して写真とかを残したのはこの辺(⑤区域の上の方)です。

**Q ⑤区域の宅地造成については、公文書の記録だけ見ると、開発行為の許可条件でもある工事の施工状況が分かる写真の提出がなく、設計どおりに工事が施工されていることの証明ができないので、工事をもう一回やり直すしかないぐらいの絶望的な雰囲気が見えたが、それがどう是正されたのか**

- ・まず、県熱海土木都市計画課としては、一旦、工事の停止命令、防災工事の措置命令を出した⑤区域の宅地造成を事業者がどう完成させるか、事業者は宅地にすると言っていたため、きれいに施工してもらわないと困るので、⑤区域のその後は気にしていたと思います。
- ・(⑤区域のその後の施工については、) 想像するしかないのですが、そこは多分、しっかりとした大きい業者が入った上でやり直しをかけたんだと思います。私が県熱海土木に在籍していた最後の方で、それっぽい(キチンとした設計・施工等に)詳しい人が入ってきている。多分、あの辺については、大手の建設会社が入ってきてくれて、(⑤区域を)きれいに(キチンと施工)したのではないかと想像しています。
- ・この方の対応については、本当に技術に詳しい人という感じで、口調もしっかりした礼儀正しい人でしたので、どうにか何かのコネで連れてきたか頼んだのかと想像していましたが、そうしているうちに私はお付き合いがなくなりました(県熱海土木から異動したの意)。多分、この方がそれなりの会社に声をかけて、(⑤区域の宅地造成工事に)巻き込んでくれたのではないかと気はしています。

- (当時、事業者は、) 確かに④区域の土地も所有していると主張していて、将来的にはこの一帯全部をやりたい (開発したい) とは言ってはいました。ただ、このいわゆるA・B工区 (の工事) を (命令で) 止められてしまったので、ここにはもう手を付けて、お金をかけていますから、多分、当時は、(まずは) ここを何とかしなくては行けないと (いう考えに) シフトしていたはずです。
- 他のところ (④区域) は、まだ山林なので、変な話、転売もできるし、触らないでおけばいいじゃないですか。こちら (A・B工区) は、手を付けて、お金をかけている上に、うち (県) から防災工事やれって言われて、まだ金がかかるので、まずここを何とかしなきゃとの考えで動いていたので、公文書の記録中の私とこの設計・施工に詳しそうな方との間では、基本的には、この工区 (A、B工区) の話しかしていないんです。

# 逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (都市計画法関係)

## 1 調査日・場所

2023 (R5) 年 9 月 29 日 (金) 県庁別館 2 階会議室

## 2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 県土地対策室職員 (2005 (H17) 年度～2006 (H18) 年度)
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 経営管理部総務局参事 清水 大全 くらし・環境部盛土対策課長 望月 満 交通基盤部土地対策課長 福田 吉宏

## 3 聴き取り内容

**Q 無許可開発を行っていたP社が行政処分を受け(この開発から)排除されたものの、その後I社という新しい会社が入ってきて、(逢初川源頭部の北側区域で)開発を始めたが、一部事業が完了しないまま現場が放置される状況となっていました。このあたりの経緯等を前任者からどの程度引き継いでいましたか**

- ・はっきり言って分かりません。引き継ぎで聞いたかもしれないが、ほぼ関わっていませんでしたので、行政処分を受けた事業者の名称、一部関係者の苗字を覚えている程度です。

**Q 当時の県土地対策室ではP社に対してどのような対処方針であったか覚えていますか**

- ・分かりません。

**Q 市への権限移譲に係る公文書の引き継ぎの際、P社関係の公文書を見た覚えはありますか**

- ・個々の文書を見たという記憶は残っていないが、当時、熱海市への権限移譲に関する事務を担当していたので、市への移譲に際して、市と県熱海土木、県土地対策室の三者の間で文書の引継ぎを行っているため、間違いなく、土地対策室にあった熱海市関係の公文書については、全部市に引き継いだと思っています。

**Q 2021(R3)年10月時点で県土地対策課等に、当時の行政対応に関する公文書が残存しているが、その理由は分かりますか**

- ・分らないです。

**Q 2006(H18)年2月24日付けの「権限移譲に係る県・市打ち合せに関する文書」の中に「引継書類一覧」との一覧表がありますが、作成したのはあなたか、それとも県熱海土木どちらですか**

- ・覚えはないが、打合せや引継ぎの起案等は、たぶん私がやっていましたが、(この一覧は、)うち(県土地対策室)では、作成していないと思います。

**Q この一覧表の後ろの方にP社の名前が出てきますが、これは引き継いだ書類ということですか**

- ・これは記憶にありません。

**Q 県から市への書類の引継ぎの会場は、市役所か県熱海土木のどちらでしたか**

- ・県熱海土木でやっていると思う。

**Q 当時の引継ぎの会場に、あなたは行かれていたのですか**

- ・行ったかどうか記憶にありません。

**Q 引継ぎ会場には当然、県土地対策室から誰か行っていると思うが、どういう分担で行ったか覚えていますか**

- ・記憶はないが、多分、(当時、熱海だけでなく、伊東、裾野、湖西にも移譲しているので)地区担当が行ったと思うが、分かりません。

**Q (権限移譲に向けた準備等に関する)県土木事務所宛ての通知や依頼文書を見ると、その他市に引き継ぐべき資料等として違反手続資料と書いてありますが、このようなものも渡すようにしていましたか**

- ・そうです。こういう仕事は継続性が大事であるため、過去何があったということは引き継がないといけない。

**Q 熱海市に大量の文書を引き継ぐ時、目録と現物を確認の上、判子を押しながら書類を渡していったのですか。一覧表はあるのですが、文書番号が記載されたレベルのもの（目録に当たるようなもの）がないので。**

- ・そこまで細かくなかったかもしれない。うろ覚えですが、文書を引き継ぐ時には、大量の書類が入ったコンテナを持ち込んで、渡していたような気がします。

**Q 熱海市から確かに引継文書を受領したという受領証的なものはないのですか**

- ・普通に考えればあると思います。※

※ ただし、残存する公文書では、この「受領証」的なものは確認できない。

**Q 熱海市に文書を引き継いだ時期の可能性として、あなたが記憶しているのは2月24日の打合せぐらいですか**

- ・2月24日が熱海かどうか定かではないが、ただ、引継ぎというか、権限移譲に関する実務的なところを担当していたので、これはここの市に引き継ぐという形で、文書をまとめて置いてあった記憶があります。
- ・ただ、そのまとめて置いてあった文書を、打合せの場所に持って行って、その場所で市に引き継いだかと言われると分からなくなってしまいます。

**Q 開発許可の権限移譲のための実務研修など、実際に権限移譲する際、権限移譲先（の市町村）に様々な研修を実施していたと思いますが、予定していた研修は全部実施したのですか**

- ・研修については、やっていたと思う。県熱海土木に市職員が1年間見習いの形で勤務していたのが一つ、あとは、当時開発審査会を今より格段に多く実施していて、審査会終了後、その会場に案件に関係ない市町村職員も来ていたので、その方たちも含め、移譲事務やそれ以外の事務についても、「やり方はこうしたらいい」などそういう打ち合せをしていました。

**Q 開発許可申請に関する事務フロー等が記載されたマニュアルを作成し渡したりはしたのですか**

- ・それは昔からある「開発行為等の手引き」を活用して研修していました。

**Q 移譲事務の実務研修目的での人事交流職員の県土木事務所への受入れは、権限移譲前に行うということによいですか**

- ・市もいきなり権限を移譲されても、職員が対応できないので、権限移譲前に、移譲事務について県がどのようにやっているかを土木事務所に入り、1年間、その事務を行います（1年間、その事務の実務に携わることで、ノウハウを習得する）。

**Q 権限移譲が予定されている市に対し、何か別の研修等の機会を設けていたりしていましたか**

- ・市から希望があれば、もしかしたらやっていたかもしれませんが、私には記憶がありません。

**Q 熱海市には2006(H18)年4月に権限移譲されたが、移譲後、県熱海土木と熱海市との間で頻繁にやり取りしていたとか、あるいは、「県が全然相談に乗ってくれない」など市から苦情がきていた等の記憶はありますか**

- ・記憶にありません。

# 逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (都市計画法関係)

## 1 調査日・場所

2023 (R5) 年 9 月 29 日 (金) 県庁別館 2 階会議室

## 2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 熱海土木・都市計画課職員 (2005 (H17) 年度～2006 (H18) 年度)
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 経営管理部総務局参事 清水 大全 くらし・環境部盛土対策課長 望月 満 交通基盤部土地対策課長 福田 吉宏

## 3 聴き取り内容

**Q P社(④無許可開発区域、⑤区域の開発者)に関して、どのような引継ぎを受けましたか**

- ・引継ぎは、一つの机での打合せ形式でやったことを覚えているが、中身については、事務的に問題点や課題点が記載された書面を渡され、一通りの説明を受けたが個別にはやっていません。
- ・事務分掌をずらずらずらと説明して、懸案事項を説明してと、そんな感じでした。

**Q 引継ぎの中で、P社の部分に力を入れていたような記憶はありますか**

- ・力を入れているかと聞かれると、後からというか、実際に業務に就いてから、一番大事なことだという認識になりました。
- ・都市計画課の職員は、P社に対しては、皆で対応し、例えると腫れ物に触るみたいな、そういう感じで対応していたので、一般のお客さんとはちょっと違うとの意識でした。

**Q 当時の県熱海土木の都市計画課では、P社に対してどのような対応方針でしたか**

- ・私は課長会議の場には入れなかったもので、当時、所長が何と言っていたかは直接聞けなかったんです。
- ・課長は、所長と話しをする中で、その（課としての）立ち位置や方針をどうするかを決めていこうというのにはあり、違反とか、何かイレギュラーなことをやっている会社であるけれども、最終的にはこれ許可をする方針、方向で行くという流れになっていたと思います（⑤区域の宅地造成に係る開発行為の許可のこと）。

**Q P社は結構頻繁に県熱海土木に来ていましたか**

- ・頻繁と言えば頻繁の部類になるのではないかと思います。向こうから来る場合は、（こちらに）やはり何かを要求してくる。我々も、（P社に対しては）「書類の不備を直して欲しい」、「工事中の写真を提出して欲しい」等、是正を求めていたので、頻繁と言えば頻繁だと思います。

**Q 公文書には、P社への措置命令に基づく、防災（土砂流出等の防止）工事は、「完了した」との記述はあります。しかしながら、防災工事の完了検査等に関する公文書が残存しておらず、この工事の完了の状況等が分かるものがないのですが、あなたは何か分かりますか**

- ・（この防災工事の完了）検査は私がしています。

**Q P社が県熱海土木に来た際の具体的な要求の内容は覚えていますか**

- ・（県熱海土木に）来るときは、A氏を筆頭に集団で来るんです。3人くらい来て、（要求内容は）⑤区域の宅地造成についてのものでした。
- ・（この業者による開発は）⑤区域をやって、その後④区域だったので、私には、④区域についての記憶はありません。

**Q ④区域の宅地造成については、その3人からはあまり話に出なかったのですか**

- ・出たか出てないかと言われると、ちょっと分かりません。

**Q 2005 (H17) 年6月に、④無許可開発区域における防災（土砂流出防止）工事の完了届が出されているが、業者から沈砂池等の話はなかったのですか**

- ・とにかく沈砂池を見に行ったことは覚えています。

**Q 完了検査をしているので、あなたは（無許可開発区域の）沈砂池を見ているはずですがいかがですか**

- ・私の記憶では、沈砂池は④区域ではなく、⑤区域の方にあったような気がします。

**Q 沈砂池は見たけれど、その場所は定かではないということですか**

- ・私が見た沈砂池は一つであり、沈砂池が二つあった記憶はありません。
- ・沈砂池といっても、ただ土側溝を大きくしたようなもので、松丸太の杭と木の板でできたものであったことは、よく覚えています。

**Q 2003 (H15) 年9月に措置命令に係る防災工事が承認され、その後、この防災工事の完了届が提出されたのが2005 (H17) 年6月です。この間、1年半ぐらいの時間があるが、そのあたりの事情を何か知っていますか**

- ・先ほど、沈砂池がしっかりできていない（沈砂池といっても、ただ土側溝を大きくしたようなもので）と、また、いわゆる不可視となった部分（埋められてとか、擁壁で覆われてとかで見えなくなってしまう箇所のこと）の工事の完成を証明する写真が全くないということを行いました。私には、（防災工事の記憶はなく、）⑤区域（B工区の宅地造成の沈砂池や擁壁）の記憶しかありません。

**Q ⑤区域の方の写真がないので遅れる、という認識がありましたか**

- ・はい。（←これは、⑤区域の防災工事の話ではなく、⑤区域の宅地造成の工事そのもののことかもしれない。⑤区域は、開発行為の許可条件であった、工事の施工状況の分かる写真（不可視になる施工箇所）を業者が撮影しておらず、この写真の提出や施工状況を証明できるものの提出を求めても一向に提出されなかったため、許可条件違反をして措置命令等をされた経緯があるので）

**Q 無許可開発された場所についての記憶はありますか**

- ・ 無許可開発された場所については、全く記憶にありません。

**Q あなたの記憶に残っているのは、⑤区域の宅地造成ということですか**

- ・ ⑤区域については、検査の時に死ぬ思いをしたので。擁壁は普通段々に造るんですが、その擁壁のところにコンクリートではなく土を盛って平らにするんです。段々のところはコンクリートなんですけど。その土砂を1回取って、取った土砂をその上に置き、重機もそこに置いて、(土砂を取った) 穴の下に私に入れと言うもんですから、死ぬ思いをしてそこに入ったんです。
- ・ 検査の時に、(工事の施工状況が分かる) 写真がなかったなので、いわゆる破壊検査をやった。
- ・ 前の所属では、そういうこと(破壊検査をやること)は、なかったんですが、普通写真帳とかがあるので。ただ、(検査の) 立ち会いの際に写真がなければ、破壊検査をやることになっているので、(この時には) 実際に、破壊検査を、コンクリートを壊してやったんです。

**Q 擁壁の後ろには栗石も何も入っていませんでしたか**

- ・ 鉄筋は一応入ってました。

**Q 破壊検査をして、擁壁の中も確認して、その結果、検査については合格を出せるような内容でしたか**

- ・ そうですね。私だけではなく、技術系の課長に相談して、書類も整っているということ。

**Q 検査については、現地で全てを確認するものではないのか。バッチ検査というか、一部を抜き出して検査するという感じでしたか**

- ・はい。破壊検査もそうかもしれないが、全数はやりません（検査しません）。公共工事の建設工事一般では、（検査するのは）2割から4割という範囲です。
- ・後、この現場で覚えているのは、舗装の厚さを確認することができなかつたので、それも破壊検査をやることになったんですが、普通はコアといって、機械で（穴を）開け、厚さを測れるように準備しておくのが普通なんですが、彼らは、削岩機を持ってきて、私に、検査官が掘れというんです。
- ・私としては、それでは困るので、（そちらで）ちゃんと掘ってくださいと言いましたが、（普通は）職員が削岩機で穴を掘って、舗装の厚さを確認するようなことはしません。

**Q 公文書（D081）の記述を見ると、2005（H17）年6月には、おそらく「④無許可開発区域の防災工事」と「⑤区域の防災工事」の2本の「防災工事完了届」が提出されていると思われるが、覚えていることはありますか**

- ・合ってるかどうか分かりませんが、（この辺りの開発行為は）全体が違反だらけみたいだったんですが、こちら（⑤区域）の分譲を急ぎたいので、こちらだけでも先に許可出してくれみたいなことはあったかもしれません。
- ・だから二つに分けて、こっちは後からまたというところがあったかもしれませんが、ちょっとそこは覚えていません。

**Q I社という業者の名前は記憶にありますか**

- ・P社は記憶にありますが、I社という名前はあまり記憶にないです。

**Q 公文書（D064）の写真の場所を特定できますか**

- ・これだけでは全然分かりません。

**Q 崩れたところか特定できますか。引継者から写真を見せられなかったのですか**

- ・全然分かりません。見た覚えがない。引き継ぎで見せられた記憶もありません。
- ・ここの現場（崩落箇所ということでなく、④区域ぐらいの意味合い）に行ったとしても、崩れたという意識とか、そういうのでなければ近寄らないです。

**Q あなたが確認した調整池があったのは、公文書（D064）の崩壊箇所の辺りではないですか**

- ・違います。こんな所には行っていません。

**Q あなたが確認した沈砂池があったのは、もっと低いところですか**

- ・そうです。下のほうです。向きが違います。

**Q 公文書（D055）の写真1ページ目の一番左下の写真はわかりますか**

- ・これは見ていないです。さすがに、この写真のようにただ掘っただけのものは、見ていないです。

**Q でも、P社が造った沈砂池は、この公文書（D055）の写真のようなものではないですか**

- ・そうだと思います。だから改善して、松丸太で組んだものにしたのでしょね。
- ・ごみの投棄もあったというのは聞いたことある。

**Q 2003（H15）年2月に、④無許可開発区域に措置命令が発出されて、2005（H17）年4月にあなたが赴任されたが、そのことや措置命令にちゃんと対応させないといけない等の引継ぎはされていましたか**

- ・引継文書には書いてあったかもしれないが、ちょっと（記憶が定かでない）。

**Q 本庁も「措置命令にちゃんと対応させること」を重視していて、県熱海土木に赴いて指導していたので、当然、県熱海土木も重視していたのではないですか**

- ・だから、先ほど話した沈砂池について、私が検査で見たというのは、多分そういうことだと思います。

**Q この区域の工事の停止命令の解除の際には、本庁に確認したのですか**

- ・それは覚えていません。

**Q 今までの話を聞いていると、④無許可開発区域より、⑤区域に重きを置き、④無許可開発区域のことはそれほど意に介していないような印象を受けるがどうですか**

- ・そうです。

**Q ④無許可開発区域の防災工事完了届が提出された際、その届出書類を確認した記憶がありますか。また、届出を受け、完了検査を行った記憶がありますか**

- ・防災工事完了届を審査したか、審査していないかは分かりません。④無許可開発区域の（防災工事の）完了検査に行った記憶はありません。

**Q 2005(H17)年6月14日に提出された防災工事完了届が、1件分だったか、2件分だったかの記憶もないですか**

- ・分かりません。

**Q 2006(H18)年4月の開発許可の権限等移譲後、前年度に実務研修のため、市から県熱海土木に派遣されて、権限移譲とともに市に帰任し、この事務を担当していた市職員から技術的な助言を求められたりしましたか**

- ・特に何か相談された記憶がありません。技術的な助言を求められたり、こちらから何か言ったりしたこと等の記憶がありません。

**Q 権限移譲後、熱海市との間で、開発許可の基準の考え方等の助言を求められたり、支援や研修したということはないですか**

- ・開発許可の関係では、（市から助言を求められたこと等は）なかったと思います。

**Q 2006 (H18) 年3月、④区域・C工区の宅地造成に係る開発行為の許可申請が、I社から県熱海土木に提出されたが、そのことについて記憶はありますか**

- ・記憶にありません。本当に3月17日に申請書が提出されたのかも分かりません。(申請書の受付印3月17日付けになっているということだが、) 彼らは、書類のミスが結構多いため、(受付の日付を) 遡ったりしていないか。分かりませんが。

**Q 県熱海土木において、I社から提出された④区域・C工区の宅地造成に係る開発行為の許可申請書について、きちんと審査されたのですか**

- ・(許可申請については) 一人で見ているわけではないので。私が(熱海市内の案件で) やったのは、検査業務だけなので、許可申請書についての記憶はありません。

**Q 通常、開発許可申請書が提出されたら、あなたも見るのですか**

- ・見るような気がします。何十人もいる課ではないし、こういう関係なので見ているとは思いますが。

**Q 開発許可権限等の移譲に伴い、市に、P社に関する公文書(④無許可開発区域、⑤区域)を引き継いだ記憶はありますか**

- ・(県熱海土木) 事務所の中で(公文書の引継ぎに向けた作業を) やってたんですけど、覚えていません。
- ・我々の人事異動時期と同じだったから、印象がないというか覚えていません。(市に引き継いだ公文書の中に) P社の書類があったかどうかというのも(覚えていません)。

# 逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (都市計画法関係)

## 1 調査日・場所

2023 (R5) 年10月 2 日 (月) 県庁別館 2 階会議室

## 2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 熱海土木・都市計画課職員 (2005 (H17) 年度)
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 経営管理部総務局参事 清水 大全 くらし・環境部盛土対策課長 望月 満 交通基盤部土地対策課長 福田 吉宏

## 3 聴き取り内容

**Q あなたが県熱海土木に赴任される際、④無許可開発区域や⑤区域の開発行為で措置命令等を受けていたP社について、どのような引継ぎを受けましたか**

- ・今は私の手元にはありませんが、一応、引継書なるものがあったと思います。私が赴任した 2005 (H17) 年度には、都市計画課の職員 4 人中自分を含めた 3 人が新任者に替わり、前年度から引き続きの職員は、県熱海土木が 2 箇所目の県職員一人だけであったため、(この引継書には) 結構きっちり書かれていたような気がします。

**Q その引継書には、P社に対する方針はどのように書かれていましたか**

- ・元々(都市計画法)違反があったため(工事の)停止命令(と防災工事の措置命令)をかけ、防災工事の承認だけは得ていたけども(その防災工事は)動いていないと内容でした。
- ・記憶は曖昧なのですが、事業者側の設計者の方がいて、この方が防災工事の設計をして動かそうとしていたのか分かりませんが、2004 (H16) 年度の終わり頃から、県熱海土木に来ていました。
- ・P社関係については、この設計者の方と何度もやり取りしているので、この人と連絡を取るようと言われた記憶があります。私が県熱海土木に赴任した 2005 (H17) 年 4 月に、現にこの設計者の方と何度かやり取りしました。

**Q その設計者の方とのやり取りの際、A氏は一緒に来ていましたか**

- ・ A氏が来たのはゴールデンウィーク前だったと思います。A氏が、P社の社長、A氏の関係者で同和団体の副会長の方、現場の施工業者の4人くらいで県熱海土木に来ました。また、人権同和对策室にも断りを入れてあると言いながら、本庁の土地対策課にも来ていました。
- ・ 当時、土地対策課の課長や担当の方々に一緒にやっていただいた記憶がすごくあります。県熱海土木だけでは、P社のやっている行為のこと等が全然よく分からない状況で、A氏などP社側からいろいろ言われても、県熱海土木には書類はあるけれども、(私たち県熱海土木の担当者は)よく分からない状態でしたので。

**Q P社による無許可開発が行われた場所は分かるか**

- ・ 私は、県熱海土木に赴任した2005(H17)年度からこの開発行為に関わるようになりました。それまでは、市でも土地利用の関係には全然携わったことがありませんでした。
- ・ 前年度までは、公共事業の設計・管理関係の業務で、民間事業者に対する許認可事務ではなかったため、市の土地利用事業への関わりはあまりなかったのですが、ここ(④無許可開発区域)の(都市計画法)違反の工事については、(事業者名も含め)正直言って知りませんでした。(そのため、無許可開発の場所についても分かりません。)県熱海土木に来て初めて知ったような感じで、言ってみれば、いきなり難易度の高い相手に対応しなくてはならなくなったということです。

**Q 2005(H17)年度の用件は、都市計画法による措置命令を発出されている「⑤区域の宅地造成」、「④無許可開発区域の開発行為」のどちらが主でしたか**

- ・ 最終的には2005年度中に両方関わりましたが、(④無許可開発区域の)無許可開発の方が先行したと思います。
- ・ 無許可開発の方が先に命令解除になり、⑤区域の方が後に命令解除になりました。なぜかというと、(⑤区域は開発行為の)許可を受けていたにも関わらず、違法行為(許可条件違反)があったため、(許可基準の一つである)資力信用の問題が出てきたため、P社という会社ではもう(⑤区域の宅地造成をさせることは)できないので、(開発行為を継続するためには、開発行為の許可の地位を)承継すること等いろいろ協議した結果、そういうこと(他者への地位承継)になったので、⑤区域の命令解除が後になったと思います。

- ・2005年6月20日に④無許可開発区域の命令が解除され、同年8月25日に、(⑤区域の宅地造成に係る開発行為の許可の)地位承継を承認し、(⑤区域の)命令が解除されたことについては、何となく覚えがあります。④無許可開発区域については、まさに防災措置だけで終わったような気がします。

**Q ④無許可開発区域と思われる箇所の図面に沈砂池と思われるものの記載があるが、その具体的場所は分かるか。あなたは、この場所の防災工事の完了検査を行いましたか**

- ・沈砂池については、熱海市道路に接続されていました。また、完了検査には行きました。防災工事の計画書があり、上(④無許可開発区域)の(防災)工事については、沈砂池と板柵水路のようなものと、あと土側溝(を設置する内容)だったと思います

**Q あなたは、2003(H15)年2月の措置命令に基づく「④無許可開発区域の防災工事」と「⑤区域の防災工事」の両方の工事の完了検査に行きましたか**

- ・両方の完了検査に行ったと思います。上(④無許可開発区域)は間違いなく、(先ほどの写真のような)土側溝と板みたいなもので補強した簡易水路が、道路(熱海市道)より上側にはありました。下(⑤区域)も基本的にはそういう形であったと思います。
- ・ただ、それらはあくまでも仮設防災(施設)のため、どこに何を造ったかという、そのくらいの記憶しかありません。

**Q 防災工事承認申請、防災工事完了届とも④無許可開発区域、⑤区域がセットで提出されましたか**

- ・そうだと思います。

**Q 防災工事完了届がセットということは、完了検査もセットでやりましたか**

- ・(完了検査については、)④無許可開発区域と⑤区域を分けて実施したと思います。

**Q ④無許可開発区域の防災工事に関する公文書については、防災工事承認申請書しかないが、この区域の防災工事はどのような内容でしたか**

- ・その（防災工事承認申請書の内容）とおりにやっただけだと思います。

**Q ただ、残存している公文書の中には、④無許可開発区域の防災工事の完了届やその検査結果に関するものがなく、また、防災工事承認申請書にも鳴沢川の流域図が添付されている程度で、どこに、何を設置するなど、防災工事の内容が分かるものがないのですが**

- ・防災工事承認申請書には、（流域図だけでなく、工事内容が分かる）もっとしっかりしたもの（書類）があったはずですが。そうでないと（我々が完了）検査のしようがないので。

**Q 我々としては、現存している防災工事承認申請書の内容を信じるしかないが、内容的にこのような程度のものだったのですか**

- ・（防災工事の図面等については、2004(H16)年度の終わりくらいから本件に）設計者の方が入ってきてから、書類を作成できるようになったと思います（当時は、防災工事の内容を確認できる図面等もあったような気がするとの認識）。

**Q 完了検査に行ったとのことだが、完了検査時に特に問題等はなかったですか**

- ・図面と照らし合わせはせずです。問題はなかったと思います。

**Q 県が求めた土砂流出防止措置を事業者が講じていたということですか**

- ・そうです。それなりの土砂流出防止対策が講じられていたので、事業者から提出された防災工事完了届の内容を認めて、上（④無許可開発区域に対する命令）を先に解除しました。
- ・下（⑤区域）については、土砂流出（防止対策）だけでなく、（宅地造成工事の施工について）砕石や鉄筋等の整備に関する許可条件違反があったため、（④無許可開発区域の完了検査とは）別口であった（別に完了検査を実施した）と思います。

**Q ④無許可開発区域の防災工事の完了検査については、2005(H17)年6月に完了届が提出されてからすぐに実施したということによいですか**

- ・(2005(H17)年の) ゴールデンウィークの前後に、事業者の関係者が頻繁に県熱海土木に来て、「現場を見ろ」とか「これでいいのか」等と言って、それで、現場に行った記憶がすごくあります。完了届が提出される前に現場には何度か行っています。

**Q 防災工事の承認から完了届が提出されるまで2年近くの空白があるが、その理由等を御存知ですか**

- ・(事業者が) 2004(H16)年度に何をしていたかは分かりません。A氏の都合ではないかと思えます。A氏の中で優先順位があったんだと思えます(④無許可開発区域、⑤区域の防災工事の順位が低かったのではとの意)。

**Q A氏は、⑤区域の宅地造成については、急いでいたのではないかと思うが、それでも優先順位は低かったということか**

- ・結局(優先順位が低いのは)、⑤区域には、命令(工事の停止命令、防災工事の措置命令)がかけられているからではないかと思えます。
- ・後から聞いた話だと、(命令を)かけた直後は、(A氏側に)すごく抵抗があったようなことを聞いていますが、詳しいことは分かりませんが、その後は、(県に)何言っても、駄目(命令をかけられた事実は動かない)だと思ったため、少し放置していたのではないかと思えます。

**Q 2005(H17)年度の当時、県熱海土木にA氏やその関係者がよく来たとのことですが、その用件は何であったか**

- ・私が、一番最初に会ったのは設計者の方ですが、要は、⑤区域にかけられた命令を解除して、この区域を動かしていこうと、新たなこういう開発をしたいという話でした。この設計者の方とは、⑤区域のことで何度かやり取りしています。

**Q 2005(H17)年の夏頃はI社が登場してくる頃だが、彼らから④区域を開発したいという話はなかったか**

- ・あるにはあったと思えますが、やはり優先順位は⑤区域の方が高く、④区域は⑤区域の次という感じでした。
- ・④無許可開発区域については、別に開発をした訳ではなくて、融資を受けるために地目変更したら命令かけられたような話を聞いたことがあります。

**Q この地区で開発行為を実施していた事業者への対応方針が、2004(H16)年度までと2005(H17)年度以降では変わっているように見受けられるが、その理由は何ですか**

- ・(⑤区域の開発行為の許可については、許可申請してきた事業者が)普通の業者ではないので、おそらく(工事施工中に)違反すると思われるので、(申請内容が許可基準に合致している)ので許可はするが、何らかの違反行為があった場合は、すぐに行政処分を行うとの方針であったと聞いていました。
- ・ただ、この行政処分(工事の停止命令、防災工事の措置命令)後、事業者の動きが止まり結構期間が空いて、その後2005年に事業者が動き出しました。それ(事業者が動き出したことへの対応)について、単独の土木事務所だけでは当然判断できないため、本庁に相談をしながら動いて(対応して)いったというところなんです。なので、特段、何があったという訳ではありません。

**Q 本庁から、本件については厳しく対処するよとの話はなかったですか**

- ・特段ありませんでした。ただ、相手がそういう人であるため、毅然と対応するのは当然のことなので。

**Q 当然、本件については、当時の県熱海土木では最大の懸案でしたか**

- ・そうです。我々(人事交流職員)は、県の組織(のルール)が、全然分からない中でやっていたため、情報は当然共有していました。また、私の中では少なくとも、県熱海土木として本庁とは相当やり取りしていたと思います。県熱海土木だけで、(本件への対応を)勝手に決めたということはないと思います。

**Q 2005(H17)年度当時、県土地対策室が現場を確認したことはありましたか**

- ・あったと思います。誰が、いつ来て、何をしたということはまでは分りませんが、県土地対策室は現場を確認しています。

**Q 県には、本件に関する2004(H16)年度、2005(H17)年度分の公文書が残存していないので、市に引き継いだ可能性を考えているが、引き継いだ覚えはありますか**

- ・⑤区域の宅地造成に関する公文書については、書類を持ち帰った記憶があるので、市に引き継いでいます。

**Q ④無許可開発区域に関する公文書は引き継いでいますか**

- ・多分、④無許可開発区域の方については、県の中で、2005(H17)年6月（の完了検査（合格））をもって、そこで（事案としては）終わった（完了した）と整理したのではないかと思います。したがって、（完了した事案なので）熱海市には公文書を引き継いでいないような気がします。
- ・⑤区域については、（宅地造成は2006(H18)年3月に完了しているものの）、厳密に言うとは、（一連の手続の最後の手続に当たる）完了公告については、熱海市で対応することになっていたため、継続案件として市に公文書を持ち帰ってきた記憶があります。
- ・④区域、C工区については、もうその時には、I社が（開発行為許可）申請をしていましたので、それ（許可申請書類）だけ持ち帰ったような気がします。

**Q 公文書の引き継ぎをどのように行ったか覚えていますか**

- ・文書保存箱に一覧表とともに引継書類が入っていたと思います。
- ・熱海管内には、（開発行為の許可を受けた事案の）未完了案件がものすごく多くあったことを覚えています。当然、全部の（案件について）説明は受けていないですが。
- ・2ha以上の開発行為は本庁案件でしたが、この本庁所管の関係文書については、何の説明もなくいきなり市役所に郵送されてきた記憶があります。

**Q 本庁案件については、案件一覧のようなものがあるが、この県熱海土木案件版はありましたか**

- ・県熱海土木の案件一覧等については、データでもごそっともらっています。

**Q 当時引き継いだ公文書については、現在も市役所に保存されていますか**

- ・未だに手つかずの案件もあるため、公文書そのものは、当時から書庫にそのまま置いてあります。

**Q 2006(H18)年3月のI社が県に提出した④区域・C工区に係る開発行為の許可申請は市に残っていますか**

- ・ I社のものは残っています。

**Q 市が保存しているI社からの開発行為の許可申請書を見せてもらうことは可能ですか（当時県がどのような審査をしたのかを確認したい）**

- ・ それはいいと思います。ただ、(市でもどのように審査したかわかる書類があるか)確認したんですが、ありませんでした。市に保存されている公文書としては、2006(H18)年3月17日の県熱海土木の受付印のある許可申請書（とその添付書類）以外にはありません。

**Q ということは、許可申請書はあるが、この申請に対しどのような議論があったかは分からないということですか**

- ・ 記憶の中にあるだけです。

**Q 県熱海土木で受け付けた開発行為の許可申請書については、資力・信用を含め誰が審査したのですか**

- ・ I社からの許可申請書については、私が審査しました。資力、信用については、当時、県がやっていた東京商工リサーチや帝国データバンクへの委託事業を利用し確認しました。A氏と関連がありそうな事業者を調査しました。
- ・ I社については。法人登記簿にはA氏の名前は出てこず、また、資力については、銀行の残高証明を見せられれば、それ以上は。その辺りは、県にお願いして行ったと記憶しています。

**Q I社という業者はどこから出てきたのか**

- ・ 私の記憶であるが、(④区域・C工区)の土地はA社名義なんですが、代表者のA氏から「(開発行為の許可申請では)P社では駄目だということは分かっているし、自分の名前がない方がいいだろうから、あえて違う名前(I社)で出す」との趣旨の発言がありました。

**Q この開発行為の許可申請について、「事業者の一体性」で却下しなかったのですか**

- ・そこは議論になった時に、正式な照会ではありませんが、本庁にも（意見）照会をしています。ただ、森林法については、一体性の判断の考え方が示されているものの、都市計画法については、これという考え方が示されていないので、駄目とは言えないんです。
- ・ただ、一体性があるかないかということだけなので、別に一体性があっても、それはそれでいいのではないかという話になった。というのは、熱海市の場合、（許可が必要となる開発規模は）「3,000 m<sup>2</sup>」なので、最初に「2,900 m<sup>2</sup>」の開発をしておき、次に「2,800 m<sup>2</sup>」の開発をやるとして、開発許可を免れようとした場合には、「この二つの開発の一体性の有無」が争点になりますが、本件については、そもそも事業者は開発行為の許可を受けようとしていますので、（一体性）については、問題にはならないと思います。
- ・開発行為の規模が5haを超えるとまたいろいろ（ひっかかることが）ありますが、「名前、名義を変えるぞ」とは、彼らが言ったような記憶があります。

**Q 「資力・信用」との許可基準を踏まえれば、一体性があると判断されれば、許可申請を不許可とすることも可能だったのではないですか**

- ・それも考えはしたが、何をもって不許可とするか、「不許可とするのは難しい」との判断があったように記憶しています。

**Q 当時はそうかもしれないが、今同じような事案があった場合にはどのような対応になるんですか**

- ・「資力・信用」（の許可基準）ところについては、何をもって「信用がある」とするのかということについて、県土地対策課を含め様々なところに話を聞いてるところです。
- ・例えば、「宅建業法違反の業者が「宅地分譲をやる」なんていう申請は、これはもう（不許可としても）絶対大丈夫だと言えますが、それ以外で、何があったときに、「信用がない」とまで言えるのか」という議論が当時あったような気がします。
- ・無許可開発したのは確かにP社なので、（このP社と）I社の役員が一人とかかぶってれば、それは悪（一体性がある）だろうとなりますが、（法人登記簿上）A氏の名前は、一応かぶっていないんです。

**Q 法人登記簿上はかぶっていないくても、I社の件でA氏が県熱海土木に来ているんですか**

- ・ A氏は④区域の土地の所有者なんです。(だから、県熱海土木での協議には参加するけど、) 開発業者はA氏ではなく、土地所有者として来ているという体裁を取っています。

**Q I社とP社との関係性については、薄々分かっていたが、判断材料が乏しいため、そこは本庁とも相談の上、両者には同一性はないと判断したということか**

- ・ (県からは) 最終的には市で決めるようにと言われました。(このような回答になるのは仕方ないと思うが、) これが、権限移譲の一番の問題だと思います。
- ・ 最終的には市が判断して決めなくてはならないということは分っているので、当然、A氏の排除を検討したんですが、ただ、どこまで排除できるかという話なんです。
- ・ ④区域と⑤区域との関係で、A氏は、⑤区域については、X社に移している(地位承継)、X社であればいいだろうと言われたんです。
- ・ このX社は、正確にいうと同和関係でA氏とつながりはあるが、資本上は、(A氏の名前は) 全く出てきません。同様にI社の法人登記簿にもA氏の名前は出てきません。だから、(A氏) が全く知らないと言ったら、A氏がやってるのは分かっているものの、全力で止めにいけということにはなりませんでした。そこは県も(同じ)です。

**Q 2006(H18)年3月17日、I社が、県熱海土木に提出した④区域・C工区に係る開発行爲の許可申請については、県熱海土木の関係職員に相談しながら審査したのか**

- ・ 実際には、もう(県熱海土木都市計画課の) 皆さんも、この案件については、(私が) 熱海市に持ち帰ってやるんだっていう雰囲気になっていました。
- ・ 都市計画法第32条の協議については、熱海市がメインでやるため、市役所を巻き込みながらやり、当時は、都市計画課の風致条例の担当や、宅造法の担当に少し相談しながらやっていました。
- ・ 彼らの申請は、変更、修正が結構多いので、不備がある点は全部書き出して、「ここを直すように」と指導していました。

**Q I社の④区域・C工区での開発行為については、市まちづくり条例に基づく審査で承認されており、県熱海土木が3月17日付けで受け付けた許可申請の内容がそれとほぼ同じ内容であったため、審査が短期間で済んだのですか**

- ・ そうです。図面は（市まちづくり条例に基づく手続の際提出されたものと）一緒なので（開発許可申請の審査は短時間で済みました）。
- ・ 書類（許可申請書）が提出されたのは3月17日でしたが、事実上、2月の段階から審査等をしていたと思います。
- ・ 市ともいろいろやり取りしながら、市に提出されている図面と（県に提出されている図面を）突き合わせてみたりしていた記憶があります。

**Q 開発行為の許可等の権限の移譲後、市においては、当該権限の執行の関係で困っていた部分があったのではないですか**

- ・ 正直ありました。2006(H18)年4月1日、県熱海土木では、都市計画課と建築住宅課が統合され、実態上、都市計画の担当がいなくなりました。課長も建築職の課長となりました。
- ・ 2006年4月には、市には、都市計画法、宅地造成等規制法、また、風致地区条例の権限が移譲されました。ただ、宅造法の事務や風致条例の事務については、研修等もありませんでした。
- ・ (2006年4月から) 三つの法令による事務をやることになったのですが、県熱海土木に相談したくても、(県熱海土木には) 担当者もいないんです。風致地区条例なんて担当者いませんから。
- ・ だから、(風致地区条例の関係については、) 本庁の公園緑地課に聞きましたが、本庁では2ha以上の案件しか扱ったことがなく、(2ha未満の) 通常に分譲地の関係とか分かる人がいませんでした。そうなると、現実には、相談する人がいませんでした。一応相談すれば、その話は回り回るんですけども、答えは来ませんでした。

**Q 都市計画法による開発行為の許可等に係る事務については、熱海市から県には相談しなかったのではなく、相談相手がいなかったということですか**

- ・ 県熱海土木についてはそうです。

**Q 開発行為の許可等の権限移譲に際し、県熱海土木が市職員を対象に、当該事務に関する研修（特にマニュアルについて）を実施していましたか**

- ・ありませんでした。（2006(H18)年4月以降、）市では、開発行為の許可等に関する事務を（円滑に執行）できなかったので困りました。
- ・現場（市の権限移譲事務の担当課）任せになってしまっている市の体制にも問題があるんですが。当時の市の担当課長はすごく困ったと思いますが、それ（担当課）以外（市の権限移譲の総括窓口課）は、（状況が）よく分らないと思う。
- ・結局、（権限移譲を受けたとしても）自分（市の権限移譲の総括窓口課）がやらなくていいからという考えが、あったのかもしれない。
- ・自分はまだ係長にもなっていないくらいでしたので、上司に相談したところで、上司の方でも判断できないから、県に聞けということになるんですが、県に聞いたところで「市で考えろ」ということになってしまう。

**Q 開発行為の許可等に関する事務の執行等についての県庁の相談先は、県土地対策室でしたか**

- ・そうです。県土地対策室に聞きましたが、やはり（他と）同じような感じでした。ただ、（こうした対応になってしまうのは）致し方ない面もあると思います。
- ・「（質問されたことに対し）最終的に県としては〇〇と考えるが、最終的な判断は市でお願いします」という回答になってしまうが、（そういう回答になるのも致し方ない面があると思うが、）我々は、そこにすごく歯がゆい思いをしました。特に開発については、我々では決められない（判断がつかない）から相談しているのに、駄目（自分で考えろ）と言われてしまう。これが（権限移譲の）現実です。

**Q 2004(H16)年度又は2005(H17)年度において、本庁と県熱海土木では、本件は非常に重い案件のため、絶対許可を出さない方針でしたか**

- ・2005年度における方針は、「（停止命令、措置命令を発出した開発行為については、）こんな状態になったんだけど、どの方針で行くのか」との趣旨のことを本庁に確認したところ、「開発行為の許可等の申請書」が出てくれば、対応していくしかないかという発想でした。
- ・「何が何でも（とか）、すごく慎重になっていて、（この現場を）動かすことはなるべくやめて欲しい」というような方針ではなかったと記憶しています。少なくとも私にはそのようには（「絶対許可を出さない」）、聞こえませんでした。

**Q 2005(H17)年度、A氏やその関係者が県熱海土木によく来ていたとのことであったが、その際の復命や記録はありますか**

- ・(当時、) 私が(記録や復命を)作成した記憶があるので、多分あったと思います。
- ・⑤区域に関するものとして、熱海市に引き継がれた公文書も含めあったと思います。

**Q あなたが「熱海市には引き継がれていない」と言われたのは、④無許可開発区域に関する公文書のことですか。その区域以外の区域に関する公文書は、今もまだ熱海市に残っていますか**

- ・そうです。補足すると、(⑤区域の宅地造成に関する公文書については、) 2006(H18)年4月1日に熱海市に持って帰って(引き継いで)いますが、(この⑤区域の宅地造成が)終わった(完了した)のが2006年3月24日であることから、(既に事業)完了後10年経過(2017(H29)年の4月)しているため、(⑤区域の宅地造成に関する)書類については、廃棄されています。
- ・④区域については、まだ継続中の案件のため、(④区域に関する公文書については、)まだ(市に)残っています。

# 逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (都市計画法関係)

## 1 調査日・場所

2023 (R5) 年10月 2 日 (月) 県庁別館 2 階会議室

## 2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 熱海土木・都市計画課職員 (2002(H14)年度～2004(H16)年度)
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 経営管理部総務局参事 清水 大全 くらし・環境部盛土対策課長 望月 満 交通基盤部土地対策課長 福田 吉宏

## 3 聴き取り内容

**Q 2003(H15)年2月6日の本庁室長の現地調査の前に、県熱海土木が現地を確認していると思うが、県熱海土木がこの現場を一番最初に確認したのはいつですか**

・「いつ」ということについては、全く記憶にありません。ただ、無許可開発の場合、(一般的には、)外部からの通報で動くのが最初だと思うが、(本件は) どうだったか。

**Q おそらく、2003(H15)年2月6日の現地確認(公文書D001)よりも前に、(県熱海土木として)現地確認をしていると思うが、どうですか**

・そこもはっきり覚えていません。

**Q 県熱海土木として、いつ頃から本件(無許可開発)を把握していましたか**

・分かりません。

**Q 本件の無許可開発が行われた場所は、④区域と⑤区域の間の場所との認識でよいですか**

・そうです。無許可開発区域については、この区域(⑤区域)に隣接した場所という記憶はあります。

**Q 無許可開発された場所を確認した時の記憶はありますか。この無許可開発は、その後、結構な騒動になったので強烈な印象がありそうな気がするがどうですか**

- ・(公文書(D001)の写真を見ながら) どうだったかな。こんな(造成の状態が)きれいだった記憶はないです。

**Q この無許可開発を行った事業者に対応した際の印象はいかがか。公文書からは、当時、相当にやり合っていたように見受けられるが、どうですか**

- ・当然、本庁とも協議しながら対応していた記憶があり、当時も先方が、「行政の言うことをそのまま申請書に書くので、教えてくれ」というようなことを言ってきたが、「それは違う、(行政は)申請者が言ってきたものを審査する」と、他の職員とともに一貫して対応した記憶があります。

**Q 当時、県熱海土木として、本件無許可開発を行った業者は、悪質な業者なので、本課と協議しながら、この業者は排除するという方針はありましたか**

- ・そこまでは、なかったような気がします。確かに素性が悪いというのはもう分かっていたんですが、全て排除するという方針まではなかったような気がします。

**Q (無許可開発と⑤区域の開発を行っていた) この業者については、将来的にこの地域における開発から締め出すことも想定して、無許可開発と⑤区域の開発に対し措置命令を発出したようにも見受けられるが、そのような長期的な視点についての話は当時なかったですか**

- ・記憶としてはないです。(この業者を) 全く排除しようというところまでの記憶はありません。

**Q あなた個人の意味としても、この業者を締め出すとの認識はなかったですか**

- ・私の認識としても、(この業者を) そこまで排除しようというところはないです。

**Q 当時、県熱海土木の都市計画課の技術職は、課長は除くとあなた一人だったので、業務上この業者との接点が多く、悪質性を一番感じられていたのではないかと思うが、それでもこの業者への認識は、その程度ですか**

- ・はい、そうです。

**Q 当時の公文書を見ると、この業者は相当大きな声を張り上げるので、本庁でのヒアリングの際には、警察官を待機させていたとの記録が残っているが、県熱海土木でも同様の対応をしたのですか**

- ・警察官を待機させたという記憶はないです。

**Q 県熱海土木で大きな声を張り上げるということはありませんか**

- ・当然声を荒げるというのはありました。今で言うと恫喝という言葉が思い浮かびますが、声を荒げる場面は、本当に何度かありました。

**Q 当時、この業者が職員を恫喝していることは、県熱海土木の所長も承知していましたか**

- ・私の推測になってしまうが、課長から報告していると思います。

**Q 本件の無許可開発については、手続的には土採取等規制条例による「土の採取等の届出」からスタートすべき案件だと思うが、当時、あなたが所属されていた都市計画課では、この条例を所管していた用地管理課と打合せや情報交換しながら対応していた記憶はありますか**

- ・用地管理課と打合せや情報交換していた記憶はありません。

**Q 公文書（D064）には（崩落場所との記載のある）位置図やその崩落場所を撮影したと思われる写真が添付されているが、この現場に行った記憶はありますか**

- ・この現場に行った記憶があります。

**Q 例えば、この現場に「いつ行った」とか、「誰と行った」とか、「こういうきっかけで行った」とか思い出せることはありますか**

- ・推定になってしまうが、本件無許可開発が着手され、その現場を確認するために行ったんじゃないかと思います。いつ行ったのか、日付までは記憶にないです。

**Q 公文書 (D064) に添付されている写真に写っている個々の場所について、大体ここだということは分かりますか**

- ・大体ということであれば、無許可開発地のところというぐらいです。

**Q 公文書 (D064) に添付されている図面には、ピンクで「崩壊箇所」を囲っているが、この写真は、この箇所を撮影したものではないですか**

- ・写真の①が多分、この道路（公文書(D064)の図面に記された⑤区域の宅地造成地を囲むように設置されている道路）なので、多分、無許可開発地はこの辺ではないかなと思う。

**Q この図面で囲われた「崩壊箇所」に、木が捨てられていたのは覚えているか**

- ・そちらのほうは全く記憶がありません。

**Q 公文書 (D064) の図面にある「崩壊場所」の現地に行ったのは市民等からの通報があったからですか**

- ・多分何かの（崩壊したとの）連絡が入ったので、（その崩壊が）開発区域内（で起きたのか、それよりも外れているか（開発区域外で起きたのか）確認することは、普通だと思います。

**Q 現場を確認したときのメンバーを覚えていますか**

- ・全く覚えていません。

**Q 公文書 (D064) の崩壊箇所について、あなたの中で、それほど記憶にないということは、この箇所が開発許可区域内での崩壊ではなかったこと、また、さほど重大な崩れ方をしていなかったからと捉えればよいですか**

- ・そうです。いわゆる開発（許可）地の道路の外側でした。

**Q 公文書（D064）に添付されている写真③、⑥、⑧などには、倒木又は伐採木と思われる木材が写っているが、これらの木材の処理を無許可開発を行っていた業者に指導したり、廃棄物として関係機関（保健所等）に情報提供したりしましたか**

- ・廃棄物として関係機関には連絡していない。そもそも（この木材の関係で）外部に連絡した記憶がない。

**Q 業者に対し、「これらの倒木に土を盛ってしまうと不適切な状態になってしまうから、適正に処理して」等の指導をしたか**

- ・いや、多分、（業者に対し）そんなに具体的なことは言っていない。（無許可開発地の）防災工事をやらせることを重視していた。

**Q 公文書（D064）に添付された図や写真に関してはあまり印象がなく、これを基に何か処置した記憶はないということか**

- ・そうです。

**Q 2003（H15）年3月19日に、この無許可開発区域や⑤区域の現地を確認した復命書（D055）がある。この時に現地を確認しに行った経緯は何か、雨水流出や倒木が堆積しているとの理由からだったのですか**

- ・うろ覚えで申し訳ないが、多分、本課が現地を見たいとあって、県土地対策室と県建築安全推進室が一緒に来たと思う。
- ・多分、2003年2月21日にこの無許可開発に対し、措置命令（中止命令）を发出しているので、その現地を見たいということで現地確認に来たと思う。

**Q 公文書（D064）のような崩壊（土砂流出）は頻繁にあったわけではないと捉えてよいですか**

- ・現場確認はそうそうあるものではなかったと記憶しています。

Q 公文書 (D055) にも倒木が堆積している写真があり、2 ページ目には「無許可部現地状況の⑤のところ、倒木が集められており、このまま埋められてしまう可能性がある」との記述がある。この倒木の処理を業者に指導したり、廃棄物を所管する関係機関に連絡するなどした記憶がありますか

- ・ 堆積した倒木の関係で廃棄物所管（廃棄物を所管する保健所）に連絡した記憶はないです。

Q 無許可開発を行った業者に対しては、工事停止命令や土砂の流出防止に関する措置命令を発出しているが、この命令の内容を決定するまでに、当時の県熱海土木ではどのような検討をされましたか

- ・ (どのような検討をしたのか) その中身もちょっと記憶がないです。

Q P社は、都計法違反により措置命令を発出された状況から、開発行為の許可の審査基準の一つである「資力・信用がある」との基準に合致しないため、この区域一体の開発行為については「もはや許可できない」として排除しました。その後、県熱海土木で、この区域の開発について、新たな業者が参入するかもしれないとか、この区域の開発はもう認めないとか、P社を排除した後の対応について、何らかの想定をしていましたか

- ・ これも記憶が曖昧だが、多分、P社自体はもう（この区域での開発行為を行うことは）できないため、(⑤区域の宅地造成に係る開発行為の許可の地位を) 他社に譲渡し、許可済み地（⑤区域の宅地造成）については、何とか動かそうとするのではなにかとの想定はしていました。

Q 無許可開発地のその後については、何らかの想定をしていましたか

- ・ ちょっと記憶がないです。

Q 無許可開発地、⑤区域の宅地造成地について、土砂流出防止の措置命令に基づき、2003 (H15) 年 7 月 31 日付けで、防災工事承認申請書が提出 (D065) され、同年 9 月にこの防災工事が承認されている (D067)。公文書 (D081) の記録によると、この防災工事が完了したのは、2005 (H17) 年 6 月のものであるが、この工事になぜ 2 年近くもかかったのかその理由が分かるか

- ・ もう想像になってしまいますが、行政から命令を発出されたことで、この会社は（世間の）信用を失ってしまい、（防災工事を）施工してくれる業者が捕まらなかったのではないかと思います。

**Q 無許可開発、⑤区域の宅地造成に対する土砂流出防止の措置命令に係る防災工事については、2003(H15)年9月に防災工事の承認がされた後、2004(H16)年度は丸々1年間止まっていた感じであるが、その辺りの状況を何か覚えているか**

- ・ 案件そのものが止まっていたような状況ではないかと思う。防災工事については、多分、計画自体を書けなかった、書く人がいなかったということがあるのではないかと思います。
- ・ (防災工事の) 承認以降については、先ほど言ったように、多分、この(防災工事の)請負業者が捕まらなかったということだと思います。

**Q P社については、ある設計屋が関わるようになってから、防災工事の設計やそれを取り囲む関係作業が進んでいったが、それ以前はこの設計屋が関わっていませんでした。このことを踏まえると、⑤区域の宅地造成に係る開発行為の許可申請が受理され、許可がされたというのがよく分からないのですが、まともな図面が出てきていたのですか**

- ・ 私が、県熱海土木に赴任した時は、彼らは、行政に書かせようとしていたため、それは、申請者の方で書くよう指導していました。
- ・ その際、設計等についても、彼らに書いてくださいと伝えていた記憶があるので、多分、何かしらの資格を持った人を捕まえて、その開発行為に関する図面は描かせたというか、描いてもらい、開発行為(の許可申請)に関しては体裁を整えたのではないかと思います。

**Q 今回の土石流災害における土砂の流出場所を報道で見た時に、この場所(逢初川源頭部)だと特定できたか**

- ・ 全然分からなかったです。

# 逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (都市計画法関係)

## 1 調査日・場所

2023 (R5) 年10月12日 (木) 県庁別館 2階会議室

## 2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 熱海土木・都市計画課職員 (2004(H16)年度～2005(H17)年度)
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 経営管理部総務局参事 清水 大全 くらし・環境部盛土対策課長 望月 満 交通基盤部土地対策課長 福田 吉宏

## 3 聴き取り内容

**Q あなたが県熱海土木に赴任した際、前任者からP社やP社が乱開発していた土地に関してどのような引継ぎを受けましたか**

- ・ P社の工事に関しては、今、停止命令を出しているため、防災工事をしないと次には進めない状態であると聞いていました。

**Q P社は非常に悪質なので、伊豆山地区の開発からは排除するというようなニュアンスはありましたか**

- ・ (P社には、この地区の開発を行うことについての) 信用がもうないので、(この地区で) 次に開発を行うには、別の誰かでないとできないというようなことを聞いていました。

**Q ⑤区域の土地に関しては、今後も開発が継続されるような想定がありましたか**

- ・ その(⑤区域の開発が今後も継続されるか) 想定があったかというとはっきりしませんが、今はまず、とにかく防災工事をしないといけないということは聞いていました。

**Q ④無許可開発区域における開発についても聞いていましたか**

- ・ 聞いていました。⑤区域の上の道を挟んで向こう側のところは、許可なく(開発行為が)されていたというのは聞いていました。

**Q ④無許可開発区域の開発行為についても命令が出ていた状況でしたか**

- ・はい。私の記憶では、着任1年目の2004(H16)年度においては、(④無許可開発区域については)特に動きはなかったと思います。

**Q 動きがなかったということだが、その時、P社は一体何をやっていたのか**

- ・停止命令を出された後、防災工事を(行う)という段階でそのまま(動きがない状態)でした。

**Q P社の防災工事については、2003(H15)年9月に承認されたものの、完了は、2005(H17)年7月です。承認から完了までに約2年を要しています。2004(H16)年度の1年間については、全く動きがなかったようですが、この間、P社が何をしていたか状況等を御存知ですか**

- ・私を知る限りでは、2004年は特に動きはなかったと思います。
- ・(この案件については)確かに前任者から引き継いでいるのですが、私は、県熱海土木の1年目も2年目も(熱海市ではなく)伊東市(における開発行為)を担当していました。ただ、この熱海のP社のことは重要な事案だったので、(この件については、熱海市における開発行為の担当と)一緒に聞いていますし、何かあれば一緒に対応したり、記録も見ているはずなのですが、(そういうことをした記憶がないので)覚えている限りでは動きはなかったと思います。

**Q 命令等を出して、その対象である事業者等に動きがない場合、通常であれば、この事業者等に対し「早く動くように」と督促等すると思うが、当時、県熱海土木では督促等するようなことはなかったのですか**

- ・当時、督促したかどうかの記憶はありません。覚えている限り、特筆するような動きはありませんでしたが、そこもちょっと自信はありません。

**Q 2005(H17)年、2006(H18)年あたりには、P社の関係者が頻繁に県熱海土木に来ていたのではないですか**

- ・(私の記憶では)P社の代表はA氏です。(聴き取り者から当時のP社の代表として別人の名前が出ていたため、左記の回答となったもの)

**Q P社の関係者については、通常の事業者とは異なる雰囲気（職員への接し方も含む）であったと聞かすが、あなたはどのように感じていたか、また、どの程度の頻度で県熱海土木に来ていましたか**

- ・私が覚えている限り、A氏が来たのは数回だったと思います。他の関係者は、防災工事関係の書類作るため相談に来ていましたが、高圧的な感じだったのは数回だったと思います。

**Q 2005(H17)年度の人事異動により、県熱海土木の担当職員がガラッと変わっているが、このことを契機として、事業者側の県熱海土木に対する態度が変わったようなイメージはありますか**

- ・いいえ。2004(H16)年度には、特に（事業者の関係者に）会っていなかったということもありますが、2005年度においても、高圧的に来たこともありますが、こちらから「こういう書類を作るように」と指導すると、その話はしっかり聞いてはくれていたと思います。
- ・人事異動で職員が変わったので、（県熱海土木に対する）態度が高圧的になったということはないと思います。ただ、1回だけ覚えているのは、（事業者側が）大勢で来たことがあり、その際には先方の人数が多かったので、隣の建築住宅課の職員にも（打ち合せに）加わってもらい、人数を合わせて対応した覚えがありますが、それ以外については、大人数ですごく高圧的だったとは思わなかったです。

**Q 2005(H17)年度に、事業者側が大人数で来た時の用件は何だったのですか**

- ・確か年度の最初の方だったと思いますが、県熱海土木に「土地を買いたい」又は、「工事をしたい」という方が来た時に、「ここは、工事停止命令が出ているようなところなので、一部分だけ開発するとか、この場所に既に出てきているものについても、その中身（擁壁の裏側の工事の施工状況等）がどうなっているか分からないので、そのあたりの確認からしてもらわないとならない」という話をしたことがあったが、（そのことについて）A氏を筆頭に大所帯で事務所に来て、「妨害された」と怒ってきたのがその時となります。

**Q P社関係者との面談は数が多くなくとも、面談記録は作成し、本庁にも報告していましたか**

- ・していました。行動記録を作り本庁に報告していました。（事業者からの）事務的なちょっとした相談等についてはしていませんが、高圧的な場合や、（何らかの）動きあった時には報告していました。

**Q 高圧的な態度だったことは数回はあったということだったが、その辺の記録が残っていないのはなぜですか**

- ・ どのような形で本庁に報告していたかははっきりと覚えていませんが、行動記録については、県熱海土木で作成して、(課内で) 決裁をとったものを報告したかもしれないし、または、急いで報告しなければいけない場合には、メールや電話で報告したかもしれません。(本庁への報告については、) どのような手段で行っていたかは、はっきりと覚えていません。

**Q 防災工事の実施等の措置命令に対し、2005(H17)年にP社から防災工事の完了届が提出され、この届出により完了検査を実施していると思うが、誰が現地で、この防災工事の完了検査を行い、かつ、適正な工事が実施されたと判断したのですか**

- ・ 完了届が提出され、現地に行かずに合格することはあり得ないので、誰かが必ず(完了検査に) 行っていると思いますが、私が行ったかまでは覚えていません。
- ・ 普通の熱海市の案件なら(私は) 行きませんが、こういった案件なので(私が) 行ったかもしれませんが、そこは覚えていません。

**Q 本件の完了検査に行くとしたら、熱海市の事案を担当する職員ですか**

- ・ 熱海市担当の職員は(完了検査に) 行っていると思いますが、それもはっきりと覚えていません。

**Q 県熱海土木から事業者に対し、当該者には伊豆山地区における開発行為を行うためのに必要な信用がないが、当該者と無関係な第三者であれば、当該者が実施していた開発行為を継承できると話したことがあるようだが、その後、当該者が第三者を連れてきた、あるいは、第三者を探すなどの行動を取っていましたか**

- ・ (この事業者と無関係の) 第三者として、(この事業者が実施していた開発行為を) 承継する者が(県熱海土木に) 来たことは覚えていますが、その時がどのような状況だったのか、また、どのようにその第三者と初めて会ったかまでは覚えていません。

**Q その第三者から承継申請書が提出された際に、審査したのですか**

・はい。

**Q 承継申請の内容に特段の問題がなかったため、継承を承認する手続きに入ったのですか**

・そうです。代表者や役員がかぶってない、所在地が一緒ではないかといった所を確認したと思います。

**Q 事業承継したのは、⑤区域の開発行為、④無許可開発区域の開発行為の両方ですか**

・はい、両方ともです（④無許可開発区域の開発行為については、無許可で実施していたため承継の概念はないが、この④無許可開発区域の一部を含む区域（④区域・C工区）における開発行為について、別事業者が許可申請を行っているため、上記回答となった）。

**Q ④区域・C工区の開発事業者であるI社についても、もともとP社とは無関係という判断だったのですか**

・そうです。

**Q I社以外に④区域・C工区の開発行為に手を挙げた事業者はいたのですか**

・そういう事業者はいなかったと思います。

**Q I社はA氏が連れてきたのですか**

・そのあたりのことはあまり覚えていない。

**Q I社が何で④区域・C工区の開発に手を挙げたのか、そのあたりの経緯等を調べたりしなかったのですか**

- ・ I社に対して、「誰の紹介なのか」とか、そういったことは聞かなかったと思います。

**Q I社とP社の関連性を調査した結果、どのように判断したのですか**

- ・ (I社はP社は) 関係会社ではないと判断しました。

**Q 当時、I社について、P社のように伊豆山地区の開発から排除しようという動きはなかったですか**

- ・ なかったと思います。

**Q I社を排除しようという議論はなく、法人登記上、役員の重複もなく、法人の所在地も異なるため、I社はP社に対する第三者性があるとのことで開発行為の許可申請を認めたということですか**

- ・ そうです。(I社の第三者性を確認するために)他に何をチェックしたかまでははっきりと覚えていませんが、書類を確認した上で、同一会社や関係会社ではないということを判断しました。
- ・ I社を排除しようとしていたかというところではなく、本当に第三者性があるのか(という視点で)審査し、担当者だけで決めたわけではなくて、しっかり相談していたと思います。ただ、本庁に諮っていたかまでは、はっきり覚えていませんが、普通であれば諮っていると思います。

**Q 単純に両社を書類上で比較し、関連ないから了としたのですか**

- ・ いや、もちろんこういった事案だったため、I社についても怪しいかもしれないという視点で見えていたと思います。(ただ、)それでも両社に関連性を見い出せなかったなので、大丈夫だと判断したという感じです。

**Q I社がA氏とつながりがあるということを何となく分かっていていた職員もいたのではないですか**

- ・人としてつながりがあったんだろうとは思っていたが、会社としてはつながりはなかったと思います。

**Q 県熱海土木には、2003（H15）年9月以降の本件に関する公文書が残存していないが、権限移譲に際し、これらの公文書を熱海市に市に引き継いだ記憶はありますか。また、引継ぎのルールはあったのですか**

- ・引き継いだ記憶も、引き継いでないというはっきりとした記憶もないので、何とも言えません。
- ・（市への公文書の引き継ぎについては）はっきりとしたルールがあったかまで、しっかり覚えてはいませんが、おそらく、県が許可した案件で（その事業が）完了までいってれば、引き継いでいない可能性はあります。
- ・このようなものは、引き継がないと明確に区分していたか、当時は区分していたかもしれないですが、今ははっきりと覚えていません。

**Q 例えば本庁から「こういう公文書は権限移譲先に引き継がなくてよい」という通知はなかったですか**

- ・もし通知が来ていれば、そのとおりにしたと思いますが、そういった通知があったかも、（公文書の引き継ぎについての明確な）ルールがあったかもはっきりと覚えていません。

**Q ④区域・C工区の開発行為の許可申請については、権限移譲後、市で許可される前に、県で審査していると思うが、あなたがされたのですか**

- ・C工区の事前審査の時期については、私の県熱海土木の在籍2年目の後半の話になるとと思いますが、その時に（開発行為の許可申請に係る）書類を見た記憶がありません。

**Q I社による④区域・C工区の開発行為の許可申請については、2006（H18）年3月17日付けで県熱海土木に提出され、市案件の担当職員が確認したと思うが、県熱海土木として審査した（担当職員による確認の結果が課内で共有された）ような記憶はあるか**

- ・ 県熱海土木として、もう（熱海市に権限が）移譲されるから（審査せずに）置いておこうとか、（申請内容に）すごく問題があるから駄目とか、そういった記憶はないので、ちょっと想像になってしまうが、申請を受け付けてから、申請書類不備があり修正することはあるので、そうした理由で（申請書の処理が）遅くなったのではないかと思います。私は、ちょっとここ（④区域・C工区）の書類を見た覚えはありません。

**Q 市に引き継いだ膨大な量の公文書の中にP社関係の公文書を入れた覚えはありますか**

- ・ 入れたか、入れてないかは覚えていません。

**Q 市への公文書の引き継ぎ作業については、どのようなやり方だったか覚えていますか**

- ・ 市役所は本当にすぐ近くなので、それほどしっかりと梱包することなく、コンテナ（文書引継箱）にボンボン入れて、多分、市が公用車で受け取りに来てくれたと思いますが、そこまで細かいことは覚えていません。

**Q 市へ公文書の引き継ぎに当たり、何かやったことを覚えていますか**

- ・ 何か運んだなというのは覚えています。何を運んだまでは覚えていません。
- ・ 運んだものは、絶対に開発の許可台帳など、ずっと使うようなものだと思いますが、それ以外については、どんなものを、どのくらいの量運んだかまでは覚えていません。

**Q 市へ公文書を引き継ぐ際、あなたは何をしていましたか**

- ・ 多分一緒に書類の整理をしていたと思います。とにかくもう引き継がないといけないうのがあって、（公文書を）どんどん運んだり、また、並行して（権限移譲に当たり、県熱海土木の）都市計画課と建築住宅課を統合する作業もしていたので、様々な書類を整理し、バタバタやっていた記憶があります。

**Q 2006(H18)年4月1日をもって、開発行為の許可等の権限を市に移譲し、公文書も市に引き継いで、その後、県熱海土木と市との間のやり取りはなくなりましたか**

- ・はい。県熱海土木3年目となる2006年度は、私は（都市計画課から所内異動し）総務課に配属された。（統合後の都市計画課と）同じ階でしたが、フロアが違ったため、（都市計画法に関し）特に相談された記憶はありません。
- ・（市から）挨拶程度はあるが、特に相談に来られた覚えはありません。ただ、私のところに来るとしても事務的な相談になるため、技術的な相談まで県熱海土木にされていたかは分かりません。

**Q 県熱海土木として、「開発行為の許可等の権限については、市に移譲したので、後は市の判断でやってください」との対応だったということはないですか**

- ・そんなことはありません。私も「(所属する)課が替わったから(相談に)来ないで」とか、そんなことはありませんでした。

**Q 県熱海土木は普通のスタンスで待っていたが、市が特に相談に来なかったということですか**

- ・私も普通に総務課で働いていたので、（市からの）相談を待っていた訳ではありませんが、もちろん市から相談があれば対応できる状態でした。

**Q 市にしてみれば、県熱海土木の組織も変わり、担当職員も替わってしまい相談する相手がいなくなったという気持ちになってしまったのですか**

- ・市にしてみれば、そういう気持ちになったと思います。私の2年目(2005(H17)年度)に、市からの人事交流職員以外の都市計画課の県職員は、私を入れて3人でしたが、うち一人は統合された課に残り、あと二人は、確か他の所属に異動してしまった記憶があります。
- ・多分、市から県熱海土木に来ていた人事交流職員の方に見れば、県熱海土木に来て、自分がいた席は廃止されていたような状態だったため、聞きづらい気持ちになってしまったかもしれません。

**Q 県熱海土木における組織の統合については、県としては当然かもしれないが、市からすると相談できないと感じたかもしれないということですか**

- ・私が同じ立場だったら、ちょっと行きづらいかもしれないと思います。

**Q 権限移譲前の 2005 (H17) 年度、又は移譲後の 2006 (H18) 年度において、開発行為の許可等の権限について、市における円滑な執行に資するため、市への支援策として何か実施したことはありますか**

- ・ 権限移譲前には、県熱海土木に市からの人事交流職員が派遣されて、その職員が 1 年間、県職員として開発行為の許可等の実務を行うことで、実務研修として、この事務に関するノウハウを習得しました。
- ・ あとは、県が作成した開発行為等の手引き等があり、(実務研修の際は) これを見ながら事務をしていたのでこうした資料については、全部市に持ち帰ったと思います。
- ・ 2005 年度の 1 年間、本当に（現場で）一緒に働きながら覚えるという感じでした。ただ、本庁で研修していたかどうかまでは覚えていません。

**Q 権限移譲後に県熱海土木から市に向けて研修等をやることもなかったですか**

- ・ 県熱海土木で研修等をやることはありませんでした。

**Q あなたが、P社関係者と対応した際に、怖いと感じたことはありますか**

- ・ 相手が言うてくることは決まっていたので、特に怖いことはありませんでした。特別扱いした覚えも全くないですし、他の職員も同様に対応していました。

**Q 彼らの相手をするのがすごく嫌だったと言っていた職員もいたようですが**

- ・ 多分、私が県熱海土木に赴任する前は、そういう（こちらが対応するのが嫌だと感じさせる）雰囲気があったのかもしれませんが。
- ・ 私が（県熱海土木に）赴任して以降は、最初はすごく高圧的でしたが、後半は、本当に何度も相談に来たというイメージしかありません。

# 逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (都市計画法関係)

## 1 調査日・場所

2023 (R5) 年12月4日 (月) 県庁別館 2階会議室

## 2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 熱海土木事務所都市計画課職員 (2002 (H14) 年度～2004 (H16) 年度)
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 経営管理部総務局参事 清水 大全 くらし・環境部盛土対策課長 望月 満 交通基盤部土地対策課長 福田 吉宏

## 3 聴き取り内容

### Q ⑤区域の排水計画は、具体的にどのような内容でしたか

- ・下流河川に排水能力があるため計画図面上に調整池はなく、道路側溝に排水を流す計画であったと記憶しています。

### Q 鳴沢川の川筋を埋めての造成工事については、事前協議時から、このような計画内容でしたか。付け替えなどの方法は検討させなかったのですか

- ・当初の計画については記憶にありませんが、申請時点で、現地には既に土砂が入っている（川筋が埋められている）状態であったと記憶しております（そのため、付け替えなどの方法は検討させていません。）。

### Q 無許可開発区域の上流部における当時の鳴沢川の状況はどうでしたか

- ・④無許可開発区域の上の方には、道のようなものがあつた記憶はありますが、沢筋が存在した記憶はありません。

### Q 許可後、熱海土木では、事業者の施工状況をどのように確認していましたか

- ・開発行為の許可後、現地には、土地対策室に同行して行っていますが、許可工事の途上、(何回も) 確認に行った記憶はありません。

**Q 当時、P社の施工の問題点として(排水よりも)まず盛り土と考えた理由は何ですか**

- ・盛り土の方が重要だと考えたわけではなく、排水についても、開発許可の技術的要件に当たるため、盛り土と同程度に重要な問題と考えていました。

**Q 当時の協議記録を見ると、熱海土木でも、排水施設に問題があることを承知していたと思われるが、どのように把握していましたか**

- ・盛り土をすると見えなくなってしまう所については、排水をしっかりとしなければならぬ(との認識である)ことから、暗渠については、当然やっておくべきものとして事業者に伝えたと思います。

**Q 措置命令とは別に、P社に対し、排水に関する是正指導はしていましたか**

- ・施工区域外(無許可開発地)から流入する排水について、流末をしっかりと考えて対策を行うよう伝えていました。

# 逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (都市計画法関係)

## 1 調査日・場所

2023 (R5) 年12月7日 (木) 県庁別館 2階会議室

## 2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 熱海土木事務所都市計画課職員 (2005(H17)年度)
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 経営管理部総務局参事 清水 大全 盛土対策課長 望月 満 くらし・環境部盛土対策課長 望月 満 交通基盤部土地対策課長 福田 吉宏

## 3 聴き取り内容

### Q ⑤区域の排水計画の内容について、具体的にどのように把握していたのか

- ・(地下水に関しては、)透水管を入れ、碎石を巻いて埋める絵だったのではないかと思います。
- ・A工区は、大分前から手を付けられていますが、前の話は分かりません。また、排水に関しては、私は見ていません。
- ・B工区の排水計画に関しては、O氏が、透水管を入れ、A工区に接続すると話していました。私は、管の埋設工事も見えています。

### Q 前任者から⑤区域の排水計画の問題点という引継ぎは受けたか

- ・引継ぎは、事務職職員から受けていますが、排水計画のような技術的な論点の引継ぎは、土木職職員の間で行われており、私は受けていません。

### Q 措置命令に基づく指導とは別に排水に関しP社に指導していたか また、X社に対してはどうであったか

- ・当時、擁壁の問題が主であり、排水に関しては、引継ぎ書にも書かれていませんでした。(P社やX社への指導は)本課の指示を受けながら進めていましたので、必要があれば、指示があったはずですが、ありませんでした(指導していません)。

**Q 2006(H18)年3月の完了検査時、排水施設（暗渠）について、視認していたか  
また、その結果、計画のとおり、施工がなされていたか**

- ・（暗渠に関しては、）申請書に流量計算もありませんでしたし、あくまで防災措置として入れたのではないかと思います。
- ・地盤や擁壁の検査に関しては記憶がありますが、地下（の排水）に関しては、記憶にありません。

**Q A、B、C、D工区の施工者は、D社のO氏ですか**

- ・D社は、2003(H15)～2004(H16)年の時点では、まだ熱海市には来ていませんので、A工区の施工はO氏ではありませんでした。

**Q 沢を埋めたことにより逢初側に水が流れたと思いますか。鳴沢川の流域は広いが、その水はどこに行ったと思いますか**

- ・流れたとは思いません。無許可開発により、分水嶺の高さが変わっていますが、水がどこに流れたかは分かりません。
- ・（P社は、）④無許可開発区域の土は、A、B工区に入れていますが、時期も異なり、土地も所有していませんでしたので、逢初川には入れていません。

**Q D工区の排水はA、B工区に流入するが、側溝の改修は行われたのですか**

- ・側溝の改修を行うという条件で開発行為を認めましたが、改修はされていません。

**Q 2023.5.13付けの静岡新聞の第3の盛り土の記事では、擁壁が崩壊し、土砂が流出したとの内容に読めますが、そうだったのですか**

- ・違います。擁壁の崩壊と土砂流出には直接の関係はありません。擁壁が崩れた現場は確認しましたが、いつ崩れたかは分かっていません。

**Q 2023. 11. 9 の静岡新聞の集水用穴の記事に載っていた穴とは何ですか**

- ・絵を見れば、土側溝ですが、何か分かりません。記事にある浸透枡は、許可するはずがありませんので、あり得ません。
- ・私は現地で見ていませんが、事業者側の設計者が作った図面に載っていますので、実際にあったのではないのでしょうか。

**Q 2005 (H17) 年に⑤区域内に伐採木や産業廃棄物などが埋設されているとの情報提供がありましたが、県熱海土木ではどのような対応をしたのですか**

- ・県土地対策室から情報提供を受け、⑤区域内の3箇所ボーリング調査を行ったが、廃棄物は出てきませんでした。

# 都市計画法（抄）

（昭和四十三年六月十五日 法律第百号）

## 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第二条～第三条（略）

（定義）

第四条 この法律において「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、次章の規定に従い定められたものをいう。

2 この法律において「都市計画区域」とは次条の規定により指定された区域を、「準都市計画区域」とは第五条の二の規定により指定された区域をいう。

3 この法律において「地域地区」とは、第八条第一項各号に掲げる地域、地区又は街区をいう。

4 この法律において「促進区域」とは、第十条の二第一項各号に掲げる区域をいう。

5 この法律において「都市施設」とは、都市計画において定められるべき第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。

6 この法律において「都市計画施設」とは、都市計画において定められた第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。

7 この法律において「市街地開発事業」とは、第十二条第一項各号に掲げる事業をいう。

8 この法律において「市街地開発事業等予定区域」とは、第十二条の二第一項各号に掲げる予定区域をいう。

9 この法律において「地区計画等」とは、第十二条の四第一項各号に掲げる計画をいう。

10 この法律において「建築物」とは建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に定める建築物を、「建築」とは同条第十三号に定める建築をいう。

- 11 この法律において「特定工作物」とは、コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるもの（以下「第一種特定工作物」という。）又はゴルフコースその他大規模な工作物で政令で定めるもの（以下「第二種特定工作物」という。）をいう。
- 12 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。
- 13 この法律において「開発区域」とは、開発行為をする土地の区域をいう。
- 14 この法律において「公共施設」とは、道路、公園その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。
- 15 この法律において「都市計画事業」とは、この法律で定めるところにより第五十九条の規定による認可又は承認を受けて行なわれる都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいう。
- 16 この法律において「施行者」とは、都市計画事業を施行する者をいう。

## 第五条～第二十八条（略）

### 第三章 都市計画制限等

#### 第一節 開発行為等の規制

##### （開発行為の許可）

第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

- 一 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模未満であるもの
- 二 市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの
- 三 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用

及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

四 都市計画事業の施行として行う開発行為

五 土地区画整理事業の施行として行う開発行為

六 市街地再開発事業の施行として行う開発行為

七 住宅街区整備事業の施行として行う開発行為

八 防災街区整備事業の施行として行う開発行為

九 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許を受けた埋立地であつて、まだ同法第二十二条第二項の告示がないものにおいて行う開発行為

十 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為

十一 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

2 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

一 農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

二 前項第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為

3 開発区域が、市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち二以上の区域にわたる場合における第一項第一号及び前項の規定の適用については、政令で定める。

（許可申請の手続）

第三十条 前条第一項又は第二項の許可（以下「開発許可」という。）を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 開発区域（開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区）の位置、区域及び規模

二 開発区域内において予定される建築物又は特定工作物（以下「予定建築物等」という。）の用途

三 開発行為に関する設計（以下この節において「設計」という。）

四 工事施行者（開発行為に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。以下同じ。）

五 その他国土交通省令で定める事項

2 前項の申請書には、第三十二条第一項に規定する同意を得たことを証する書面、同条第二項に規定する協議の経過を示す書面その他国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

第三十一条（略）

(公共施設の管理者の同意等)

第三十二条 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。

2 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。

3 前二項に規定する公共施設の管理者又は公共施設を管理することとなる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前二項の協議を行うものとする。

(開発許可の基準)

第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

一 次のイ又はロに掲げる場合には、予定建築物等の用途が当該イ又はロに定める用途の制限に適合していること。ただし、都市再生特別地区の区域内において当該都市再生特別地区に定められた誘導すべき用途に適合するものにあつては、この限りでない。

イ 当該申請に係る開発区域内の土地について用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、流通業務地区又は港湾法第三十九条第一項の分区（以下「用途地域等」という。）が定められている場合 当該用途地域等内における用途の制限（建築基準法第四十九条第一項若しくは第二項、第四十九条の二、第六十条の二の二第四項若しくは第六十条の三第三項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）又は港湾法第四十条第一項（同法第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の条例による用途の制限を含む。）

ロ 当該申請に係る開発区域内の土地（都市計画区域（市街化調整区域を除く。）又は準都市計画区域内の土地に限る。）について用途地域等が定められていない場合 建築基準法第四十八条第十四項及び第六十八条の三第七項（同法第四十八条第十四項に係る部分に限る。）（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による用途の制限

二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地（消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。）が、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、開発区域内の主要な道路が、開発区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められていること。この場合において、当該空地に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

- イ 開発区域の規模、形状及び周辺の状況
- ロ 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質
- ハ 予定建築物等の用途
- ニ 予定建築物等の敷地の規模及び配置
- 三 排水路その他の排水施設が、次に掲げる事項を勘案して、開発区域内の下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第一号に規定する下水を有効に排出するとともに、その排出によつて開発区域及びその周辺の地域に<sup>いっ</sup>溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該排水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。
- イ 当該地域における降水量
- ロ 前号イからニまでに掲げる事項及び放流先の状況
- 四 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、水道その他の給水施設が、第二号イからニまでに掲げる事項を勘案して、当該開発区域について想定される需要に支障を来さないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該給水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。
- 五 当該申請に係る開発区域内の土地について地区計画等（次のイからホまでに掲げる地区計画等の区分に応じて、当該イからホまでに定める事項が定められているものに限る。）が定められているときは、予定建築物等の用途又は開発行為の設計が当該地区計画等に定められた内容に即して定められていること。
- イ 地区計画 再開発等促進区若しくは開発整備促進区（いずれも第十二条の五第五項第一号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。）又は地区整備計画
- ロ 防災街区整備地区計画 地区防災施設の区域、特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画
- ハ 歴史的風致維持向上地区計画 歴史的風致維持向上地区整備計画
- ニ 沿道地区計画 沿道再開発等促進区（幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第四項第一号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。）又は沿道地区整備計画
- ホ 集落地区計画 集落地区整備計画
- 六 当該開発行為の目的に照らして、開発区域における利便の増進と開発区域及びその周辺の地域における環境の保全とが図られるように公共施設、学校その他の公益的施設及び開発区域内において予定される建築物の用途の配分が定められていること。
- 七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が次の表の上欄に掲げる区域内の土地であるときは、当該土地における同表の中欄に掲げる工事の計画が、同表の下欄に掲げる基準に適合していること。

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十条第一項の宅地造成等工事規制区域	開発行為に関する工事	宅地造成及び特定盛土等規制法第十三条の規定に適合するものであること。
宅地造成及び特定盛土等規制法第二十六条第一項の特定盛土等規制区域	開発行為（宅地造成及び特定盛土等規制法第三十条第一項の政令で定める規模（同法第三十二条の条例が定められているときは、当該条例で定める規模）のものに限る。）に関する工事	宅地造成及び特定盛土等規制法第三十一条の規定に適合するものであること。
津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第一項に規定する特定開発行為（同条第四項各号に掲げる行為を除く。）に関する工事	津波防災地域づくりに関する法律第七十五条に規定する措置を同条の国土交通省令で定める技術的基準に従い講じるものであること。

八 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、開発区域内に建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域及び特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域（次条第八号の二において「災害危険区域等」という。）その他政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内の土地を含まないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。

九 政令で定める規模以上の開発行為にあつては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、開発行為の目的及び第二号イからニまでに掲げる事項を勘案して、開発区域における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。

十 政令で定める規模以上の開発行為にあつては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、第二号イからニまでに掲げる事項を勘案して、騒音、振動等による環境の悪化の防止上必要な緑地帯その他の緩衝帯が配置されるように設計が定められていること。

十一 政令で定める規模以上の開発行為にあつては、当該開発行為が道路、鉄道等による輸送の便等からみて支障がないと認められること。

十二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を要するものを除く。）又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開

発行為（当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの並びに当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。

十三 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を要するものを除く。）又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの並びに当該開発行為の中断により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。

十四 当該開発行為をしようとする土地若しくは当該開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地又はこれらの土地にある建築物その他の工作物につき当該開発行為の施行又は当該開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていること。

- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、政令で定める。
- 3 地方公共団体は、その地方の自然的条件の特殊性又は公共施設の整備、建築物の建築その他の土地利用の現状及び将来の見通しを勘案し、前項の政令で定める技術的細目のみによつては環境の保全、災害の防止及び利便の増進を図ることが困難であると認められ、又は当該技術的細目によらなくとも環境の保全、災害の防止及び利便の増進上支障がないと認められる場合においては、政令で定める基準に従い、条例で、当該技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和することができる。
- 4 地方公共団体は、良好な住居等の環境の形成又は保持のため必要と認める場合においては、政令で定める基準に従い、条例で、区域、目的又は予定される建築物の用途を限り、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度に関する制限を定めることができる。
- 5 景観行政団体（景観法第七条第一項に規定する景観行政団体をいう。）は、良好な景観の形成を図るため必要と認める場合においては、同法第八条第二項第一号の景観計画区域内において、政令で定める基準に従い、同条第一項の景観計画に定められた開発行為についての制限の内容を、条例で、開発許可の基準として定めることができる。
- 6 指定都市等及び地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づきこの節の規定により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村

(以下この節において「事務処理市町村」という。)以外の市町村は、前三項の規定により条例を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。

7 公有水面埋立法第二十二條第二項の告示があつた埋立地において行う開発行為については、当該埋立地に関する同法第二條第一項の免許の条件において第一項各号に規定する事項(第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める事項を含む。)に関する定めがあるときは、その定めをもつて開発許可の基準とし、第一項各号に規定する基準(第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。)は、当該条件に抵触しない限度において適用する。

8 居住調整地域又は市街地再開発促進区域内における開発許可に関する基準については、第一項に定めるもののほか、別に法律で定める。

### 第三十四條～第七十八條(略)

(許可等の条件)

第七十九條 この法律の規定による許可、認可又は承認には、都市計画上必要な条件を附することができる。この場合において、その条件は、当該許可、認可又は承認を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

### 第八十條(略)

(監督処分等)

第八十一條 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者又は当該違反の事実を知つて、当該違反に係る土地若しくは工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者
- 二 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者
- 三 この法律の規定による許可、認可又は承認に付した条件に違反している者
- 四 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可又は承認を受けた者

- 2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく、当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。
- 3 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 4 前項の標識は、第一項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

第八十二条～第九十八条（略）

# 都市計画法施行令（抄）

（昭和四十四年六月十三日 政令第百五十八号）

第一条～第十八条（略）

## 第三章 都市計画制限等

### 第一節 開発行為等の規制

（許可を要しない開発行為の規模）

第十九条 法第二十九条第一項第一号の政令で定める規模は、次の表の第一欄に掲げる区域ごとに、それぞれ同表の第二欄に掲げる規模とする。ただし、同表の第三欄に掲げる場合には、都道府県（指定都市等（法第二十九条第一項に規定する指定都市等をいう。以下同じ。）又は事務処理市町村（法第三十三条第六項に規定する事務処理市町村をいう。以下同じ。）の区域内にあつては、当該指定都市等又は事務処理市町村。第二十二條の三、第二十三條の三及び第三十六條において同じ。）は、条例で、区域を限り、同表の第四欄に掲げる範囲内で、その規模を別に定めることができる。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
市街化区域	千平方メートル	市街化の状況により、無秩序な市街化を防止するため特に必要があると認められる場合	三百平方メートル以上千平方メートル未満
区域区分が定められていない都市計画区域及び準都市計画区域	三千平方メートル	市街化の状況等により特に必要があると認められる場合	三百平方メートル以上三千平方メートル未満

- 2 都の区域（特別区の存する区域に限る。）及び市町村でその区域の全部又は一部が次に掲げる区域内にあるものの区域についての前項の表市街化区域の項の規定の適用については、同項中「千平方メートル」とあるのは、「五百平方メートル」とする。
- 一 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯
  - 二 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域
  - 三 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第二条第三項に規定する都市整備区域

第二十条～第二十二條（略）

（法第二十九条第二項の政令で定める規模）

第二十二條の二 法第二十九条第二項の政令で定める規模は、一ヘクタールとする。

第二十三條～第四十六條（略）

# 都市計画法施行規則（抄）

（昭和四十四年八月二十五日 建設省令第四十九号）

第一条～第十四条（略）

（開発許可の申請書の記載事項）

第十五条 法第三十条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるもの（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を要するものを除く。）又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び開発区域の面積が一ヘクタール以上のものを除く。）にあつては、第四号に掲げるものを除く。）とする。

- 一 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 二 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為、主として住宅以外の建築物又は特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為、その他の開発行為の別
- 三 市街化調整区域内において行う開発行為にあつては、当該開発行為が該当する法第三十四条の号及びその理由
- 四 資金計画

第十六条～第六十条（略）

## (5) 静岡県土採取等規制条例関係



# 静岡県土採取等規制条例

(昭和50年10月20日 条例第42号)

(目的)

第1条 この条例は、土の採取等について必要な規制を行うことにより、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するとともに、土の採取等の跡地の緑化等の整備を図り、もつて県民の生命、身体及び財産の安全の保持と環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「土の採取等」とは、切土、床掘その他の土地の掘削をする行為をいう。

(土の採取等の計画の届出)

第3条 土の採取等を行おうとする者は、当該土の採取等に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該土の採取等を行う場所ごとに、土の採取等の計画を定め、知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために土の採取等を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- 2 前項の土の採取等の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
  - (2) 現場責任者の氏名及び住所
  - (3) 土の採取等を行う場所の区域
  - (4) 土の採取等に係る土の数量
  - (5) 土の採取等を行う期間
  - (6) 土の採取等の方法及び土の採取等のための設備その他の施設に関する事項
  - (7) 土の採取等に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項
  - (8) 土の採取等に係る跡地の整備に関する事項
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 第1項ただし書の場合において、当該土の採取等を行う者は、当該土の採取等の開始後、遅滞なく、規則で定めるところにより、土の採取等を緊急に必要とした理由及び前項各号に掲げる事項を、知事に届け出なければならない。
- 4 第1項及び前項の規定による届出には、土の採取等を行う場所及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(変更の届出)

第4条 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同条第2項第3号から第9号までに掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の15日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(計画変更の勧告)

第5条 知事は、第3条第1項若しくは第3項又は前条第2項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る土の採取等に伴い、土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該土の採取等の計画の全部又は一部の変更を勧告することができる。

(措置命令)

第6条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで土の採取等を行つているときその他土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該土の採取等を行つている者に対し、期限を定めて、当該土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(停止命令)

第7条 知事は、土の採取等を行つている者が前条の規定による命令に従わないとき、又は土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、当該土の採取等を行つている者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 知事は、第3条第1項の規定に違反して届出をせず、又は同項若しくは第4条第2項の規定による届出に係る第3条第2項第3号から第9号までに掲げる事項の内容に違反して、土の採取等を行つている者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(完了等の届出)

第8条 第3条第1項又は第3項の届出をした者は、当該届出に係る土の採取等を完了し、又は廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(土の採取等の跡地に係る措置命令)

第9条 知事は、土の採取等に係る跡地について、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のため必要があると認めるときは、当該土の採取等の完了の日又は廃止の日から2年間に限り、当該土の採取等を行つた者に対し、期限を定めて、土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(土の採取等の跡地の緑化等の勧告)

第10条 知事は、土の採取等に係る跡地の周辺の環境の保全のため必要があると認めるときは、土の採取等を行つた者に対し、当該土の採取等に係る跡地について緑化等必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(承継)

第11条 第3条第1項又は第3項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(当該届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該届出に係る事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該事業を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 前項の規定により届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の掲示)

第12条 第3条第1項又は第3項の規定による届出をした者は、土の採取等を行う期間中当該届出に係る土の採取等を行う場所の見やすい場所に、規則で定めるところにより、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査等)

第13条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土の採取等を行う者に対し、当該土の採取等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土の採取等を行う者の事務所、土の採取等を行う場所その他その業務を行う場所に立ち入り、土の採取等の状況を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外等)

第14条 この条例の規定は、次に掲げる土の採取等については、適用しない。

- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土の採取等
- (2) 法令に基づく許可、認可、届出等に係る土の採取等で規則で定めるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、通常の管理行為として行う土の採取等、軽易な土の採取等その他の災害の発生のおそれが少ないと認められる土の採取等で規則で定めるもの

2 前項に定めるもののほか、市町が、当該市町の区域内における土の採取等について、この条例の規定による土の採取等の規制に比べ、その規制の態様及び違反行為に対する処罰の程度を強化する条例を施行した場合には、当該条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後当該条例の規定の適用を受ける土の採取等については、この条例の規定は、適用しない。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前にした行為及び施行日前にされた第6条の規定による命令に関し施行日以後にした行為に対する罰則については、第16条から第18条までの規定を適用する。

（規則への委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第16条 第6条又は第7条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第17条 第3条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第9条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第18条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第12条の規定による標識の掲示をしなかつた者
- (3) 第13条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第13条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

（両罰規定）

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（昭和51年2月規則第5号で、同51年4月1日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例施行の際現に土の採取等を行つている者は、この条例施行の日から30日以内に、当該土の採取等に係る土の採取等を行う場所ごとに、第3条第2項各号に掲げる事項を記載した書類に同条第4項の書類を添付して知事に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出をした者は、第3条第1項の規定による届出をした者とみなす。
- 4 附則第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金

に処する。

- 5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。
- 6 この条例施行の日前に、当該土の採取等の場所における土の採取等を完了し、又は廃止した者については、第9条及び第10条の規定は、適用しない。

附 則（平成4年3月25日条例第29号）

- 1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月28日条例第35号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月28日条例第25号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日条例第42号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月29日条例第20号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。  
（静岡県土採取等規制条例の一部改正に伴う経過措置）
- 7 この条例の施行の際現にされている前項の規定による改正前の静岡県土採取等規制条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第2号に掲げる行為については、この条例第4章の規定の適用を受けることとなるまでの間は、なお従前の例による。
- 8 この条例の施行前にした改正前の条例第2条第2号に掲げる行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした同号に掲げる行為に関する静岡県土採取等規制条例第9条及び第10条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行前にした行為及び附則第7項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



## (6) 廃棄物処理法関係





がれき類（熱海市内の解体工事現場から搬入されたものと推測）、繊維くず（布団、毛布等）が野積みの状態

【 2009 (H21) 年 2 月 5 日 撮影（⑥区域北西方向から）(F005) 】



【 2010 (H22) 年 6 月 30 日 撮影（⑥区域北方向から）(F054) 】

⑥区域に搬入された廃棄物の状況等の写真



【 2010 (H22) 年 8 月 16 日 撮影 (㊦区域南方向から) (F065) 】



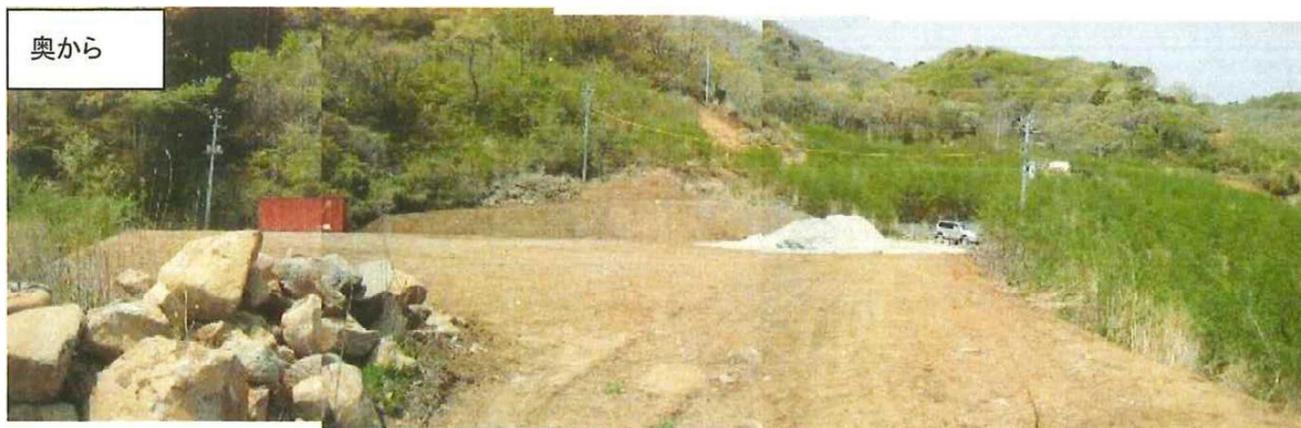
【 2011 (H23) 年 2 月 21 日 撮影 (㊦区域北西方向から) (F098) 】

㊦区域に搬入された廃棄物の状況等の写真



がれきの分別・破砕作業等が行われ、がれきの山は幾分減少し、代わりに碎石、鉄筋の山が大きくなっている

【 2013 (H25) 年 2 月 12 日撮影 (⑥区域東方向から) (F163) 】



⑥区域の敷地内は、入口にがれき類の山一つ残してあるのみで、周辺は整地されている

【 2013 (H25) 年 4 月 16 日撮影 (⑥区域奥・南東方向から) (F168) 】

⑥区域に搬入された廃棄物の状況等の写真



【 2016 (H28) 年 12 月 13 日 撮影（⑥区域入口から）(F214) 】



【 2021 (R3) 年 4 月 14 日 撮影（右の写真：⑥区域入り口から）(F259) 】

⑥区域に搬入された廃棄物の状況等の写真



赤い破線のあたりから上の土に木くずが混入している

【 2010(H22)年8月31日 撮影 (A106) 】



20～30 cm程度の棒状の木がかなり混入している

【 2010年(H22)8月31日 撮影 (A106) 】

①区域に搬入された木くず混じりの土砂の状況等の写真



木くずが混じっている範囲

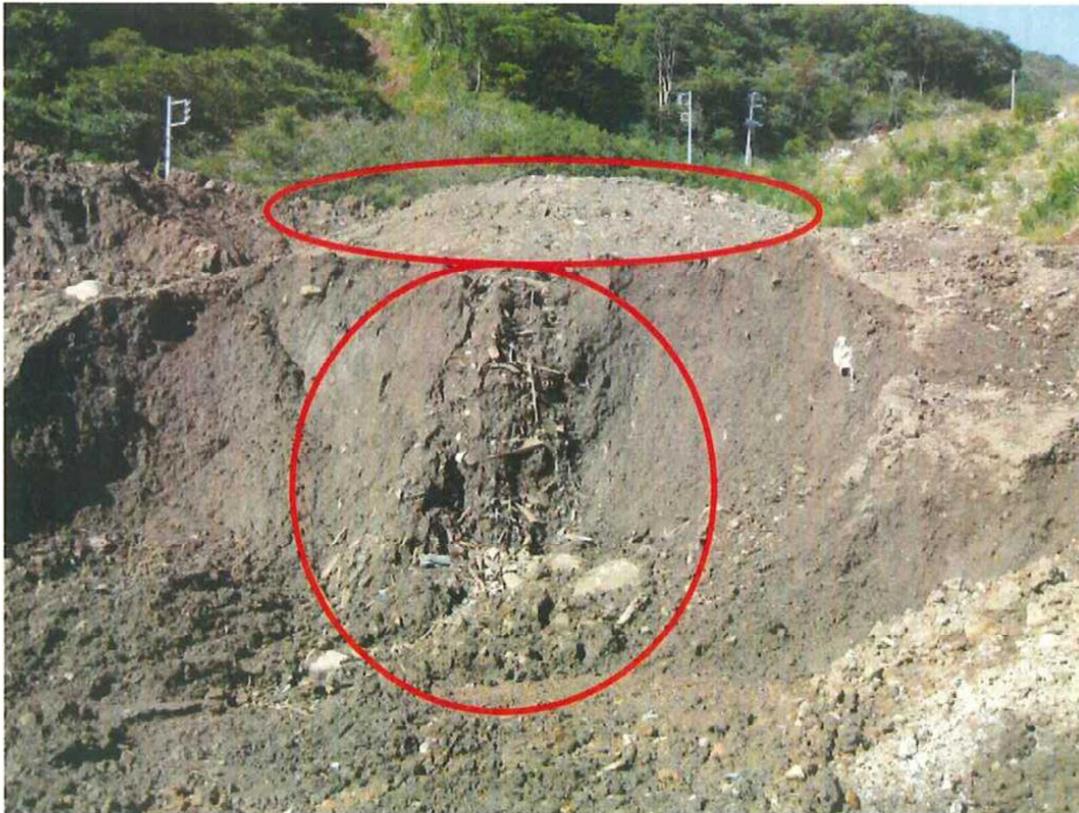
【 2010 (H22) 年 9 月 3 日 撮影 (①区域北側方向から) (A108) 】



木くずの掘り起こし作業により掘った穴 (木くずが埋まっていた)

【 2010 (H22) 年 10 月 20 日 撮影 (A123) 】

①区域に搬入された木くず混じりの土砂の状況等の写真



上の赤丸：2010年10月20日に掘り起こして仮置きした木くずの山下  
下の赤丸：土砂の崩落面に新たに確認された木くず（埋まっていた）

【 2010(H22)年11月2日 撮影 (A129) 】



木くず混じりの土砂を⑥区域に移動した後の①区域の残土処分場内

【 2010(H22)年11月19日 撮影 (A143) 】

①区域に搬入された木くず混じりの土砂の状況等の写真



①区域から⑥区域に移動された木くず混じりの土砂

【 2010 (H22) 年 11 月 17 日 撮影 (⑥区域西方向から) (A141) 】



写真中央の奥に①区域から移動された木くず混じり土砂が見える

【 2011 (H23) 年 2 月 21 日撮影 (⑥区域北西方向から) (F098) 】

①区域に搬入された木くず混じりの土砂の状況等の写真  
(⑥区域への移動後)



写真中央の奥に①区域から移動された木くず混じりの土砂が見える

【 2011 (H23) 年 4 月 20 日 撮影 (⑥区域入り口付近から) (F108) 】

①区域に搬入された木くず混じりの土砂の状況等の写真  
(⑥区域への移動後)



相模ナンバーのダンプ車両が①区域の進入路に「土、砕かれた瓦、陶器類で粒度がふぞろいのもの、ガラスくず、鉄筋、廃プラが混ざったもの」を下ろす

【 2010(H22)年10月7日 撮影（①区域の入口付近）(A115) 】



①区域の進入路に下ろされた瓦くず、陶器くず等が混じった土砂

【 2010(H22)年10月7日 撮影 (A115) 】

①区域に搬入された木くず混じりの土砂の状況等の写真  
(陶器くず等が混じった土砂)

# 逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (廃掃法関係)

## 1 調査日・場所

2023 (R5) 年10月10日 (火) 県庁別館 2階会議室

## 2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 県熱海土木・企画検査課職員 (2008 (H20) 年度～2010 (H22) 年度)
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 経営管理部総務局参事 清水 大全 くらし・環境部盛土対策課長 望月 満 くらし・環境部廃棄物リサイクル課長 片山 広文

## 3 聴き取り内容

**Q ⑥区域に搬入された廃棄物について、この廃棄物の関係者である、A社、D社のO氏、J社の3者に対し、この廃棄物の排出事業者についての廃掃法18条による報告を求め、3者とも「排出事業者はA社」との報告を行っているが、この報告を持って、A社を排出事業者として特定できなかった理由は分かりますか**

- ・公文書 (F052) には、多分、私が「J社を排出事業者として進めるべきではないか」という意見になっている」ということを言って、それで、県廃リ課からは、「1回18条を求めたけど、その報告内容に不明な点があるので、もう一度、18条報告で求めよう」という話があったとの記録があるが、私、その辺りのことを全然覚えていません。まだ確定的なことが言えなかったということではないのかなと。
- ・「J社を排出事業者として進めるべきではないか」ということを、誰が、いつ、何で言ったのかも、全然覚えていません。

**Q A社を含む3者への18条報告の求めに対し、3者とも「排出事業者はA社」との報告であったが、当時は「それだけでは足りない」との判断であったようだが、その辺りの理由は分かりますか**

- ・はっきり申し上げて分かりません。

**Q A社が解体工事の全体を仕切っている感じはありましたか**

- ・そのような認識ではありました。A社に（解体工事現場の土地の所有権の名義が）J社となっている理由を聞いたところ、J社から金を借りた際、譲渡担保付きの所有権としたため、名義がJ社になっており、A社が借金をJ社に返済すれば、自分のところに（所有権の名義が）戻ってくるという言い方をしていたと思います。
- ・多分、当時、私としては、（解体工事現場を仕切っているのはA社と思っていたけど、）日環センターからJ社（が排出事業者）である旨の意見があり、（考えが）揺らいでしまったのかもしれない。

**Q 本件ではマニフェストはなかったですか。マニフェストがない場合に、排出事業者を特定のために決め手となるものはありましたか**

- ・（マニフェストは）なかったです。（建設リサイクル法に基づく）解体届は取ったと思うが、例えばA社とJ社との間の（建物の解体工事の）契約書は取っていなかったかもしれない。
- ・（当時、実際に建物の解体工事を行っていたのは）D社でしたが、このD社とA社との間の契約内容については、口頭では聞いていたが、書類は取っていなかったと思います。
- ・あとは何しろ、向こうは言い逃れだとは思いますが、（解体廃棄物を）取りあえず運んで、ガラパゴスをかけて路盤材にするというようなことを盛んに言っていたと思います。
- ・（この解体廃棄物は、A社の）自社廃棄物なので、（⑥区域に）移動させるのも、駄目とは言えなかったと思います。当時は、とにかく解体工事現場について、下の家に（コンクリートガラが）崩れないか、危ないと思っていたので、この危ない状況を何とか改善するための指導を一所懸命やっていたような気がします。

**Q ⑥区域に搬入された廃棄物の排出事業者の特定には至らなかったものの、A社に対する行政指導を繰り返している。A社は⑥区域の土地所有者であることから、いわゆる清潔保持の義務はあるものの、当時の指導内容については、所有者に対するそれよりも厳しいものであったように見受けられますがいかがですか**

- ・私は、J社にも一回行った覚えがある。その時も（J社は）確か、（A社に）お金を貸しただけで、そのお金が返済されれば、（土地の所有権はA社に）すぐ戻すんだという言い方をしており、あくまでも（建築物の解体）工事やっているのはA社と主張していました。
- ・J社は土地所有者になっているが、ただの名義貸しみたいな感じでした。また、（実際に解体工事をやっていたD社の）O氏に聞いても、A社から発注を受けたと言っていたので、これ（解体工事の元請業者）は、A社だろうということで指導していたと思います。

**Q 行政指導（相手方の任意の協力が必要）であるため、やれることは（相手方に求められることは）目一杯やろうという認識でしたか**

- ・そうです。

**Q 本件の解体工事や⑥区域に搬入された廃棄物の関係者（A社、D社、J社など）の県東部健福に対する態度等はどうか。脅し口調だったり、あるいは、分かったとは言いがやらないなどの行動をとるような感じでしたか**

- ・まず、J社については、「俺は関係ねえのに何でおまえら言ってくるんだ」と言ってくるなど、少し高圧的であったとうっすら記憶にあります。A社やD社のO氏については、私には、恫喝や脅しとかというのはなかったと思います。ただ、（指導に対し）「やる、やる」、「ここは誰々に言って片付けさせる」と即答するものの、一向に実行されなかった。
- ・（「やる」と言うので、）こちらとすれば、「そんなことないでしょ」と言う訳にもいかないの、で、「ぜひお願いします」というようなことをしていたと思います。だから、私の記憶では、脅されたとか、何か暴力振るわれそうになったとかということはないと思います。
- ・A社については、小田原駅前にある会社に行ったのは結構鮮明に覚えていて、そのときも特に恫喝的なところはなかった。指導票を交付して、サインさせてということはしたが、それに対して、「何だおまえら」というようなことは言われてなかったと思います。ただ、名刺交換の際は、A社の名刺ではなく、同和会の名刺を出してきました。

**Q D社のO氏の態度等はどうか**

- ・O氏も恫喝といったものはなかったと思います。O氏については、日金の（解体工事）現場や逢初川の崩れた土捨場について、本当は自分がやることではないのだけれど、やりっ放しになっていてしょうがないから、やってあげているというニュアンスのことを聞いたような記憶があります。
- ・（O氏は）面と向かって、「これは自分の仕事ではないからやりません」という言い方をしない。「何とかしてやる」みたいな言い方をするため、（こちらとしては）「じゃあ、できるのであればお願いします」というやり取りをしたイメージです。

**Q あなたが異動される直前だったと思うが、⑥区域の土地所有権が移転したことは何か覚えていますか**

- ・ちょうど私が異動する直前ぐらいに、（⑥区域の）土地所有権が移転したという話を聞きました。だから、私は、（新たな土地所有者の）C者という名前には聞き覚えはありませんが、（逢初川源頭部とその周辺区域の）膨大な土地の所有権が移転したと聞き、「えっ」という話をしたのは覚えています。

**Q ①区域の残土処分場に搬入された木くず混じりの土砂に、木くずを混ぜた行為者等について、当時この現場で作業していた者等に任意の聴き取り調査は行っていたものの、廃掃法第18条による報告の求めについては、早い段階では行っていないが、その理由は何ですか**

- ・私の記憶では、（2010(H22)年の）10月20日に、木くず（混じりの土砂）を振るって出すからということで、（その現場に）立会いに行った覚えがあり、（その時に）、一応、その工事自体（木くず混じりの土砂の掘り起こし）は完了しました。ただ、（その時に掘り起こした木くずは、①区域に搬入された）木くずのごく一部であって、（①区域の）ほかのところにも（木くずが）あったのかもしれないがそこまでは確認できませんでした。
- ・10月20日に掘り返した木くずについては、横によけて、（木くず混じりの土砂を掘り起こした）穴については、開いたままでは水がたまって危ないだろうからということで（別の土で）埋め戻させました。（穴を別の）土で埋め戻させたのは覚えており、そこで一応、①区域に搬入された土砂の対応については、一応終わったという認識だったような気がします。
- ・したがって、それ以上、この木くずがどこから運ばれて、誰が埋め込んでというようなところまでは追求しなかったのではないかと思います。（当時の公文書を読む限り、）現場で作業をしていた者に、「これら（木くず混じりの土砂）を誰が、どこから、どうやって運んできたのか」を聞いたはずですが、けれど、そこは、言葉をはぐらかして言わなかったのではないかと思います。

**Q 公文書からは、10月20日の木くず混じりの土砂の掘り起こしの際、作業に立ち会っていた関係者から、「今回掘り起こした木くずは、自分たちが拾い集めたものと違う。自分たちが拾い集めた木くずの置き場所は別の場所だった」との発言があったと見受けられるが、掘り起こした木くず以外にも、①区域の残土処分場には木くずが存在する可能性がありましたか**

- ・(木くず混じりの土砂を搬入した)現場を押さえていないので、そこは(木くずが他にもあるのかは)全く分からなかった。
- ・(公文書を読むと)「木くずを掘り起こすから」と関係者から連絡があったと書いてあるので、(県東部健福では)その間に(残土処分場に)木くずが搬入されているとの情報をつかんでいたはずであるが、その情報をどこから仕入れたのかは、ちょっと覚えていません。

**Q 公文書(A123)を見ると、10月20日の木くず混じりの土砂の掘り起こしの際、作業に立ち会っていた関係者から、「今回掘り起こした木くずは、自分たちが拾い集めたものと違う。自分たちが拾い集めた木くずの置き場所は別の場所だった」との発言があったようだが、その点は追求しなかったのですか**

- ・それ(10月20日の掘り起こし)以降、木くずの処分について、あそこ(①区域の残土処分場)で何かやった覚えはありません。私の記憶では、これ以降、どこか掘り起こさせて木くずを確認したという覚えはありません。これ(10月20日)で止まっています。

**Q 「今回掘り起こした木くずは、自分達が拾い集めたものと違う。自分たちが拾い集めた木くずの置き場所は別の場所だった」との発言があったのに、この発言の木くずの存在を追求しなかった理由は何ですか**

- ・(木くずの存在の追求しなかった)理由は分からない。

**Q ①区域の残土処分場の関係では、本庁に定期的に相談に行っていたのか、それとも困ったら相談に行くという感じでしたか**

- ・定期的に相談はしていなかったと思います。三か月に一回開催されていた「不法投棄対策推進会議」があったので、その時に報告する機会があったらうし、このような案件は、随時相談していた気がします。
- ・(木くず混じりの土砂については)誰が排出者か分からなかったため、(それ以上の)追求をしなかったのかもしれない。

**Q 公文書に添付された写真からは、木くず混じりの土砂が盛土され、かつ、転圧も何もされてない状況であったと見受けられる。このような場合、「盛土の施工の仕方としてまずい」ということを、熱海市や県熱海土木に情報提供や意見交換するような体制はありましたか**

- ・この木くず（混じりの土砂）の件については、熱海市の職員もこの木くずを掘り起こし作業に立会っています。
- ・だから、こういうことをやる時には、（市に）一緒に立会いをお願いすることは、必ずやっていたと思います。連絡会（の開催）のようなことは、私からは言っていません。

**Q 市から「廃棄物がある来てくれ」との情報共有や相談があって、市と一緒にやっている感じでしか**

- ・そうです。

**Q 廃棄物の関係については、市からは県東部健福だけに情報共有がされて、県熱海土木（建設部局）には情報が一切入っていないということですか**

- ・（廃棄物の関係については）市に呼ばれて行ったのではないかと思います。
- ・2008（H20）年度の2月か3月か分からないが、野焼きの通報を受けて、（⑥区域に搬入された解体廃棄物の排出現場と思われる）解体工事現場に初めて行った。
- ・私の記憶では、この当時は、専らこの解体工事現場をターゲットにしている、赤井谷（①区域の残土処分場）の方は、そういう場所もあるんですか、という感じでした。
- ・この解体工事現場から出た廃棄物が、⑥区域に行って（運ばれて）いるという状況だったので、この段階では、（①区域における）残土処分についてどうこうという意識は、まだあまり持っていなかったのではないかと思います。

# 逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (廃掃法関係)

## 1 調査日・場所

2023 (R5) 年10月10日 (火) 県庁別館 2階会議室

## 2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 県廃リ課職員 (2008 (H20) 年度～2014 (H26) 年度)
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 経営管理部総務局参事 清水 大全 くらし・環境部盛土対策課長 望月 満 くらし・環境部廃棄物リサイクル課長 片山 広文

## 3 聴き取り内容

**Q 当時、逢初川源頭部北西側区域に熱海市内の解体現場からの廃棄物が野積みされて、この廃棄物の排出事業者を特定するため、関係3者（A社、J社、D社）に18条報告を求めたものの、結果的に排出事業者を特定できなかった理由は何ですか**

- ・特定したのか、していないのかは覚えてませんが、一般論として、排出事業者を決める場合には、本人からの意見聴取だけではなく、産廃であればマニフェストがあるか、現場はあるのか、お金のやり取りはあるのか等を調べて決定していると思うので、本人が自分がやりましたと言った場合であっても、その人が即、排出事業者になるのかどうかというのは微妙なところだと思います。
- ・また、（排出事業者が）多数いるとか、時期によって違うとか、そういったことも考えられるため、本人がやったと言っても、即その人を排出事業者と決定することはないと思います。

**Q お金のやり取りなどその辺りも一応調べたということですか**

- ・そこまでは、調べ切れていないところもあると思います。

**Q 先ほどの排出事業者を決めるに当たっての一般論というものは、「こういう形で扱った方がよい」など、国からの助言に基づいているものですか。**

- ・(過去にやった) 2件の行政代執行の事案では、その時も支援金をもらったり、あるいは相談に行ったりしていますが、マニフェストを調べたり、元々その産業廃棄物を誰が排出したのか、(その産業廃棄物の排出)現場はどこなのかということも調査が必要との助言であったため、(その時には、) 排出事業者を呼び、あるいは訪ねて話を聞くなど、様々なことを調べたりしました。一般論と言ったのは、こうした実績を踏まえてのものです。

**Q 先ほどの2件の事案での支援金とは国からのものですか**

- ・(先ほどの) 支援金は国の外郭財団が「(事業費の) 何分のいくつか」を支援してくれるという制度によるもので、それを得るためにいろいろ調べました。

**Q 今回のケースでは、契約のようなものはなく、口約束でやっている感じであるが、このようなものは、排出事業者を特定のしようがないとなるのですか**

- ・(今回のケースでは) まず、元請業者(解体工事を発注者から直接請け負った者のこと)がいて、次に下請業者がいて、その次に孫請業者、さらにその下請が、あるいは横にも広がって、例えば(関係者を)呼出しする時、前回出てきた人間はもういなくて、次の会社が出てくるという、かなりもう複雑でめちゃくちゃなケースだったと思います。このため、排出事業者の調査はかなり難しいケースだと思います。

**Q (今回のケースは) 調査のしようもない感じだと思いますが**

- ・A社の社長は、呼び出してもすぐ直前にキャンセルするなど、約束はするけど守らない、あるいは出てこない、次から次へ出てくる人間が代わるというような、会社も(違う名前の会社が)次から次へ出てくるといった、非常に複雑なケースだったと思います。

**Q 排出事業者の特定に至らなかったのですが、A社に対しては、適正に処理するよう結構強く指導し続けていると思うが、その理由は何ですか**

- ・当時、（県内で）一定規模以上の産業廃棄物の不法投棄事案が30件ぐらいあった。A社については、熱海で同じようなビルの解体現場で産業廃棄物を放置している事案、（逢初川と同様に）解体ごみを運んでいって放置している事案があり、それがテレビ東京の番組で取り上げられたりして、指導していたので、それと併せて逢初川の事案も指導していた覚えがあります。
- ・ただ、その（産業廃棄物の不法投棄の）案件として30件の中で、環境への負荷が大きいとか、危険だとかいう、ランクの高いものではなかったという記憶があります。
- ・（県内の不法投棄事案への対応について）三か月に一回、各健康福祉センターの課長さんたち集めて、対策と、こういうふうに指導したらどうだという助言や指示を与えていたと思います。

**Q 土地所有者がC者に移転してからは、A社ではなく、C者に廃棄物の処理を求める感じになっているが、当時の考え方はどうでしたか**

- ・廃掃法の中では、（土地の）所有権移転は制限できないため、買うと言ったら、それを止められないということがあります。なおかつ、C者が（この土地を）買うに当たって、（この土地に放置されている廃棄物について）自分が片付けると言い出したというふうに私は記憶しています。
- ・（この土地については）普通に考えたら買う人はいない、何か（特別な意図）がなければ買わないというところなので、C者に指導、撤去をお願いしたということです。
- ・A社に対する指導をやめるということではなく、一つの方法として、新しい所有者が片付けるといふことがあるんだったら、それも一つの片付けの方法になるのではないかと考えていたと思います。

**Q では、A社にも並行して指導したということですね**

- ・そのように私は思っています。

**Q C者は自分で処理すると言っていたものの、最終的にはA社が放置していた廃棄物を)その土地に埋め立ててしまった。その後もC者には、適正な処理を指導するだけで、措置命令の手続には移行していないが、その理由は分かりますか**

- ・ C者が自分で埋めたもの以外については、措置命令って出せないということではないかと思います。A社が埋めたものを、(C者が)掘り出して、また埋めたというなら別だが、A社が埋めたものについて、C者に措置命令を出すことはできないと思います。

**Q (逢初川源頭部北西側区域の土地に) A社も廃棄物を埋めているのですか**

- ・ いや、A社が埋めているというか、埋めているものは撤去させたのではないか。よく分からないが、埋めたというか、よく分からない。

**Q A社が埋めたという記録はない。C者は、野積みされていた廃棄物を片付け始めたものの、結局埋め立ててしまっている。C者が埋めたため、その適正処理を指導はしていたので、措置命令までいけなかったのですか**

- ・ 生活環境保全上の支障というのがはっきりしなければ、法律上、(措置命令を)出すことはできない。C者が(廃棄物を埋め立てた)犯人だということを特定した上で、危険なものが埋まっているとか、埋め過ぎて崩落する等をつかめていなければ、(措置命令は)出せないと思います。

**Q C者自身が埋めたと認めているのであれば、あとは、生活環境保全の支障というところになってくるのですか**

- ・ 廃掃法には、「ごみを捨てたら、片付ける」ということは書かれておらず、あくまでも「生活環境保全上の支障が生ずる又は生じるおそれがある」場合に、命令を出したり、代執行できるということであり、(捨てられた)全てのごみを片付けるという法律ではありません。
- ・ 今回のケースにおいても「生活環境保全上の支障」がなければ(措置命令には至らないということである)。前の質問と関係すると思うが、元々あったもの(放置されていた廃棄物)が危険なものでなければ、コンクリートブロックか何かを砕いたものであるならば、それは(それが放置された状態は)「生活環境保全上の支障はない」というふうに判断できると思います。

**Q (逢初川源頭部北西側区域に放置された廃棄物のC者による現地での処理に関する) 県東部健福からの照会に対する県廃リ課の回答に時間を要した理由は何ですか**

- ・多分、「廃棄物か廃棄物じゃないか」、「再利用、リサイクルがどこまで」、「どこからどこまでが廃棄物で、どこまでが再生利用なのか」というところが微妙だったからだと思います
- ・有名な「おから」の判例でもあるが、結局、総合判断説には、指標があるわけではなく、どう使って、どうなると廃棄物でなく再生利用製品なのかということは、非常に微妙なので、多分、判断が難しかったからだと思います。

**Q C者とその代理人がいるが、その辺りの関係者は、県東部健福や県廃リ課に対し、高圧的な態度だったとか、あるいは結構従順な感じでしたか**

- ・とにかく約束を守らないという印象は残っています。呼び出しても、当日になって来られなくなったというような、直前にキャンセルすることが多かった人という印象があります。

**Q A社の関係者について、高圧的だったか等の印象はどうでしたか**

- ・直前にキャンセルすることが多かったというのと、出てくる人がころころ替わるという印象があります。

**Q A社関係者は直前のキャンセルが多く、また、人がころころ替わり、C者の関係者は直前のキャンセルが多いということであったが、対応で精神的な圧迫感を受けたイメージはありませんでしたか**

- ・それは記憶にありません。A氏にもC者にもそのイメージはありません。

**Q 逢初川源頭部への木くず混じりの土砂の搬入を確認したので指導し、関係者に聴き取りは行っているものの、18条報告を求めているが、その理由は何ですか**

- ・覚えていない。

**Q 逢初川源頭部の土地所有権のC者への移転後、その土地に1回、木くずや竹等が搬入されたことがあるが、その辺りのことで何か覚えていることはありますか**

- ・覚えてないです。

Q 逢初川源頭部に木くず混じりの土砂が搬入された際、掘り起こして、源頭部から廃棄物が野積みされていた源頭部北西側区域にこの木くず混じりの土砂を移動させたということがある。この移動の際、そこで作業していた一部の者が、移動させた木くず混じりの土砂は、自分たちが集めたものは違うと証言していた事実がある。この時に移動させたものが、木くず混じりの土砂が、県が適正処理を指導した木くず混じりの土砂かどうか、あるいは、移動させたものの他にも木くず混じりの土砂があったのかについての当時の認識はどうでしたか

- ・覚えていません。分かりません。

## 逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会による聴き取り調査 (廃棄物処理法関係)

### 1 調査日・場所

2023 (R5) 年10月10日 (火) 県庁別館 2階会議室

### 2 聴き取り対象者・聴き取り委員

聴き取り対象者	(元) 東部健福・廃棄物課職員 (2007(H19)年度～2013(H25)年度)
聴き取り委員	経営管理部総務局長 内藤 信一 経営管理部総務局参事 清水 大全 くらし・環境部盛土対策課長 望月 満 くらし・環境部廃棄物リサイクル課長 片山 広文

### 3 聴き取り内容

**Q 当時、逢初川源頭部北西側区域に熱海市内の解体現場からの廃棄物が野積みされ、この廃棄物の排出事業者を特定するため、関係3者(A社、J社、D社)に18条報告を求めたものの、結果的に排出事業者を特定できなかった理由は何ですか**

- ・3者ともA社だという回答は1回ぐらいはあったと思いますが、(報告を求めた者から提出された)調査票(報告)を見返せば、18条報告を出す(求める)たびに違う答えになっていたと思う。(当時の)資料(公文書)を確認してもらえれば、報告徴収の都度、回答を変えているのが分かると思う。
- ・廃棄物処理法の作りとして、「廃棄物の処理責任は発生から処分完了まで廃棄物の排出事業者が負う」という考え方が法律の柱としてあります。
- ・首謀者がA社本体のA社長ということは、調査後間もなく分かったのですが、「(この廃棄物の)処理責任を負う法律上の排出事業者が誰なのか」、また、「(解体工事の法律上の)元請業者がA社の関係者の一体誰なのか」、現地確認や18条報告徴収の結果として、A社本体を含む関係者がやったということは分かったのですが、そこから先、関係者のうち、誰が発注者で、誰が元請業者か、排出事業者責任なのかということが、18条報告を何回繰り返しても判断できなかったというのが、(命令を発出権限を有する)県廃リ課が命令に踏み切れなかった理由ではないか。
- ・行政機関が、見込みで命令を発出することは絶対できない話であり、当時、相当頑張った案件なんですけど、命令対象にはできなかったと私は考えています。

**Q ⑥区域に搬入された廃棄物について、「排出事業者の特定に至らない」との認識であったにも関わらず、A社に対し「廃棄物の適正処理」についての指導を行っているのはなぜですか**

- ・ 排出事業者については、何回18条報告ををやっても相手方（報告を求めた者）にごまかされてしまい、確定することができませんでした。でも、首謀者はA社のA社長というのは、A社側も、我々行政側、熱海市も含めて、表立って反対する者はなく、半ば認めていたことなので、言い方（指導の仕方）が、単なる（土地所有者に対する）清潔保持義務の履行の求めよりも厳しくなったと思っています。
- ・ もう一つ理由があります。当時、県廃リ課と、県東部健福が重点指導していたのは、⑥区域ではなく、⑥区域に搬入されたがれき等が発生した熱海市内の解体现場でした。ここを何で強く指導したかという、（現場は）斜面になっており、その下には住宅があるような場所でした。
- ・ （なので、）何も指導しなければ、建物をばらして、散らばった瓦礫が下の住宅の屋根に落ちてしまう、最悪な状態だったので、（法律上の責任を求められるのは）誰かは分からないけれども、A社グループの誰かがやっていたということで、許される限り、強く指導をしていた記憶がある。

**Q A社など所有権移転前の当該地への廃棄物の搬入の関係者は、県東部健福に対しどのような態度で接してきましたか**

- ・ 横柄な態度でした。当時は、面会のために約束しても、現場に来ないことというのがたびたびありました。
- ・ 廃棄物関係の業務では、荒っぽい人たちを相手にしなければならないので、その対策として、県廃リ課には、現役の警察官が、県東部健福には警察官OBが配属されています。
- ・ A社への指導の時も、当然それらの職員に同行してもらいますが、A社長は全然動じませんでした。それは今も同じで、会いたくないときはアポイントしてもすっぱかし、電話で後日回答しますということを言っても電話連絡がない、こっちから電話しても電話に出ないことはしばしばあります。
- ・ 当時は、市のまちづくり課に（A氏を）呼び出してもらい面会することも多かったんですが、呼び出しても面会をキャンセルし、電話もなく来庁しない、そんなことがあったため指導票を受け取らせるのにも結構苦労しました。

**Q 当時の 18 条報告の位置付け、効果について見解は**

- ・確かに当時も今も、報告拒否や虚偽報告の罰則は、30 万円以下の罰金となっている。当時、(調査の対象者に報告を求めても) 回答が悪かった (なかなか報告してこない) ので、これにどう対応していくか考えて、(県に配属されていた) 警察の職員が、(この廃掃法) 18 条 (違反) で捕まえた事例があるかどうか調べてくれた。
- ・(そうしたところ、) 当時、関東で違反を素直に認めて、罰金を払ったという事例が 1 例あったのみで、(報告の求めに対し、早く報告するよう) どれだけ催促したらだとか、どのような要件が揃えば、(廃掃法第 18 条違反として) 捕まえられるかということが分からなく、実際には難しいという意見をもらった。
- ・環境省が出している行政処分の指針には、「報告徴収違反は積極的に告発せよ」と書いてありますけれども、実務としてはなかなか難しかった。

**Q 土地所有権がC者に移転して以来、専らC者に当該地の廃棄物の処理を委ねるような対応となっているが、C者に廃棄物の処理を行う意向が見られたとしても、当時、なぜ、善意の第三者であったと思われるC者に対し、A社のツケを払わせようとするような対応としたか。同様の事例が発生した場合にも、伊豆山と同様の対応を取るのか。当時の考え方はどうであったか**

- ・一つの理由として、C者側から (県東部県福) 廃棄物課に対して、自分で片付けるというふうな申し出があったということがあります。(C者に⑥区域の廃棄物の) 撤去計画の提出を求めたことが、「A社のツケを払わせるような対応」と感じたのなら、それは違います。
- ・なぜ、(C者に⑥区域の廃棄物の) 撤去計画を求めたかというと、放置されてしまった廃棄物が適正・適法にちゃんと処理してもらえるかどうかを確認するためです。その当時、C者としても、購入した土地に (放置された) 廃棄物の撤去をA氏側に強く要求しても、一向に作業が進まない (状況でした)。
- ・本来、(A社とC者との間の土地の売買契約において) 預り金 300 万というのがあり、(放置されてた廃棄物を) 片付けたらお金を払うということになっていたようなのですが、それは捨ててもC者自身で作業を行うということ、C者本人が考えていたということだと私は思っています。

**Q 2013年3月の県東部健福からの「C者からの照会事項への対応に関する文書協議」に対し、県廃リ課は4か月後に回答しているが、なぜここまで時間を要したのか（C者はしびれを切らした（⑥区域に廃棄物を埋め立ててしまったのではないか）**

- ・（C者からの廃棄物の撤去計画書は、がれき類を）破砕処分すれば再生砂利として分譲地内で使い切れるという内容だったのですが、最初もらったときは、分譲地のどの辺で、どれぐらい使うか、その内訳が分からなかったため、図面だとかの説明、どの辺にどれぐらい使うかという説明を求めた覚えがあり、その間の2週間か1か月ぐらいは、（C者からの照会事項を）県東部建福でキープしていた記憶があります。
- ・その後、県廃リ課で、（C者からの照会事項の処理に）3か月かかった理由は、まず「この廃棄物の排出事業者がC者でなく、土地を管理しているC者の関連会社でもないこと」、また、「1,500 m<sup>3</sup>もの大量のがれきを（分譲地内で）本当に使い切れるのか」というところの判断がつかなかったことによると思います。
- ・通常は、「瓦礫類の品目がある収集運搬業者、処分業者を選定し、あらかじめ必要事項を記載した書面により契約を結んだ後、廃棄物の処理を委託してください。また委託する際は、必要事項を記載したマニフェストを処理業者に交付し、処理業者から返送を受けたマニフェストについては契約書と併せ5年間を保管してください」との指導となります。
- ・当時の状況としては、C者は、A社の何者かに（廃棄物を）置き去りにされた被害者であること。また、廃棄物処理法上、本当であれば他者の廃棄物を処理する場合は、収集運搬業と処分業の許可が必要になりますが、（C者の廃棄物撤去）計画を認めてあげなければ、（C者の）選択肢として、（廃棄物を）そのまま放置するということも考えられました。
- ・そうした状況において、当時の県廃リ課の担当職員が、いろいろ苦渋の判断をせざるを得ないということで、相当な時間がかかったんじゃないかと私は思っています。

**Q C者が廃棄物を埋立てして以降、埋立て廃棄物の掘り起こしと、掘り起こした廃棄物の適正処理について再三指導するも、C者が指導に応じない状況が繰り返されていたのに、措置命令等の強制力のある手段に移行しなかったのはなぜか**

- ・（命令を行う権限のある県廃リ課で措置命令等の）手続に移行しなかった理由としては、そもそも排出事業者は、A社の関係者の誰かで、C者ではないということが大きな理由だと思います。
- ・同じ時期に、「土地に残された廃棄物の処理責任は、前土地所有者で廃棄物を発生させた者にあるのか、新たに土地を購入した者にあるのか、どちらなのか」ということを弁護士相談しました。その時の弁護士の説明は、「土地の上の廃棄物は所持承継ではなく、包括承継されるものなので、新たな土地所有者に処理責任が移行することはない」というものだったことが一つの理由になったと思います。
- ・（⑥区域への廃棄物の埋立行為に対する現土地所有者への）措置命令については、今年度、県廃リ課がいろいろ検討して、県の顧問弁護士と相談して、発出できるという判断をもらっている。
- ・県東部健福には、他の健康福祉センターに比べて、県庁案件となる大規模な不法投棄事案が多いこともあり、県廃リ課に在籍していた職員が配属されるので、必要があれば、必ず、県廃リ課に命令を出すかどうかを相談していたと思います。なぜやらなかったかというと、恐らく、その必要を感じなかったからだと思います。

**Q 県東部健福に対するC者やその代理人等の関係者の態度は、どのようなものであったか**

- ・高圧的な態度やアポイントのすっぽかしなどはなかったです。あらかじめ時間を調整すれば、C者も関連会社の研修所で（面会のために）待っててくれました。一度だけですが、C者先導で第2の盛土近くまで行ったこともあります。

**Q 「土砂に木くずを混ぜた行為者」について任意の聴き取りは行っていたが、早期に関係者に 18 条報告を求めなかったのはなぜか。**

- ・ 本県の場合、18 条報告に不服がある場合の対応を教示していませんが、(報告の求めを) 無視して報告しなかったり、虚偽の報告をしたりした場合は、罰則の対象となります。考えようによっては命令と同じであるため、18 条報告を求める場合は、必ず対象者の住民票を取り寄せて、住所、氏名を確認し、法人だったら、登記簿を取り寄せて、(その所在地、法人名を)必ず確認します。(このことから、)ダンプの運転手が名字しか言わない場合や、名字も言わない場合、免許証も見せてくれない場合は、正確な住所、氏名の確認ができないため、18 条に基づく報告の求めができなかった可能性もあると思います。
- ・ もう一つの理由としては、(聴き取りの対象者に対し) 事実申立書の様式で聴き取りし、聴き取り内容を記載した申立書に聴き取り職員が記名押印し、聴き取り対象者が記名、押印や署名があるという場合には、ひとまずは 18 条報告でなくても、証拠としてはそれでよいと考えていた可能性もあると思います。

**Q 当該地の所有権の C 者への移転以降、木くず等の廃棄物が当該地に搬入されている形跡があるが、それはなぜか。**

- ・ 不法投棄された廃棄物がどこから運び込まれたものなのかを確認する方法ですが、ダンプだとかの収集運搬業者を捕まえて、「どこから何を運んだのか」を聴取するか、投棄された廃棄物に投棄者が特定できる帳票が交ざっていれば、それを手がかりに調査を進めることとなります。(そういう) 証拠がなければ残念ながら調べようがありません。

**Q 2010 (H22) 年 10 月 20 日の木くずの掘り起こしの際、立ち会っていた者から、今回出た木くずが自分たちが拾い集めたものと違う、置場は別の場所だったとの発言があったが、その後、確認を行ったのか (⑥区域に移動した木くずがそれに当たるとの理解でよいか)**

- ・ (2010 (H22) 年) 10 月 20 日の木くずの掘り起こしの時は (立会って) いなかったもので、細かい話は分からないです。
- ・ 私としては、(①区域で確認された) 木くずは回収されて、⑥区域の入り口付近に移されたと把握しており、また、A 氏側から、この木くず (混じりの土砂) を適正に処分したという報告はありませんでした。
- ・ (この木くずについては、⑥区域の) 所有者が C 者になった後、C 者の関係者が、一度、がれき類以外の廃棄物を処理しているので、その時に燃えるものとして一緒に撤去したのではないかと考えています。

**Q 公文書に「①区域の残土処分場の入り口付近に竹混じりの土砂が搬入された」との記録があるが、この土砂について指導票を切る等の対応をした記憶があるか**

- ・ ないです。

**Q 竹混じりの土砂等が①区域の入り口付近に搬入されたのは、土地所有権がC者に移ってからであるが、誰がこの土砂を①区域に搬入したと思うか**

- ・ その当時は、①区域のガードが甘かったので、(所有権の移転に) 気付いていない者が勝手に搬入したのではないかと思います。
- ・ ①区域の入り口にもしばらくしてフェンスが設置されたが、そのフェンスができるまでは、テレビなどが捨てられたこともありました。

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）

（昭和45年12月25日 法律第137号）

（目的）

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2～3 （略）

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

- 一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
- 二 （略）

5～6 （略）

（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2～3 （略）

（清潔の保持等）

第五条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2～7 （略）

（事業者及び地方公共団体の処理）

第十一条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

2～3 （略）

（事業者の処理）

第十二条 事業者は、自らその産業廃棄物（中略）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入

処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。)に従わなければならない。

- 2 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準(以下「産業廃棄物保管基準」という。)に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物(環境省令で定めるものに限る。次項において同じ。)を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管(環境省令で定めるものに限る。)を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 前項の環境省令で定める場合において、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において同項に規定する保管を行つた事業者は、当該保管をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 事業者(中間処理業者(発生から最終処分(埋立処分、海洋投入処分(中略)又は再生をいう。以下同じ。))が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。))を含む。次項及び第七項並びに次条第五項から第七項までにおいて同じ。)は、その産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物(発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。))を含む。次項及び第七項において同じ。)の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。
- 6 事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。
- 7 事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

8～13 (略)

(報告の徴収)

第十八条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらであることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者（中略）又は産業廃棄物処理施設の設置者、情報処理センター、第十五条の十七第一項の政令で定める土地の所有者若しくは占有者又は指定区域内において土地の形質の変更を行い、若しくは行つた者その他の関係者に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理又は同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関し、必要な報告を求めることができる。

2 (略)

(立入検査)

第十九条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物若しくは第十五条の十七第一項の政令で定める土地に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理若しくは同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

2～4 (略)

(措置命令)

第十九条の五 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準（中略）に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事（中略）は、必要な限度において、次に掲げる者（次条及び第十九条の八において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者（第十一条第二項又は第三項の規定によりその事務として当該保管、収集、運搬又は処分を行つた市町村又は都道府県を除く。）

二～四 (略)

五 当該保管、収集、運搬若しくは処分を行つた者若しくは前三号に掲げる者に対して当該保管、収集、運搬若しくは処分若しくは前三号に規定する規定に違反する行為（以下「当該処分等」という。）をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該処分等をするのを助けた者があるときは、その者

2 (略)

(建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外)

第二十一条の三 土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。）が数次の請負によつて行われる場合にあつては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律（第三条第二項及び第三項、第四条第四項、第六条の三第二項及び第三項、第十三条の十二、第十三条の十三、第十三条の十五並びに第十五条の七を除く。）の規定の適用については、当該建設工事（他の者から請け負つたものを除く。）の注文者から直接建設工事を請け負つた建設業（建設工事を請け負う営業（その請け負つた建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をいう。以下同じ。）を営む者（以下「元請業者」という。）を事業者とする。

2～4 （略）

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抄）

（昭和46年9月23日 政令第300号）

（産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第六条 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項（第三号イ及び第四号イを除く。）において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一 産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては、第三条第一号イからニまでの規定の例によるほか、次によること。

イ 運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。

ロ （略）

ハ 産業廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号への規定の例によること。

ニ （略）

ホ 産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号チ及びリの規定の例によるほか、当該保管する産業廃棄物の数量が、環境省令で定める場合を除き、当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に七を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

ヘ （略）

二 産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たっては、次によること。

イ 第三条第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロの規定の例によること。

ロ 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

(1) 第三条第一号リの規定の例によること。

(2) 環境省令で定める期間を超えて保管を行ってはならないこと。

(3) 保管する産業廃棄物（当該産業廃棄物に係る処理施設が同時に当該産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものの処理施設である場合にあつては、当該一般廃棄物を含む。）の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に十四を乗じて得られる数量（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める数量）を超えないようにすること。

ハ～ホ （略）

三 産業廃棄物の埋立処分に当たっては、第三条第一号イ（中略）及びロ並びに第三号ニ及びホの規定の例によるほか、次によること。

イ 次に掲げる産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。以下「安定型産業廃棄物」という。）以外の産業廃棄物（中略）の埋立処分は、地中にある空間を利用する処分の方法により行ってはならないこと。

(1)～(4) （略）

(5) 第二条第九号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。第七条第八号の二において「がれき類」という。）

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、これらの産業廃棄物に準ずるものとして環境大臣が指定する産業廃棄物

ロ 埋立地(第三条第三号ロに掲げる措置が講じられていない埋立地に限るものとし、第七条第十四号イ及びハに規定する場所を除く。)において産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれのないように必要な措置(工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合にあつては、環境大臣が定める方法による措置)を講ずること。

ハ 埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の処分の場所(次に掲げる産業廃棄物の埋立地にあつては、有害な産業廃棄物の処分の場所)であることとの表示がなされている場所で行うこと。

(1)～(5) (略)

ニ～ウ (略)

四～五 (略)

## 2 (略)

(事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準)

第六条の二 法第十二条第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 産業廃棄物(中略)の運搬にあつては、他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

二 産業廃棄物の処分又は再生にあつては、他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

三 (略)

四 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。

イ～ヘ (略)

五 前号に規定する委託契約書及び書面をその契約の終了の日から環境省令で定める期間保存すること。

六 (略)

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抄）

（昭和46年9月23日 厚生省令第35号）

（産業廃棄物保管基準）

第八条 法第十二条第二項の規定による産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

一 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

イ 周囲に囲い（保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

ロ 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。

（1） 縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。

（2） 次に掲げる事項を表示したものであること。

（イ）～（ニ）（略）

二 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

イ～ハ（略）

三 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

四～五（略）

## 2 逢初川源頭部とその周辺区域における 土地改変行為等に係る行政対応の事実関係

- ・ 関係者一覧
- ・ 行政対応の事実関係



## 関係者一覧

### 【区域別】

区 域	関係者	左記区域における関係
①区域 【土砂盛土】 【木くず混じりの土砂等の搬入】	A社【A氏】	・①区域の前土地所有者 ・土の採取等計画届出書の届出者
	D社【O氏】	・①区域の現場責任者（施工者） （2007. 3. 9～2009（H21）. 12. 8）
	E社【Q氏】	・①区域の現場責任者（施工者） （2009. 12. 9～）
	F社【Y氏】	・①区域の現場作業者
⑤区域 （A、B工区） 【宅地造成】	P社	・⑤区域の旧土地所有者 ・⑤区域の開発行為の許可を受けた者 （～2005（H17）. 8. 24）
	X社	・P社からの開発行為許可等の地位承継者 （2005. 8. 25～）
	C者	・⑤区域の現土地所有者 （宅地として譲渡された区画を除く）
④無許可開発区域 【都計法違反による開発行為（無許可）】	P社	・④無許可開発区域の旧土地所有者 ・④区域の旧土地所有者 ・④無許可開発区域で無許可で開発行為を実施した者
	C者	・④無許可開発区域の現土地所有者
④区域 （C、D、E工区） 【宅地造成】	I社	・④区域の全工区の開発行為の許可を受けた者 ・④区域・D工区の林地開発許可を受けた者
	Q社	・I社が社名変更
	D社【O氏】	・④区域・D工区への土砂搬入の責任者
	F社【Y氏】	・④区域・D工区への残土搬入を行った者
	C者	・④区域の現土地所有者
⑥区域 【産業廃棄物、木くず混じりの土砂等の搬入の搬入】	A社【A氏】	・⑥区域の旧土地所有者 ・熱海市日金の解体工事の元請業者と思われた者
	J社	・熱海市日金の解体建築物の登記名義人 ・A社への解体工事資金の貸付者
	D社【O氏】	・熱海市日金の解体工事の実施者 （⑥区域にがれき類等を搬入したと思われる者）
	F社【Y氏】	・木くず混じりの土砂を⑥区域へ移動させた者
	C者	・⑥区域にがれき類等を埋立した者 （現土地所有者）

**【関係者別（複数の区域に関係する者）】**

関係者	区 域	左記区域における関係
A社 【A氏】	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①区域の前土地所有者</li> <li>・土の採取等計画届出書の届出者</li> </ul>
	⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>・⑥区域の旧土地所有者</li> <li>・熱海市日金の解体工事の元請業者と思われた者</li> </ul>
D社 【O氏】	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①区域の現場責任者（施工者） (2007(H19). 3. 9～2009(H21). 12. 8)</li> </ul>
	④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・④区域・D工区への土砂搬入の責任者</li> </ul>
	⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱海市日金の解体工事の実施者 (⑥区域にがれき類等を搬入したと思われる者)</li> </ul>
F社 【Y氏】	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①区域の現場作業者</li> </ul>
	④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・④区域・D工区への残土搬入を行った者</li> </ul>
	⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木くず混じりの土砂を⑥区域へ移動させた者</li> </ul>
P社	④無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・④無許可開発区域の旧土地所有者</li> <li>・④区域の旧土地所有者</li> <li>・④無許可開発区域で無許可で開発行為を実施した者</li> </ul>
	⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・⑤区域の旧土地所有者</li> <li>・⑤区域の(A、B工区)の開発行為の許可を受けた者 (～2005(H17). 8. 24)</li> </ul>
C者	④無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・④無許可開発区域の現土地所有者</li> </ul>
	④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・④区域の現土地所有者</li> </ul>
	⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・⑤区域の現土地所有者 (宅地として譲渡された区画を除く)</li> </ul>
	⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>・⑥区域にがれき類等を埋立した者（現土地所有者）</li> </ul>

## 逢初川源頭部とその周辺区域における土地改変行為等に係る行政対応の事実関係※

※ ①区域の盛土行為に係る事実関係については、「逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会報告書（令和4年5月）」から抜粋、それ以外の事実関係については、本報告書の各法令に記載の事実関係から再掲)

2002. 12. 26 県熱海土木がP社に対し、⑤区域の宅地造成について都計法第29条  
(H14) の開発行為を許可する (E002)

2003. 2. 6 県土地対策室、県熱海土木が、P社が⑤区域で開発行為許可を得て実  
(H15) 施している宅地造成工事の現場確認の際、④無許可開発区域における  
開発行為（無許可）を確認する (D001)

### 現地の状況

- ・巨石を並べて道を作り、芝生広場、建築予定地を平らに造成
- ・入り口付近には、モニュメントや「ペンション建設予定地（平成15年6月30日オープン）」との看板を設置

### 県の認識

- ・(北側区域は) 明らかに開発行為であるため、工事の停止等の命令の前段階として弁明書の提出を求める

2003. 2. 21 県熱海土木がP社に対し、④無許可開発区域における都計法違反（無  
許可）による開発行為について同法第81条第1項に基づく命令を発  
出する (D015)

2003. 2. 28 県熱海土木がP社に対し、⑤区域の宅地造成について都計法第81条  
第1項に基づく措置命令を発出する (E018)

2003. 9. 5 県熱海土木がP社の④無許可開発区域に係る防災工事について、条件  
を附して承認する (D067)

2005年度 県熱海土木が熱海市伊豆山地区において土砂災害防止法に基づく基礎  
(H17) 調査（土石流）を実施する（逢初川、寺山沢、吾妻沢、伊豆山沢の4  
溪流を実施（太字は逢初川と指定対象区域が一部重複する溪流）  
(dos008)

2005. 6. 20 県熱海土木がP社に発出していた④無許可開発区域に係る都計法に  
よる措置命令を解除する (D081)

2005. 8. 25 県熱海土木がX社に対し、⑤区域の宅地造成に係る開発行為の許可に  
ついて都計法による地位の承継を承認する (D081)

2005. 8. 25 県熱海土木がP社に対する⑤区域の宅地造成に係る命令を解除する  
(D081)

2006. 3. 24 **県熱海土木、⑤区域の宅地造成の開発行為の許可に係る完了検査を行い、X社に対し検査済証を交付する** (2021. 10. 18 付け⑤区域文書)  
(H18)
2006. 4. 11 市がI社に対し、④区域・C工区について都計法第29条による開発行為を許可する (2021. 10. 18 付け④区域文書)
2006. 9. 21 A社が逢初川源頭部を含む約35万坪の土地を購入・所有する (2021. 10. 18 付け①区域文書)
2006. 10. 18 市がI社に対し、④区域の宅地造成に係る開発行為について、変更(D工区、E工区の追加)を許可する (2021. 10. 18 付け④区域文書)
2006. 11. 27 I社による④区域・C工区における宅地造成に係る開発行為が完了する (2021. 10. 18 付け④区域文書)
- 2007年度 **県熱海土木が熱海市伊豆山地区において土砂災害防止法に基づく基礎調査(土石流)を実施する** (奥鳴沢の1溪流) (dos008)  
(H19)
2007. 4. 9 市がA社の①区域に係る土の採取等計画届出書を附帯条件付きで受付・受理する (A003)
2007. 4. 25 **県熱海土木が「逢初川から泥水が流れ込み伊豆山港内が広範囲に汚濁している」との通報を受け、逢初川上流部を現地確認する** (A283)
- 現地の状況**
- ・広範囲に宅地造成が行われている
  - ・泥水の発生源は造成地内の谷部分、山肌が露出しているため降雨により泥水が流出する状況
2007. 5. 2 **県東部農林がA社から8万坪(26ha)について宅地造成の開発計画を進めていること等を聴取する** (A006)
2007. 5. 31 **県東部農林がA社に対し、①区域における林地開発許可違反による開発行為について文書による行政指導を行う** (A012)
- 指導等の内容**
- ・当該森林内での開発行為に相当する作業の中止すること
  - ・土地の改変変更面積を実測し求積図を提出すること
  - ・区域外への土砂の流出防止等、災害を防ぐための措置を農林事務所と協議の上、その復旧計画書を提出すること
  - ・書類の提出期限：2007. 6. 25
- ※ 2007. 5. 31～2008. 8. 7の間、林地開発違反の是正が完了するまで、A社は盛土等の工事はできなかった。

2007. 7. 31 I 社による④区域・E工区における宅地造成に係る開發行爲が完了する(2021. 10. 18 付け④区域文書)
2008. 4. 30 A社が県東部農林に対し、①区域の林地開発許可違反(無許可)による開発地の復旧計画書を提出する(日付：2008. 4. 28) (A047)
2008. 5. 1 県東部農林が I 社に対し、④区域・D工区における森林法第 10 条の 2 (林地開発許可) 違反に係る文書指導を行う (D089)
2008. 5. 30 県東部農林が、④区域・D工区における林地開発許可違反に係る復旧工事の完了を確認する (D100、101)
2008. 7. 8 県東部農林が I 社に対し、④区域・D工区に係る林地開発を許可する(林地開発許可面積：1. 9384ha) (D107)  
( I 社は同日付けで林地開発に着手する (D108))
2008. 8. 5 県東部農林が、市、A社立ち会いの下、復旧工事完了報告書により①区域の林地開発許可違反(無許可)による開発地の復旧工事の完了を確認する (A049)
2008. 10. 20 市が県東部農林に対し、「 I 社の経営状況が悪化し現場が止まっており、(④区域・D工区に係る防災工事の完了確認の) 立会いを求めるのは困難な状況」との情報提供を行う (D118)
2008. 12. 5 県東部農林と市が、④区域・D工区における今後の対応についての打合せを行う (D123)
- 打ち合せ内容 (抜粋)
- ・世界的な金融危機により I 社の経営が急激に悪化している
  - ・現在、土工事の途中でこのまま工事が停止すると防災上非常に危険であるため、仮設沈砂池を早急に整備させ、防災工事を完了させる
  - ・工事完了が困難であれば中止届を提出させる
2009. 1. 21 県東部農林、県熱海土木、市とA社が、(赤井谷(①区域)における) 今後の残土処理について協議する (A006)
- 状況
- ・当該計画地は、2008. 8. 7 に(県東部農林が) 林地開發行爲復旧工事の完了を認めた場所
  - ・県が森林法第 10 条の 2 違反による復旧指導を行う以前に、市が県土採取等規制条例及び県風致地区条例(当時) に基づき土地改変行爲等を認めていたため(注：風致地区内行爲の許可の通知は 2007. 4. 12、2007. 6. 4)、復旧工事の完了に伴い、残土処分が可能となった

- ・しかし、現状、工期が切れているため、A社は市に工期の延長を申請している

#### 東部農林

- ・違反行為があった場所だが復旧した区域であり、林地開発の許可を要する面積以下であるため法的にいうことはないが、再度の林地開発許可違反は許されない
- ・将来、事業を拡大し林地開発許可を得ようとする場合は、防災計画を大きく見直さなければならない旨を説明
- ・当面は現実的な量进行处理する計画にしたらどうか  
(熱海土木)
- ・逢初川の土砂流出を懸念し、万全の対策を依頼

#### 市

- ・当初計画の約 38 万 m<sup>3</sup>の残土処分が実行できるとは考えられない
- ・もっと現実的な内容に計画を修正したらどうか
- ・風致地区内行為変更許可申請(2009. 1. 14 提出)の工期延長については認める方針

#### A社

- ・県や市に絶対迷惑がかからないようにする
- ・面積が 1ha を超えることはない、当面の量は 3, 000?~5, 000?程度

### 2009. 2. 5 県東部健福が市からの「ホテル従業員寮の解体工事の施工業者が解体廃棄物を自社が所有する伊豆山の土地に不適正保管している」との通報により、逢初源頭部北西側区域(以下「⑥区域」という)の現地を確認する(F005)

#### 現地の状況

- ・がれき類(熱海市日金の建物解体工事現場から搬入)、繊維くず(布団、毛布等)が山積みの状況
- ・また、別の箇所に大量の木くずが放置され、更に奥側にも伐採木が山積みされている状況

#### 市、県東部農林からの情報

- ・A社はこれまでも廃棄物の不適正保管を繰り返していたが、2008 年末まではこれほどひどい状況ではなく、年明け以降、急激に廃棄物の量が増えた
- ・大量の木くずは、市と東部農林の指導により、ようやくまとめたものである
- ・奥側に山積みされている伐採木は最近のもので把握していない

### 2009. 4. 3 A社が県東部健福に対し、⑥区域に搬入された廃棄物に係る廃棄物処理計画書を提出する(F010)

#### 計画の内容

- ・再生利用(コンクリート塊)、業者への売却(鉄くず)、一般ゴミ等処理施設へ運搬(木材、繊維くず、廃プラ、紙くず)

- ・解体工事現場での保管場所の確保が困難なため、近接地である伊豆山に仮置きしている
- ・囲いについては、一時的な仮置きのため、必要最小限で出来るだけ設置する

2009. 6. 24 **県東部農林、市が、①区域の現地調査を実施し、伐採届、小規模林地開発の手続き無しに残土搬入が行われていることを確認する (A067)**  
(2009. 6. 19 に市から県東部農林に対し、残土搬入の動きがあるとの情報提供があったため、現地調査を実施)

**現地の状況等**

- ・伐採届の手続き無しで残土搬入されていることを確認（沢へ降りる作業道が拡幅されており、2008. 8. 7 復旧完了した復旧箇所が一部含まれている可能性がある」と記録されている）  
(復命書添付の写真からは上部から残土が谷に落とし込まれている様子が見える)
- ・県東部農林事務所から市に対し、現時点では、1ha 未満で小規模林地開発の範疇であるため、小規模林地開発の取り扱いに基づき適切に指導するよう伝達

2009. 7. 2 **県熱海土木、県東部農林、市とA社、E社(Q氏)が①区域における盛土計画について協議する (A069)**

**協議内容**

- ・A社は「林地開発にならないよう1haを超えないようにやる。少しずつ(1ha未満をいくつも)やっていくしかない」と発言
- ・これに対して、県東部農林は「小分けは認めない」と回答
- ・その後、A社は「じゃあ何年たったら隣接でなくなるのか。別の第三者ならいいのか」と県東部農林に確認
- ・県東部農林は「隣接や第三者の判断はその時に判断する」と回答

2009. 10. 8 **県熱海土木が「伊豆山港の濁りがすごいからすぐに見に来て欲しい」との通報を受け、伊豆山港を現地確認する (A073)**

**県担当者の認識**

- ・港外の濁りの様子から逢初川からの濁流の影響が大きいと考えられる
- ・逢初川の濁りの発生源は、上流部の土地改変行為によるものと思われる

2009. 10. 9 **県熱海土木が、2009. 10. 8 の伊豆山港及び逢初川河口部の濁りの現地確認の結果を踏まえ、逢初川源頭部(①区域)を現地確認する (A074)**

**現地の状況**

- ・雨水により、開発地の転圧不足の土砂が流れ出していることが確認された(現地の土砂は長靴がはまると抜けなくなるような軟弱な状態)

**県担当者の認識**

- ・河川区域の上流であるが、当該地の土砂が逢初川に流入しているこ

とは確実とみられ、河口部の港湾利用者からの苦情もあるため、何らかの形で開発者に対して指導が必要と考えられる

2009. 10. 23 I社の④区域・D工区における林地開発許可に係る工期(2009年10月23日)が切れる

2009. 11. 4 **市、県熱海土木、県東部農林が①区域についての今後の対応を協議する(A077)**

**協議等の内容**

- ・市から、県に土地改変面積が1haを超えているのではないかとこの点について問題提起し、「県市一緒に面積調査から入ったほうがよい」と口頭にて依頼(→共同実施についての結論出ず、面積調査よりも工事を止めさせる方向で対策を検討)
- ・会議の終了後、県東部農林から市に対し、面積の確定について、市でA社を指導しながら対応するよう要請  
(現地は改変面積が1haを超えている可能性があるが、森林法の手続きにのっとり業者を指導していると時間がかかってしまうため、市から事業者を指導するようとのこと)  
⇒これに基づき、2009. 11. 30に1.2haの求積図が提出されることとなる

2009. 12. 1 **県熱海土木、県東部農林、市が、①区域の残土処理場について今後の対策を協議する(A089)**

**協議内容**

- ・1.2haの測量図面が出されたが、図上求積であり、信憑性にも欠け、正式文書でないため、最初は伐採届の指導と県土採取等規制条例の違反の指導で市が動く(明日にでも会って指導を開始する)
- ・口頭で指導をしたら、同じ内容を文書でも指導する
- ・最悪のことを考えて行政代執行を市がやる場合の調査(見積りも)用意したほうがいいのではないかと、という意見も出た
- ・A社は会社として機能していないので、土地を借りて行為をしているB社に直接指導する

2010. 7. 1 **県東部農林、県東部健福、市がD社に対し、①区域の残土処分及び⑥区域のコンクリートガラ撤去について事情を聴取する(A098)**  
(H22)

**聴取内容**

- ・残土処分地の進入路上部に安定勾配で小段をつけながら仕上げたい
- ・下の残土処理場と一体で1haを超えるようであれば、残土処分完了後、区域を広げないようその上に盛って仕上げたい」と新たな土砂搬入を提案

**東部健福**

- ・「管轄外なので、適法に処分すれば構わない」と回答

#### 東部農林

- ・「一体性の判断であるが、時期及び流域は同じでも、行為者が異なる」と扱いが微妙になる」「詳細な計画を見てから本課と相談して判断したい」と回答

⇒現時点では1ha以下の小規模林開の範疇であると整理され、市が総合的に判断し関係部署に連絡することとなった

2010. 7. 22 ④区域・D工区（I社が林地開発許可を受けた土地）にD社が残土搬入していると情報があり、市、県東部農林が現地調査を実施する(D151)

#### 県の認識

- ・現況地盤は、計画地盤より1～2m程度低いため、計画地盤の高さとするための土砂搬入であれば目的外工事とはいえない
- ・D社は、I社の工事施工者として申請されており、I社の指示であれば問題ない
- ・単なる残土処理であれば、（林地開発の）変更許可が必要となる
- ・（土砂搬入が）造成工事に伴うものか、残土処分なのか確認等を行う

2010. 8. 31 県東部健福が市からの「伊豆山の残土処分場（以下「①区域」という）で木くず等が混ざった土砂が混入されている」との報告を受け現地確認を行う(A106)

#### 現地の状況

- ・残土処分場の上部から3分の1あたりまでの土中に木くず（解体工事から発生したと思われる20～30cm程度の木片）がかなりの量で混ざっている

2010. 10. 7 相模ナンバーのダンプ車両が①区域の進入路に「土、砕かれたかわら、陶器類で粒度が不揃いのもの、ガラスくず、鉄筋、廃プラが混ざったもの」を下ろす(A115)

#### 運転手からの聴取内容

- ・神奈川県に所在する業者の置き場からもってきた

2010. 11. 10 A社から市に対し、①区域での更なる残土処理と道路開設の相談がなされたことを受け、県東部農林、県東部健福、県熱海土木、市が、A社関係の開発行為に係る対策会議を開催する(A135、136)

#### 市

- ・A社から伊豆山地内で残土処理及び道路の開設をしたいとの要望がある
- ・同社及びその関連会社による開発は、市内6箇所で行われているが、すべて開発途中で止まっており、管理もずさんで申請どおりに施工されていない
- ・市としてはこのような状態を放置できない。関係機関と協力していきたい

- ・現在、1ha 未満の県土採取等規制条例の届出に基づき工事しているが、届出期間が過ぎても工事しており、廃材も捨てられている
- ・規制に有効な法令の検討として、特に森林法が候補として挙がる
- ・市から、県に既に工区面積が県の林地開発許可が必要となる 1ha を超えているのではないかとの問題意識を提起
- ・A社から、現在の工事を完了させた上で、別企業による新たな 1ha 未満の届出をすることを市に提案している
- ・合計で 1ha 以上になるので、森林法の林地開発許可ほかの法令で規制できないか（→県東部農林が持ち帰り検討する）

#### 東部農林

- ・原則は 1ha を超える部分については現状復旧することが必要  
（注：森林法上、無断開発された林地は原則として 1ha を超える部分だけでなく、全体の現状復旧が必要）
- ・県も市の現状を承知しており、それぞれの法令等に基づき協力する

#### 熱海土木

- ・逢初川につながる上流箇所であり、流量オーバーと水質汚濁が心配され、河川管理者として無視できない

### 2010. 11. 17 県東部健福が①区域に仮置きしていた木くず混じりの土砂の撤去作業（①区域から⑥区域への移動）に立会う（A141）

#### 撤去作業の状況

- ・10. 20 に掘り起こした木くず混じりの土砂 4 トン車 31 台分を、残土処分場から源頭部北西側区域のがれき置場へ搬出（全ての土砂の搬出はできなかった）
- ・がれき置場に搬入された土砂を観察すると、木くず以外にもウレタン、金属くず、毛布など様々な廃棄物が混ざっていた

### 2010. 11. 19 県東部健福が①区域に仮置きしていた木くず混じりの土砂の撤去作業（①区域から⑥区域への移動）に立会う（11. 17 の残りの土砂）（A143）

#### 撤去作業等の状況

- ・撤去作業前に 11. 2 に確認した木くず混じりの土砂について、木くずの確認できる範囲で掘り起こしを行った
- ・11. 19 に掘り起こしたものも含め、4 トン車 33 台分の木くず混じりの土砂を、残土処分場から源頭部北西側区域のがれき置場へ搬出

### 2011. 2. 25 土地所有権の移転（A社→C者）、A社等とC者との間で同日付で覚書を締結する（A172）

### 2011. 3. 4 県森林計画課、県東部農林、市が①区域の残土処理場の現地調査を実施する（A159、D168）

#### 調査結果

- ・残土処理（盛土）の施工が悪く、浸食・崩壊が発生し、沈砂池までの流出を起こしている。今後も浸食や崩壊が進行するおそれが強い

- ・市には「伐採届」、「県土採取等規制条例」に基づく指導を行うよう依頼

2011. 3. 4 **県森林計画課、県東部農林、市が、林地開発許可案件の定期査察により④区域・D工区の現地確認を行う** (A159、D168)

**現地の状況など**

- ・ I社は登記簿上存続しているものの、所在地に会社は不存
- ・ リーマンショック以降工事は中断している
- ・ 施工状況は粗悪で、掘削途中の切土面、倒壊したブロック積みが放置されている
- ・ 沈砂池は設置されているものの、高さ・位置が悪く、土砂が流入しない状況である
- ・ 現状での過伐採や土砂の流出は見られない
- ・ 盛土用の土砂らしきものが最近も搬入されている

2011. 3. 17 **市、県土地対策課、県森林計画課が①区域及び④区域・D工区の現状の確認と今後の対応について協議する** (A165、D173)

**協議内容（①区域の盛り土関係）**

- ・ 基本的に市が県土採取等規制条例に基づき対応すること、土砂の流出、崩壊等の危険性があるため、緊急の是正を行わせる必要があることを確認

**【県土地対策課作成の協議記録の記述（抜粋）】**

**土地対策課**

- ・ 土採取条例にも報告徴求や措置命令など監督処分等に関する規定があるものの、本来が届出制度であることもあり、単独の対応では規制及び指導の効力が弱く、森林法など個別法による対応を軸に指導することが望ましい
- ・ (県土採取等規制条例の) 規制効果を案ずることよりも当該条例による所要の手続きを取るほかはなく、災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、直ちに停止命令を行うことが妥当

**熱海市**

- ・ 了解した。緊急の必要があるために直ちに停止命令を行う方向で検討する

**協議内容（④区域・D工区の林地開発許可関係）**

- ・ 県東部農林が I社に対し、配達証明郵便で文書指導を行う
- ・ 指導に従わない場合又は文書が到達しない場合は、中止命令を行う予定
- ・ 法に基づく命令等の処分は、占有者、所有者にも承継されるため、命令を行っておくことが違法行為への抑止効果を持つ

2011 年度 **県熱海土木が熱海市伊豆山地区において土砂災害防止法に基づく基礎調査（土石流）を実施する**（鳴沢、猪洞沢の2溪流を実施（太字は逢初川と指定対象区域が一部重複する溪流））（dos008）

2011. 5. 19 **県廃リ課、県熱海土木と市が、①区域について、前土地所有者、現土地所有者等と面談する** (A177、179)

**内容**

- ・土採取の届出区域以外にも土が盛られ、市は「仮置き」扱いとしているが、合計では1haを超える。本来であれば土を盛るだけでも土採取の届出が必要。県土採取等規制条例の届出に係る処理を完了すること及び過剰搬入した土砂を現場から搬出すること等を指導
- ・市の対応として2011. 4. 27付文書で、A社等に対し、2011. 5. 13を期限とし報告書の提出を指示したが報告要求文書を見ていないとA社社員が述べたことから、2011. 5. 31までを期限として提出を指導した。2011. 5. 31の期日を待って報告が得られない場合、(県土採取等規制) 条例に基づき行政処分を行っていくための事務処理を県土地対策課と相談しながら行う

2012. 1. 25 市による赤井谷(①区域)の門扉の設置工事が完了する  
(H24)

2012. 2. 29 **県熱海土木が市に対し、土砂災害警戒区域等の指定に係る意見照会を行う** (dos011)

2012. 3. 15 市が県熱海土木に対し、土砂災害警戒区域等の指定に係る意見照会への回答を行う(「(逢初川を含め) 特に意見なし」との回答) (dos012)

2012. 3. 30 **県熱海土木が土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を指定する**  
(逢初川を含む伊豆山地区の土石流7区域※を指定) (dos013、014)

※ 土砂災害警戒区域：7区域、土砂災害特別警戒区域：4区域

2013. 2. 7 現所有者が県東部健福に対し、前所有者が放置した廃棄物の撤去作業等  
(H25) 等を善意を持って解決する覚悟である旨の文書を提出する  
(2013. 1. 9付け) (A211、F159)

**文書のその他記述**

- ・県、市と調整し関係法令を遵守し施工するが、敷地内処分について現地主判断で処理することに理解を求めたくお願いします
- ・A社が市の指導を無視して放置した伊豆山港及び逢初川下流水域へ土砂崩壊による二次被害防止の安全対策工事を施工
- ・その他伊豆山地区における工事計画の概要、廃棄物の処理計画(1. 21提示案)も記載

(注) 県がC者から聴取(2021. 12. 16)した結果によれば、この書面は自分  
分が作成したものでないとのこと

2013. 4. 16 県東部健福が⑥区域の現地を調査する (F168)

**現地**の状況

- ・敷地内は入口にがれき類の山一つ残してあるのみで、周辺は整地されていた

2013. 5. 8 県東部健福が⑥区域の現所有者代理人に対し、現地在整地された経緯等を聴く (F169)

**聴取**内容

- ・現地にあったがれき類は、当該敷地奥の造成に伴い埋立てした
- ・1000 m<sup>3</sup>のがれき類を 30m×70m にならず、ガラ厚 20 cm程度
- ・現所有者は自分の土地だからどう使おうがよいではないかとの考え

2016. 4 以降 (H28) 砂防指定地等監視員の業務報告書が残存する 2016 年 4 月以降は、逢初川の砂防指定地等については、砂防指定地等監視員からは、「崩壊・損壊箇所なし」と報告されている (sab005)

**巡回**内容及び記録

- ・逢初川は年 6～7 回の頻度で巡視
- ・2016 (H28). 3 月以前の業務報告書は残存していない

※ 県東部健福は災害発生直前の 2021. 6. 30 まで、①区域、⑥区域に 新たな廃棄物が持ち込まれていないか、定期的に現地確認を実施していた (状況の変化なし)